平成28年第5回那須塩原市議会定例会

議 事 日 程 (第3号)

平成28年11月30日(水曜日)午前10時開議

日程第 1 市政一般質問

- 5 番 佐藤一則議員
 - 1. 公共施設等総合管理計画について
 - 2. 犯罪や非行のない安全で安心な地域の実現に向けて
- 20番 山本はるひ議員
 - 1. 市民と行政が協働でまちづくりをしていくことについて
 - 2. 放課後児童クラブのあり方について
 - 3. 市単独補助金のあり方について
- 1 番 藤村由美子議員
 - 1. 第3次那須塩原市男女共同参画行動計画について
 - 2. まちづくりから考える地域公共交通網について
- 3 番 相馬 剛議員
 - 1. 豪雨災害に備えた水防対策について
 - 2. 減少傾向にある使用料の要因と対策について
 - 3. T I 活動 (トータルアイデンティティ活動) について

出席議員(26名)

1番	藤	村	由身	€ 子	議員	2番	星		宏	子	議員
3番	相	馬		岡川	議員	4番	齊	藤	誠	之	議員
5番	佐	藤	_	則	議員	6番	鈴	木	伸	彦	議員
7番	櫻	田	貴	久	議員	8番	大	野	恭	男	議員
9番	伊	藤	豊	美	議員	10番	松	田	寛	人	議員
11番	髙	久	好	_	議員	12番	鈴	木		紀	議員
13番	磯	飛		清	議員	14番	眞	壁	俊	郎	議員
15番	齋	藤	寿	_	議員	16番	君	島	_	郎	議員
17番	吉	成	伸	_	議員	18番	金	子	哲	也	議員
19番	若	松	東	征	議員	20番	山	本	はる	らひ	議員
21番	相	馬	義	_	議員	22番	玉	野		宏	議員
23番	平	山	啓	子	議員	24番	植	木	弘	行	議員
25番	人	見	菊	_	議員	26番	中	村	芳	隆	議員

欠席議員(なし)

説明のために出席した者の職氏名

市	長	君	島		寛	副	市	長	人	見	寛	敏
教 育	長	大 宮	司	敏	夫	企	画部	長	藤	田	輝	夫
企画政策調	長	小	泉	聖	_	総	務部	長	和	久		強
総務課	長	菊	池	敏	雄	財	政 課	長	中	山	雅	彦
生活環境音	『長	Щ	田		隆	環境	管理語	果長	臼	井	_	之
保健福祉音	『長	菊	地	富士	夫	社会	:福祉記	果長	田	代	正	行
子ども未 部	: 来 長	藤	田	恵	子	子 育 課	育て支	ī 援 長	石	塚	昌	章
産業観光音	『長	藤	田	_	彦	農務	答畜産語	果長	久 利	生		元
建設部	長	君	島		勝	都市	計画語	果長	稲	見	<u></u>	美
上下水道部	『長	邉	見		修	水	道課	長	釣	巻	正	己
教育部	長	伴	内	照	和	教育	ř総務 詞	果長	富	山	芳	男
会計管理	! 者	松	江	孝一	郎	固定 ・公	・監査 資産 ※平委 務 局	平価 員会	稲	見	_	志
農業委員												

塩原支所長 印 南 良 夫

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長	渡	邊	秀	樹	議事	事課 長	増	田	健	造
課 長 補 佐 兼 議事調査係長	福	田	博	昭	議事	調査係	長	岡	栄	治
議事調査係	室	井	良	文	議事	調査係	磯		昭	弘

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長(中村芳隆議員) おはようございます。 散会前に引き続き、本日の会議を開きます。 ただいまの出席議員は26名であります。

◎議事日程の報告

○議長(中村芳隆議員) 本日の議事日程は、お手 元に配付のとおりであります。

◎市政一般質問

○議長(中村芳隆議員) 日程第1、市政一般質問を行います。

質問通告者に対し、順次発言を許します。

◇ 佐藤 一則 議員

- ○議長(中村芳隆議員) 初めに、5番、佐藤一則議員。
- **○5番(佐藤一則議員)** 皆様、おはようございます。

議席番号5番、TEAM那須塩原、佐藤一則です。市政一般質問を行います。

1、公共施設等総合管理計画について。

全国の地方自治体で公共施設の再編・統廃合問題が顕在化してきています。現在、全ての自治体において、公共施設等総合管理計画の策定が進められていることと思います。それは、これまで十分な管理やマネジメントがなされてこなかった公

共施設等の総点検を国が自治体に求めたものです。 しかも、ここには公共施設の縮減を取り入れることが要請されています。さらに、今の自治体の公 共施設問題は、単なる施設の運営や更新という枠 組みにとどまらないものです。公共施設の統廃合 等には大きな社会的・経済的影響が伴うという問 題があり、それは自治体として適切に政策的対応 をとっていかなければならないものです。しかし、 今の公共施設の問題はさらに大きな枠組みとして 国の地方創生政策と密接に関係づけられている側 面があり、それは本市においても同様と考えられ ることから、次の点についてお伺いします。

- (1)公共施設等の状況についてお伺いします。
- ①公共施設の概況について。
- ②地域別の老朽化度別延べ床面積について。
- ③公共施設のコスト状況について。
- ④公営企業の施設について。
- ⑤インフラの状況について。
- (2)人口動向についてお伺いします。
- (3)財政の現況と課題についてお伺いします。
- ①歳入・歳出について。
- ②公共施設等の将来の更新費用推計について。
- ③インフラ資産の将来の更新費用について。
- ④公共施設等の将来の更新等費用について。
- (4)公共施設等の維持管理・修繕・更新等にかか わる経費と充当可能な財源の見込みについてお伺 いします。
 - (5)公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針についてお伺いします。
 - ①現状や課題に関する基本認識について。
 - ②計画期間について。
- ③公共施設等の管理に関する基本的な考え方について。
- ④計画期間中の公共施設等のサービスを維持可能とするための基本的な考え方について。

(6)施設類型ごとの管理に関する基本的な方針についてお伺いします。

(7)フォローアップの実施方針についてお伺いします。

①全庁的な取り組み体制の構築及び情報管理・ 共有方策について。

- ②フォローアップの進め方について。
- ③市議会や市民との情報共有について。

以上、1回目の質問といたします。

○議長(中村芳隆議員) 5番、佐藤一則議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〇市長(君島 寛) おはようございます。

佐藤一則議員の公共施設等総合管理計画についてご質問をいただきました。順次、お答えを申し上げたいと思います。

初めに、(1)の公共施設等の状況についてでございますが、①から⑤までは関連がございますので、 一括してお答えをさせていただきます。

平成26年度末時点で本市が保有いたします公共施設は310施設、延べ床面積40万2,715㎡でございます。地域別の施設の老朽化度は、鍋掛地区と箒根地区を除く5つの地区において、老朽化度50%以上を示す割合が高くなっております。

また、平成26年度における公共施設全体の管理 コストは約73億円でありまして、学校教育系施設 が約25億円で最も大きく、次に子育て支援施設が 約12億円となっております。

公営企業が有する施設は、水道事業では浄水場 や配水場等でございまして、下水道事業では水処 理センターや浄化センターであります。

市が管理いたしますインフラ資産の延長は、道路が146万8,701m、橋梁が4,769m、上水道が137万8,675mとなっております。

また、下水道につきましては、雨水排水が2万

8,278m、公共下水道や特定環境保全公共下水道 が45万104mとなっております。

次に、(2)の人口動向についてお答えをいたします。

本市の人口は、昭和55年の国勢調査人口が8万5,436人でございました。以降、増加の一途をたどり、平成22年には11万7,812人となりました。これをピークに減少局面を迎えまして、平成27年の国勢調査では、前回調査に比べまして666人減の11万7,146人となっております。

次に、(3)の財政の現況と課題についてでございますが、①から④までは関連がありますので、一括してお答えをいたします。

平成26年度の普通会計の歳入は約526億円でございました。その内訳は、市税が約190億円と最も多く、およそ4割を占めております。次いで、国庫支出金が約92億円、地方交付税が約75億円となっております。

また、歳出は約499億円であり、物件費が約93 億円で最も多く、およそ2割を占めております。 次いで、扶助費が約87億円、投資的経費が約72億 円となっております。

現在保有いたします公共施設とインフラ資産の 今後の40年間の更新費用の推計は、公共施設が約 2,484億円、インフラ資産が約2,692億円でありま して、公共施設とインフラ資産を合わせました費 用は約5,176億円となっております。

また、同期間内における平均の年間更新費用は、公共施設が約62億円、インフラ資産が約67億円でございまして、公共施設とインフラ資産を合わせた平均の年間更新費用は、約129億円となっております。

次に、(4)の公共施設等の維持管理・修繕・更新 等に係る経費と充当可能な財源の見込みについて でございますが、公共施設等の維持管理、修繕、 更新等に必要な経費の推計は、今後30年間で約4,178億円となります。一方、これに充当可能な財源の見込み額は約2,880億円でございまして、約1,298億円の財源不足が生じる見込みとなっております。

次に、(5)の公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な考え方でございますが、①から④まで一括してお答えを申し上げます。

現状や課題といたしましては、合併に伴います類似施設の重複、少子高齢化の急激な進行や人口減少によるニーズの変化、公共施設等の老朽化や更新費用の増大などが挙げられます。

また、計画期間は平成29年度から平成58年度までの30年間としておりまして、公共施設のインフラ資産の維持・更新や、保有総量の圧縮等について、時流や市民ニーズ、さらには財源等を踏まえまして基本方針と実施方針を定め、本市が考える公共施設等のあり方について、公共施設等総合管理計画としてお示しをしてまいりたいと考えております。

次に、(6)の施設類型ごとの管理に関する基本的な方針についてでございますが、施設類型ごとに利用者数や老朽化度について、現状や課題に関する基本認識を整理した上で、公共施設等の維持、それから更新に関する基本的な考え方や、今後の具体的な取り組みに当たって目指すべき方向性を示していきたいと考えております。

最後に、(7)のフォローアップの実施方針についてでございますが、これも①から③まで一括してお答えをさせていただきたいと存じます。

公共施設等に関する情報については、公共施設マネジメントシステムを構築したことによりまして、一元的な管理が可能となったことから、計画の推進に当たりましては、全庁的な連絡、調整を担う体制を整備し、情報共有や進捗管理を行って

まいりたいと思っております。

また、各施設の分野については、個別計画を定めまして、具体的な取り組みを推進してまいります。あわせて市民に対しても適切な説明を行い、情報共有を図っていくとともに、市議会を初め、関係団体等とも連絡を密にしながら、公共施設等の円滑な維持・更新等に向けまして行ってまいりたいと考えているところであります。

以上でございます。

- 〇議長(中村芳隆議員) 5番、佐藤一則議員。
- ○5番(佐藤一則議員) 最初の答弁をいただきました。(1)から(7)まで関連がありますので、一括して再質問を行います。

初めに、本市の人口動向ですが、平成22年をピークに減少局面を迎えているということでございますが、今後の人口推移についてどのように推計しているのか、お伺いをいたします。

- 〇議長(中村芳隆議員)答弁を求めます。企画部長。
- **〇企画部長(藤田輝夫)** それでは、今後の人口の 推移ということでどのような見通しをしているか ということでございます。先ほど議員のほうから 最初にお話がございましたとおり、平成22年から 本市の人口というものは減少局面に入っていると いうことで、この傾向は緩やかながらも今後も続 いていくということが見込まれているということ でございます。現状における自然動態、社会動態、 それをこのまま押していきます。その状況で押し ていくとしますと、平成52年ということで24年後 になりますが、平成52年の推計人口は10万5,502 人となりまして、平成27年の国勢調査人口、11万 7,146人に対しまして、約1万1,600人減っていく というような見込みがなされているということで ございます。単純に24年後ということなので24で 割りますと、毎年500人近く減っていくというよ

うな推計がなされているということでございます。

- 〇議長(中村芳隆議員) 5番、佐藤一則議員。
- ○5番(佐藤一則議員) 当然減っていくということも全国的な傾向であるということでございますが、その場合、一番非常に困るのは少子高齢化ということで、年齢区分別の人口構成割合についてもお伺いをいたします。
- ○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。
 企画部長。
- ○企画部長(藤田輝夫) 年齢区分別の見通しがどのようになるかということでございますが、まず初めに、ゼロ歳から14歳までの年少人口がどのように移っていくかということでございますが、昭和55年に総人口の27.2%ございました。それが平成27年には13.7%まで減少いたしまして、約半減ということですね、ウエート的に。さらに平成52年には10.7%まで減っていくというような見込みでございます。

一方65歳以上の老年人口については、昭和55年は7.8%であったものが、平成27年には24.1%ということで4人に1人、さらに52年には35.4%ということで、3人に1人というようなところまで増加していくというような見込みになっているということでございます。

- 〇議長(中村芳隆議員) 5番、佐藤一則議員。
- ○5番(佐藤一則議員) 人口減少、そして少子高齢化がますます進むと予想される中での課題についてお伺いをいたします。
- ○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。
 企画部長。
- ○企画部長(藤田輝夫) 人口減少、そして並行的 に少子高齢化が進む中でのこれから公共施設を維 持していく上での課題ということでございますが、 まずは人口が減っていくということに伴って現状 の施設の利用率が低下していくと。もっと言って

しまえば、余剰施設が発生してしまうというよう なことも想定されますので、公共施設の整理統合 といったことが必要になってくるかなということ が1点です。

あとは、少子高齢化というものが同時進行することによって、老人向けの施設のニーズが高まって、一方お子さん向けの施設のニーズというものが少なくなっていくというようなところから、市民のニーズといったものをちゃんと見きわめた上での施設のあり方というものが検討する必要があるのかなというふうに思っているところです。

- 〇議長(中村芳隆議員) 5番、佐藤一則議員。
- ○5番(佐藤一則議員) そうした場合、公共施設、 当然経年経過とともに老朽化対策ということが考 えられると思いますけれども、それについての対 策についてお伺いをいたします。
- 〇議長(中村芳隆議員)答弁を求めます。企画部長。
- ○企画部長(藤田輝夫) 公共施設の老朽化対策、 どのように考えていくかということでございます が、本市の公共施設といったものを建築年次別に 見ていくと、昭和48年度から平成9年度の25年間 にかけて建築時期が集中しているといったような 傾向が見られます。したがって、現状では老朽化 した施設が市内には数多くあるということになる ということでございます。

今後、これらの老朽化した施設についてどのようにしていくかということでございますが、まずは先ほど言った人口動向、あるいは世代の構成の変化、そういうものをしっかりと見きわめた上で、施設の必要性、あるいはあり方等々について、しっかりと検討していく必要があるというふうに思っているところでございます。

先ほど言ったように、25年間の間に建築時期が 集中しているということは、今後30年間の間にそ れを更新する時期が集中してくるということでございますので、今後30年間はやはり更新の費用といったものが相当必要になってくるというようなところがうかがえるということでございます。

- 〇議長(中村芳隆議員) 5番、佐藤一則議員。
- ○5番(佐藤一則議員) 一気に老朽化するという ことになりますと、多額になると見込まれる公共 施設の更新費用により財源不足が生じる見込みに ついてはどのように考えているのか、お伺いをい たします。
- ○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。
 企画部長。
- ○企画部長(藤田輝夫) 今後の公共施設の更新にかかわる費用の中でどのくらいの財源が不足していくのかということでございますが、こちらについては、先ほど市長のほうがお答えしたとおりということでございますが、平成26年度末時点で本市が保有しています公共施設とインフラ施設の更新費用というものを試算した結果、これは今後40年というスパンの中で試算しておりますが、総額的に約5,176億円の更新費用がかかるということでございます。これを40年で割りますと、単純に1年当たりの更新費用は129億円になるということでございます。

一方、平成17年度から平成26年度までの10年間に公共施設等へ投資してきた額といったものが年間で平均53億円ということになるものですから、本市が今保有している施設というものをそのままずっと保有していくといった仮定のもとに整理しますと、今後年平均で、先ほど言った129億円を53億円で割るということで、現状の2.4倍の更新の費用といったものがかかっていくということが見込まれているということでございます。

- 〇議長(中村芳隆議員) 5番、佐藤一則議員。
- ○5番(佐藤一則議員) それらは十分理解したと

ころでありますが、今後、不足する財源等について、もしくは箱物と言われるものについての長寿 命化とか、あとは統廃合ということで対応するの かどうか、その辺についてお伺いをいたします。

- O議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。 企画部長。
- ○企画部長(藤田輝夫) これから膨大する更新費用についてどのように対応していくかということでございますが、それがまさに今回策定している公共施設等総合管理計画の中の眼目ということでございまして、やはり先ほど市長も言いましたが、基本的な考え方、実施する上での考え方というものをこの計画の中では整理しておりますので、そういう中でしっかりと財源の確保も図りながら、やはり公共施設によるサービスといったものを市民に継続的にしていくような方策というものをしっかりとこの計画の中で盛り込んでいるというようなところでございます。
- 〇議長(中村芳隆議員) 5番、佐藤一則議員。
- ○5番(佐藤一則議員) その辺についてはしっかりと計画を練って、対策をよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、公共施設等にかけられる財源についてお伺いをいたします。

- O議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。 企画部長。
- ○企画部長(藤田輝夫) 公共施設等の更新にかけられる財源の見込みということでございますが、こちらも市長がお答えしたところでございます。公共施設等にかかる経費というものを、今後も今までと同じ水準でかけていくというような仮定のもとに、30年間の財政推計をさせていただいております。その結果、公共施設の維持管理、修繕、更新に関しては、充当可能な財源の見込み額は30年間で約2,880億円ということになります。一方、

同期間内に必要とする公共施設の投資的経費の見 込み額といったものは4,178億円ということにな りますので、総額で約1,298億円、毎年43億円の 財源の不足が生じるということになります。

以上です。

- 〇議長(中村芳隆議員) 5番、佐藤一則議員。
- **○5番(佐藤一則議員)** その辺につきましては、 了解したところであります。

続きまして、公共施設等総合管理計画の基本方 針についてお伺いをいたします。

- ○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。
 企画部長。
- ○企画部長(藤田輝夫) 公共施設等総合管理計画 の基本方針ということでございますが、こちらは 目指すべき基本方針ということで、4つの項目を 掲げていきたいというふうに思っているところで ございます。

まず1つ目は、公共施設の保有量の適正化ということでございます。こちらの中では、単独施設の新規整備というものは今後原則していかないよといったようなこととか、あるいは施設の建てかえは複合化というものを原則としていきますよといったような内容を盛り込んでいくというような予定でございます。

2つ目といたしましては、公共施設、インフラの長寿命化ということで、こちらは事後保全というところから予防的な保全への転換などを盛り込んでいきたいというふうに考えております。

また、3つ目のコストの削減については、民間活力の導入、活用などといった項目を盛り込んでいきたい。

そして最後になりますが、財源の確保といった ところは、受益者のほうに適正な負担をお願いす るとか、そういうことについて盛り込んでいきた いというふうに考えているところでございます。

- 〇議長(中村芳隆議員) 5番、佐藤一則議員。
- ○5番(佐藤一則議員) 続きまして、同じく公共 施設等総合管理計画の実施方針についてお伺いを いたします。

〇企画部長(藤田輝夫) 実施方針ということでご

- ○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。
 企画部長。
 - ざいますが、先ほどの基本方針を受けまして、7 つの実施方針といったものを整理しております。 まず1つ目は、統合や廃止の推進に対する考え 方、2つ目といたしましては、長寿命化の実施に 関する考え方、そして3つ目といたしましては、 点検、診断等の実施に関する考え方、4つ目とい たしましては、安全確保の実施に関する考え方、 5つ目といたしましては、耐震化の実施に関する 考え方、そして6つ目といたしましては、維持管 理、修繕、更新等の実施に関する考え方、7つ目 といたしましては、総合的かつ計画的な管理を実 施する上での体制の構築にする考え方、これらを 盛り込んでいくということでございます。先ほど お話しさせていただいた基本方針の中で目指すべ き方向性というものを示しまして、その方向性に 沿って、実施方針として共通ルール的なものです かね、そういうものを整理することによって、公 共施設等総合管理計画の着実な推進といったもの に向けてまいりたいというふうに考えております。
- 〇議長(中村芳隆議員) 5番、佐藤一則議員。
- ○5番(佐藤一則議員) 続きまして、公共施設等のサービスを持続可能とするための基本的な考え方についてお伺いをいたします。
- 〇議長(中村芳隆議員)答弁と求めます。企画部長。
- **○企画部長(藤田輝夫)** サービスを持続可能としていくための基本的な考え方ということでございますが、本市の財政状況といったものを見た場合、

生産年齢人口の減少といったもので税収の増加が 見込めないといったこと、あるいは老年人口の増 加に伴って社会保障費が増大していくといった中 で、今後ますます厳しくなっていくということが 見込まれているということでございます。

そんな中で、公共施設の維持管理をしていくということでございますので、なかなか財源を捻出していくのが厳しいといったような状況がございます。そうは言いながらも、やはり公共施設にかかわるサービスといったものを市民の皆さんにしっかりと届けていかなくちゃならないという使命が我々にございますので、それをどうにか実現していくためには、まず効率的な施設の運営、そしてその施設をいかに長もちさせるかといったようなところにしっかりと心がけていかなくちゃならないということとあわせまして、公共施設を持っている量が果たしてこれでいいのかなというようなところでの総量的なところについても、見直しをしっかり行っていかなくちゃならないかなというふうに思っています。

こういうことを踏まえまして、この計画の中では、本市の数値的な目標ということで、施設の保有総量の25%の削減といったところと、あとは耐用年数を20年延ばしましょうといったようなところを目標値として掲げさせていただいたというところでございます。こういうことをしっかりと実行に移すことによって、先ほどお話しさせていただいた年間約43億円の不足、そういうものを少しでもカバーして、持続可能なサービスといったものを市民の皆さんに提供していければというふうに考えているところです。

- O議長(中村芳隆議員) 5番、佐藤一則議員。
- 〇5番(佐藤一則議員) それらにつきましては、 全て理解したところであります。

国や自治体は、住民生活や企業活動に不可欠な

公共建造物(社会資本)を整備しています。これ らを大きく分けると、道路橋梁、港湾、上下水道 などの公共土木施設(インフラ)と庁舎、学校施 設、社会教育施設、図書館、福祉施設、文化施設、 体育施設、公営住宅、観光施設などの公共施設 (箱物)に分類することができます。

公共施設の中で自治体関係者や住民に対し切迫 した課題として迫られているのは、公共施設、箱 物の再編です。その理由は、公共土木施設(イン フラ)と公共施設の機能の違いにあります。道路 や上下水道に見られるように、公共土木施設は地 域間や住民間を結ぶネットワークとして機能して います。その一部が欠けてしまえば、関係する住 民はこれらの施設を利用することができなくなり、 途端に生活困難に陥ってしまいます。住民がイン フラネットワークから排除されてしまえば、生存 権そのものが脅かされてしまいます。だからこそ、 自治体はあらゆる住民に対して生活に必要な公共 土木施設をネットワークとして供給することが義 務づけられているのです。したがって、同じ資本 社会でも公共土木施設については廃止することは 基本的に考えられず、それらに対しては適切なマ ネジメントを継続していくしかありません。しか し、公共施設は利便性に対する配慮ができれば、 それらを廃止するという選択があり得るのです。 ここに公共施設に強い政策的対応が求められてい る理由があります。

公共施設をめぐっては、今後数十年の間、全国の自治体においてさまざまな動き、ないしは政争が噴出してくるのは必至であります。この問題に適切に対処し、将来的にも住民が幸福に暮らせる地域を維持するためには、議会、行政、住民などの関係者による真摯かつ誠実な取り組みが避けられないと考えます。この那須塩原市公共施設等総合計画の円滑な目的達成を期待しております。

以上でこの項目の質問を終わります。

○議長(中村芳隆議員) 訂正発言を求めておりま すので、答弁を許します。

企画部長。

- ○企画部長(藤田輝夫) 大変申しわけございません。先ほど私のほうのお答えの中で、この計画の数値目標の中で耐用年数の話をさせていただきましたが、それ20%ということで、耐用年数を20%延長するというふうに答えなくちゃならないところを、耐用年数を20延長するというふうに答えてしまったものですから、20%の間違いだということでご訂正いただければと思います。よろしくどうぞお願いします。
- 〇議長(中村芳隆議員) 5番、佐藤一則議員。
- ○5番(佐藤一則議員) その辺の数値については 了解したところであります。

続きまして、2、犯罪や非行のない安全で安心 な地域の実現に向けて。

犯罪・非行のない社会、これは誰しもが望むところでありますが、人間社会あるところ必ず犯罪ありで、その対策については長年にわたり苦悩しているところであります。有史以来、為政者は犯罪に対する刑罰を重くしたり、犯罪者を隔離するなどして取り組んできましたが、犯罪は一向になくならないまま現在に推移しております。

また、犯罪の発生原因を究明していろいろな角度(貧困、失業等)から対策を講じたり、医学・心理学を応用した科学的分析を試みたりしてきましたが、十分な効果は得られていないのが現状です。それだけに、犯罪政策の難しさを実感させられます。犯罪や非行のない地域社会を実現させるためには、国・自治体、そして保護司及び更生保護にかかわる諸団体等とともに、社会全体が常に取り組んでいかなければならない重要な課題であります。国で実施している社会を明るくする運動

の行動目標及び重点目標は次のとおりでした。

行動目標、犯罪や非行のない安全・安心な地域 社会を築くための取り組みを進めよう。犯罪や非 行をした人たちの立ち直りを支えよう。

重点目標、宣言、「犯罪に戻らない・戻さない」を踏まえ、犯罪や非行をした人たちを社会から孤立させるのではなく、再び受け入れることが自然にできる社会にする。出所者等の事情を理解した上で雇用する企業の数をふやすこと。帰るべき場所がないまま刑務所から社会に戻る人を減らすこととあります。

以上のことから、次の点についてお伺いします。 (1)保護観察処分少年、少年院仮退院者(以下、 保護観察対象者という。)のうち、那須保護区保 護司会会長が、更生の期待が著しい保護観察対象 者として推薦した者を、那須塩原市及び関係団体 等の臨時職員として6カ月間ないし1年間採用し、 労働意欲を喚起することにより正常な社会生活を 取り戻せるよう、更生保護の一翼を担うことにつ いてお伺いします。

(2)保護観察対象者または更生緊急保護対象者の 雇用について、那須保護区協力事業主会会員で宇 都宮保護観察所及びハローワークに対して、協力 雇用主の登録をした会員に対して、入札参加資格 審査及び総合評価落札方式において優遇措置を付 与することについてお伺いいたします。

○議長(中村芳隆議員) 5番、佐藤一則議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長(和久 強) 2の犯罪や非行のない安全で安心な地域の実現に向けてについて、順次お答えをいたします。

初めに、(1)の更生の期待が著しい保護観察対象 者を臨時職員として採用することについてでござ いますが、法務省の統計によりますと、保護観察 対象者が仕事についた場合とそうでない場合とでは、再犯率が約5分の1に減少するという統計結果がございます。保護観察対象者が職につくことは、再犯を防ぐ要因になり得るものと認識をしているところでございます。

また、国や地方自治体の中には、保護観察対象者の社会復帰支援を目的としまして、臨時職員として一定期間雇用する制度の導入を始めた団体もございますので、実施団体の制度や導入状況を参考に、採用に当たっての業務内容、あるいは勤務の期間等につきまして、今後研究してまいりたいというふうに考えております。

次に、(2)の那須保護区協力事業主会会員で、宇都宮保護観察所及びハローワークに協力雇用主として登録された会員に対する入札参加資格審査及び総合評価落札方式における優遇措置の付与についてお答えをいたします。

本市といたしましても、犯罪や非行のない社会づくりは重要であるというふうに考えております。このため、本市の格付方針に基づき、建設業者の施工能力や社会性などを評価しまして、総合点数によりランクづけをする入札参加資格者の格付において優遇措置を付与することといたしました。

具体的には、平成29、30年度の格付方針の策定 に当たりまして、那須保護区協力事業主会及び宇 都宮保護観察所に登録された協力雇用主に点数を 加算する評価項目を新たに加えることといたしま した。

次に、総合評価落札方式における優遇措置の付与についてでございますが、この落札方式は、価格と価格以外の要素としまして、施工能力や施工計画などを総合的に評価しまして落札者を決定するものでございます。

本市におきましては、建設工事に係る総合評価落札方式の試行要領を定めまして運用していると

ころでございますので、要領の評価項目の中にこれらの協力雇用主に対する評価項目を加えることにつきまして、今後検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

- 〇議長(中村芳隆議員) 5番、佐藤一則議員。
- ○5番(佐藤一則議員) 答弁の訂正に対する再質問ということで、(1)につきましては、他の自治体においても検討がなされているということでございますので、これらにつきましても早急な研究によりまして更生保護の一翼を担うことを期待しております。

(2)につきましては入札参加資格審査で、入札参加資格者の格付において優遇措置を付与されることによりまして、平成29、30年度の格付方針の策定に当たり、那須保護区協力事業主会及び宇都宮保護観察所に登録された協力雇用主に点数を加算する評価項目を新たに加えられることになりましたが、大変ありがたく思っております。総合評価落札方式における優遇措置の付与についても、早急な検討の上、評価項目に加えられますよう期待をしております。

我が国における犯罪政策の取り組みの出発は、 戦後においては昭和24年にさかのぼります。戦後 の混乱期、犯罪・非行が激増して社会不安が増大 し、インフラや物資不足のため、国民は苦しい生 活を余儀なくされておりました。そのような中、 町にあふれた戦災孤児たちの将来を危惧した東京 銀座街の有志が、銀座フェアとしてさまざまなイ ベントを催しました。この取り組みを法務省が殊 勝し、昭和26年からは社会を明るくする運動とし て全国的な国民運動に発展してまいりました。現 在、同運動は7月を強調月間として全国展開し、 月間の冒頭には法務大臣のメッセージの伝達が発 せられるのが恒例となっておりましたが、昨年か らはこのメッセージがさらにランクアップされ、 内閣総理大臣から発せられるメッセージとなりま した。これは平成26年12月16日の犯罪対策閣僚会 議において決定された「犯罪に戻らない・戻さな い」の宣言に基づくもので、いわば政府一丸とな って取り組み、国民運動としての位置づけがなさ れたものと言えます。

そして、さらに平成27年2月には、社会を明る くする運動中央推進委員会が開催され、内閣総理 大臣より中央推進委員長、法務大臣にメッセージ の伝達がされ、同年5月に栃木県推進委員長、福 田富一知事及び同年7月1日に那須塩原市長、君 島寛市長に対し、それぞれメッセージが伝達され ました。

犯罪政策に取り組む上で最も効果的なのは、統 計数字の分析です。そうした観点からすると、犯 罪白書及び法務省発行の矯正統計年報は非常に示 唆に富んだ数字を提供してくれます。それにより ますと、犯罪の発生件数は平成18年をピークに漸 減傾向にありますが、逆に再犯率が上昇を続けて おります。そして、これらをさらに分析してみま すと、保護観察終了時に無職であった者の再犯率 が有職者に比べて大幅に高いことが判明しました。 平成21年から同25年の5年間において、保護観察 終了時に無職であった人の再犯率は、有職者の再 犯率の実に約4倍に達しております。また、平成 25年に刑務所に再入所した人の約7割が再犯時に 無職であったことが判明したのです。このことは、 保護観察対象者にとって、仕事を持つことがいか に重要であるかがわかります。裏を返せば、保護 観察対象者が仕事につくことは再犯を防ぐ大きな 要因となります。

犯罪や非行のない安全で安心な地域の実現に向けた取り組みについてよろしくお願いを申し上げまして、この項の質問を終わります。

以上で私の一般質問を終了いたします。

〇議長(中村芳隆議員) 以上で、5番、佐藤一則 議員の市政一般質問は終了いたしました。

◇ 山 本 はるひ 議員

- O議長(中村芳隆議員) 次に、20番、山本はるひ 議員。
- **○20番(山本はるひ議員)** おはようございます。 それでは、山本はるひ、これから一般質問を行 います。
 - 1、市民と行政が協働でまちづくりをしていくことについて。

3月議会で市長は那須塩原市協働のまちづくり 指針をもとに丁寧に市民の皆様の声を聞きながら、 ともに力を合わせて協働のまちづくりを進めてい きたい、さらに市民活動センターについては今後 検討して進めたいと答弁をしております。

そこで、市長はどのような方法で市民の声を聞くつもりか、また市民活動支援センターについて、 検討や制度設計に取りかかっているのか伺います。

○議長(中村芳隆議員) 20番、山本はるひ議員の 質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長(君島 寛) 山本はるひ議員の質問にお答 えをいたします。

1の市民と行政が協働してまちづくりをしていくことについて、お答えを申し上げます。

初めに、どのような方法で市民の声を聞くつもりかについてでございますけれども、市民優先の市政を実現するには、市民の皆様の声をしっかりと聞くことが最も大切なことだと考えております。そのため、現在も市政懇談会やパブリックコメント、さらには私自身が地域の各種事業に出向くこ

となどを通しまして、広く市民の皆様の声を聞く 機会を設けているところであります。今後も可能 な限り、この範囲において、市民の声に耳を傾け、 市政に反映をしてまいりたいと考えているところ であります。

次に、市民活動センターについて、検討や制度 設計に取りかかっているのかについてでございますけれども、昨年5月28日に那須塩原市協働のまちづくり推進協議会から那須塩原市市民活動支援センター設置に関する提言書が提出をされたことを受けまして、当時は新庁舎への設置を前提といたしまして、庁内ワーキンググループ会議や市民ワークショップを開催し、具体的な検討を進めてまいったところでございます。その後、私が新庁舎の建設の時期を延期をしたことから、現在では提言者であります協働のまちづくり推進協議会と既存施設の有効活用を含めた市民活動支援センターのあり方について、検討を重ねているところでございます。

答弁とさせていただきます。

- ○議長(中村芳隆議員) 20番、山本はるひ議員。
- **○20番(山本はるひ議員)** それでは、最初に、 市長みずからがお聞きになったという市民の声に ついて、幾つかお聞かせください。
- O議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。 市長。
- ○市長(君島 寛) 幾つか事例を申し上げますと、まず1点目、大きいのが、庁舎の建設についているいろなお話を伺っております。ぜひつくるべきだというご意見、また必要ないというご意見もあったようでございますが、これらについてはご意見を伺いながら、私は前から申し上げていますとおり、オリンピックの後にというようなことで考えておりますので、それに向けた形で対応を進めていきたいというふうに考えております。

それから、やはり福祉関係の発言が多いようで ございます。高齢者対策、あるいは子育ての関係、 そういったものについてのご意見をいただいてお りますし、それともう一点は、学校教育、教育の 充実、こういったものにやはり多くの方々が関心 を持たれているというふうな状況がございます。

- 〇議長(中村芳隆議員) 20番、山本はるひ議員。
- O20番(山本はるひ議員) このことについては、 ぜひ続けていっていただきたいと思いますが、例 えば団体などで市長とぜひお話をしたいという方 があったときにはどのような方法で行うことがで きるのでしょうか。
- O議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。 市長。
- ○市長(君島 寛) 私の時間の許す限りというお話を先ほど申し上げたかと思いますけれども、まずスケジュール、そういったものがやはり合いませんとなかなか時間がとれないということでございます。私のスケジュールを管理しておりますのは秘書課で担当しておりますので、そちらのほうにまずご連絡をいただいて、時間の調整ができ得れば、そういったものには対応していきたいと考えております。
- 〇議長(中村芳隆議員) 20番、山本はるひ議員。
- ○20番(山本はるひ議員) それでは、次に、市 民活動支援センターについてお伺いをいたします。 昨年5月の提言に引き続きまして、今年度もま た調査報告が出ております、協働のまちづくり推 進協議会から。ただいまセンターの必要性がある ということは前から言われているのですが、ただ いまのお答えの中でいまだに検討するというふう にとどまっている、その理由をお聞かせください。
- ○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。
 企画部長。
- **〇企画部長(藤田輝夫)** 今、議員おっしゃったと

おり、必要性については我々もきっちりと認識しているというところでございます。そんな中で、昨年の5月提言書を出されて、その提言書に基づいて庁内で、じゃ、整備方針について整理していきましょうというようなところでワーキンググループを設置したと。整備方針をつくるに当たっては、市民の皆さんのワークショップで、市民の皆さんが望むところはどんなのかというようなところのお話を聞きながら整備方針を整理していったというところの中で、先ほど市長が言ったような経過の中で、今、とりあえず少し後退的なところはあるんだかもしれないんですけれども、今の現状になっているということでございます。

そんな中で、やはり協働のまちづくり推進委員会の皆さんからいただいた提言書についても、まだやはり総花的なところというようなところでございまして、具体的に設置するということになってくると、やっぱり相当これから詰めていかなくちゃならない事項というのがいっぱい正直ございます。そういうところを、やっぱりこれからしっかりと時間をかけながらやっていかざるを得ないというまだ段階にあるんだというようなところでご理解をいただければと思います。

- ○議長(中村芳隆議員) 20番、山本はるひ議員。
- **○20番(山本はるひ議員)** ことし4月に出ました調査報告書、お読みになっていると思うんですが、それについて何か感じるところはございますか。
- ○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。
 企画部長。
- ○企画部長(藤田輝夫) 調査報告書の中において も、やはりセンターに必要な機能とか、あるいは スペース、設備についての記載だとか、センター の設置目的だとか、運営というようなところにつ いての記載がございますが、まだ先ほど言ったと

おり、我々としては少し詰め切っていかないと実 現に向けていくのはなかなか難しいような段階に あるのかなというふうな判断をさせていただいて いるということです。

- ○議長(中村芳隆議員) 20番、山本はるひ議員。
- ○20番(山本はるひ議員) 私はそういうふうには受け取らなかったんですね。ここで言っている市民の皆様はたくさんの悩みがあって、それは活動センターをつくってほしいという中身のことではなくて、ご自分たちが活動するに当たって足りないものは何なのか、こういうものがあれば協働のまちづくりができるんだよということが書いてあるんです。その中でやはり多い意見は、活動に必要な拠点、そして備品の必要性、それから専任の事務局や専門分野のスタッフの必要性というのが大きな課題だということを言っております。

それで、協議会は改めて市との協働の中では市 民活動支援センターの設置の必要性が改めて最重 要なことだというふうに位置づけております。そ れにつきまして、やはりここの協議会は決して新 しいものをつくってほしいというふうに要求をし ているんではないんですね。ともかく場所が欲し いと。そういう意味では既存の施設幾つかござい ます。そういうところを、例えば学校を使うとい うようなことであれば、それほど考えなくてもで きるのではないかというふうにずっと前から思っ ておりましたが、その辺はどのように考えている のか、お聞かせください。

- 〇議長(中村芳隆議員)答弁を求めます。企画部長。
- ○企画部長(藤田輝夫) 今、議員おっしゃったとおり、とにかく活動の場所が欲しいんだといったようなお話を我々にされているということも私報告の中で聞いています。しかし、とにかく場所というようなお話もありますけれども、やはり何を

誰がどういう目的でやっていくんだというところは、まだ少し私としてはもみ切れていないかなというようなところがございますので、やっぱりそこはもう少し時間をかけて整理していく必要があるんだなというふうに思っています。

あともう一つ、場所の話についても、先ほど市 長がお答えしたとおり、要は既存施設の可能性も 含めて今検討しているというようなところでござ いますので、いろいろな候補地が出ているようで すけれども、現実的にそれの使用可能性がどうか ということになってくると、やっぱりいろいろと 疑問符が出てくるようなところがいいんじゃない かというようなところで相手方からの要求があり ますので、そういうところについては、やっぱり 本当に既存施設で使えるというようなところにつ いては、今後も引き続いて検討していかなくちゃ ならないというような項目になるのかなというふ うに思っています。

- ○議長(中村芳隆議員) 20番、山本はるひ議員。
- ○20番(山本はるひ議員) 市長は選挙中も、それから市長に就任してからも、市民の声を聞いて協働のまちづくりをしていくのだということを述べております。昨日もそのように、市民が主役だというふうに述べておられました。さまざまな手法で市民の生の声を受けとめて市政を進めていただきたいというふうに思います。

市民活動支援センターの設置については、のんびり検討している時期はもう過ぎています。協議会の中ではそれぞれの団体がそれぞれの課題を持って何とかしたいというふうに話し合いは進めております。その中の悩みや課題の中には、市民活動支援センターができて、そこにスタッフを置くということで解決することがたくさんあります。そのように私は理解しています。新しくつくることを望んでいるのではないんですね。使われてい

ない施設、ともかくその機能を持たせてほしいという、その場所があることが先に進む第一歩だというふうに思っています。ぜひ既存施設の活用をしていただいて、ぜひ来年度の予算の中に実現することを願ってこの項の質問を終わります。

- 〇議長(中村芳隆議員) 市長。
- ○市長(君島 寛) 熱い思いをいただきました。 この協議会、28の団体が参加をされて3つの部会 で検討されているということでございますので、 昨年提言をいただいてそのままの状態になっておったようでございますので、今後、我々としても 十分に考えて、館が必要だという話は十分に伺いましたので、その辺も踏まえた上で今後対応を考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

- ○議長(中村芳隆議員) 20番、山本はるひ議員。
- O20番(山本はるひ議員) 君島市長に期待をいたします。

2番目の質問に移ります。

2、放課後児童クラブのあり方について。

今まで3地区で運営をしていた公設民営の放課 後児童クラブは、平成29年4月から市の委託を受 けた事業者がこの運営事業を一体的に行うとのこ とです。

そこで、民設民営児童クラブも含めて、今後の 児童クラブの設置と運営、委託や補助の基準につ いての市の考え方を伺います。

(1)児童クラブが法人でなければ運営できなくなった理由。

(2)児童クラブの現状(入会基準、利用状況も含めて)。

(3)児童クラブの運営と設置に関しての問題点と課題。

(4)現在の公設民営の児童クラブへの委託料と民設民営の児童クラブへの運営補助金の交付基準と

今後の考え方。

(5)市の児童クラブのあり方に対する考え方とかかわり方。

以上です。

○議長(中村芳隆議員) 20番、山本はるひ議員の 質問に対し答弁を求めます。

子ども未来部長。

〇子ども未来部長(藤田恵子) それでは、2の放 課後児童クラブのあり方について、順次お答えい たします。

初めに、(1)の児童クラブが法人でなければ運営 できなくなった理由についてお答えいたします。

公設の児童クラブにつきましては、西那須野地 区及び塩原地区はそれぞれの運営委員会に、黒磯 地区は児童クラブごとに組織している保護者会に 運営を委託しております。平成27年度から子ど も・子育て支援新制度が始まるに当たり、検討委 員会を組織し、事業の実施内容等を検討した中で、 保護者会や運営委員会は任意団体であり、運営の 安定と保護者の負担軽減を図る必要があるとなっ たため、平成29年度以降の委託事業者を法人とす ることにいたしました。

次に、(2)の児童クラブの現状についてお答えい たします。

現在、市内にある児童クラブ数は39カ所で、このうち公設民営は23カ所、民設民営は16カ所となっております。入会基準につきましては各児童クラブが決めておりますが、主な基準は保護者が就労等で昼間家庭にいない場合であります。定期利用の児童数は、10月1日現在、公設民営が1,010人、民設民営が542人、合計で1,552人となっております。

次に、(3)の児童クラブの運営と設置に関しての 問題点と課題についてお答えいたします。

問題点といたしましては、児童福祉法の改正に

より、対象児童が小学3年生までから小学6年生まで拡大されましたが、西那須野地区の公設の児童クラブは施設が狭いため、小学6年生までの受け入れができていないことであります。問題解決のため施設整備を順次行っておりますが、施設数の増加に伴い、支援員の確保が課題となると考えております。

次に、(4)の現在の公設民営の児童クラブへの委 託料と民設民営の児童クラブへの運営補助金の交 付基準と今後の考え方についてお答えいたします。

放課後児童クラブの運営は、保護者が負担する 保育料と市からの委託料、または補助金で成り立っております。国の補助金の交付を受けておりますので、国の補助基準を基本に委託料及び補助金を交付しております。公設民営の児童クラブと民設民営の児童クラブでは、保育料の額が異なっておりますので、それぞれの児童クラブの運営が成り立つよう交付基準を設定しており、今後も同様にしていきたいと考えております。

最後に、(5)の市の児童クラブのあり方に対する 考え方とかかわり方についてお答えいたします。

児童クラブは子どもたちが安心して過ごせる生活の場所であり、子どもたちの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、子どもたちの健全な育成を図るものでありますので、とても重要であると考えております。したがいまして、児童クラブの運営は、事業者任せにするのではなく、学校や地域と情報交換を行うなど、関係機関と連携を図り、子どもたちの健やかな成長を支援していきたいと考えております。

以上です。

○議長(中村芳隆議員) 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時11分

○議長(中村芳隆議員) 休憩前に引き続き会議を 開きます。

20番、山本はるひ議員。

〇20番(山本はるひ議員) それでは、(1)につきましては、了解をいたしました。

(2)について再質問をいたします。

まず、今後の児童クラブへの入会の希望者見込みをどのように見込んでいるか、お伺いいたします。

- 〇議長(中村芳隆議員)答弁を求めます。子ども未来部長。
- ○子ども未来部長(藤田恵子) 今後の入会の推移、 見込んでいるかというお話かと思うんですけれど も、やはり小学校6年生まで枠を拡大をしており ますので、今でも結構定員いっぱいいっぱいで、 支援の単位を2つに分けたりとかしているところ です。今、順次整備計画におきまして施設の整備 等々も進めておりますので、当然のことながら今 後も希望される児童の数はふえていくものとは見 込んでおります。
- ○議長(中村芳隆議員) 20番、山本はるひ議員。
- ○20番(山本はるひ議員) 保育園などですとも う少し詳細なものが出てくるんだと思うんですが、 ちょっと基本的なところで、同じ保育でもこの学 童保育と保育園との入会基準がどう違うのか、説 明をお願いいたします。
- ○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。 子ども未来部長。
- **〇子ども未来部長(藤田恵子)** 入会の基準は、先 ほど申し上げましたように、昼間、子どもが学校

終わって放課後家庭に戻ったときに、保護者の 方々がいないご家庭というのがまず基本です。保 育の場合には今は短時間と標準時間となっており ますけれども、月に48時間以上という、これは市 のほうで定めている最低の基準なんですが、そう いうものがありますけれども、放課後児童クラブ のほうには就労の証明書等をいただくとかありま すけれども、時間的な縛りというものは特に定め ておりませんので、大きく違うところといったら その辺になるかなと思います。

- ○議長(中村芳隆議員) 20番、山本はるひ議員。
- **〇20番(山本はるひ議員)** 入りたい方が希望の クラブに入れているのかどうか、お尋ねいたしま す。
- 〇議長(中村芳隆議員)答弁を求めます。子ども未来部長。
- ○子ども未来部長(藤田恵子) 年度初めですと、 希望の方が希望のクラブに入れるというのがほと んどだとは聞いております。一部民間のほうで受け皿として受け入れていただいておりますので、 いわゆる待機、待っている方というのはないという報告は受けておりますが、年度の途中で保護者 の方の就労等によりましてほかの児童クラブを利用したいという方々がいらっしゃったときに、その希望の区域の、例えば学校の施設に入れるかというとなかなか難しいのが現状でありまして、例えば民間さんをご紹介したりして、その辺は民間の施設のほうにも担っていただいてはおります。
- ○議長(中村芳隆議員) 20番、山本はるひ議員。
- **○20番(山本はるひ議員)** それでは、質問の3 と4は一括して再質問したいと思います。

まず、施設整備を行っているということではあるんですけれども、その整備計画を教えてください。

〇議長(中村芳降議員) 答弁を求めます。

子ども未来部長。

- ○子ども未来部長(藤田恵子) 公設の児童クラブ につきましては、平成27年3月に皆様にもお示し させていただきまして、市の放課後児童クラブの 整備計画というものを策定いたしております。こ ちらが27年から31年度までの5カ年にわたって順 次整備を進めていくという整備計画になっております。
- ○議長(中村芳隆議員) 20番、山本はるひ議員。
- **〇20番(山本はるひ議員)** 計画があることはわ かっております。中身を少し教えてください。
- 〇議長(中村芳隆議員)答弁を求めます。子ども未来部長。
- 〇子ども未来部長(藤田恵子) 計画の中身としま しては、現状をまず分析いたしまして、施設的に 条例等で定めておりまして、1人当たりの面積を おおむね1.65ということで設定していたり、あと は子どもたちが休息をできる場所とか、あとは出 入り口の確保等々がやはり基準としてのっとって 考えたときに、その辺の基準を満たしていない施 設もある、それから定員がなかなかカバーし切れ ていない施設がある、それから放課後児童クラブ が始まって、西那須野、塩原、黒磯で始まって年 数もたっておりますので、施設的にやはり老朽化 といいますか、古くなっている施設もありますの で、その辺の優先順位をつけて順次整備を進めて いく、最終的には平成32年を目途に、面積等々の 基準をクリアできる施設を整備していくというも のが整備計画の中身ということになります。
- ○議長(中村芳隆議員) 20番、山本はるひ議員。
- ○20番(山本はるひ議員) 先ほど問題点と課題という中で、西那須野では小6まで入れないということだったんですけれども、つまり施設が足りないということだと思うんですね。西那須野で小6の子どもたちを受け入れができるのはいつの予

定でしょうか。

- ○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。
 子ども未来部長。
- O子ども未来部長(藤田恵子) この計画が終了する平成31年度の整備までが予定どおり進みましたら、小学校6年生までの西那須野地区の子どもたちも受け入れが可能ではないかということで整備計画では考えております。
- 〇議長(中村芳隆議員) 20番、山本はるひ議員。
- ○20番(山本はるひ議員) 民設民営は現状のと おりといたしましても、人数の把握ができなけれ ば整備計画は実行できないと思うんですけれども、 31年のときに西那須野の子どもたち、6年生まで 入れるときに、学童クラブを利用する子ども何人 と見込んでいるのか、再度お尋ねいたします。
- ○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。子ども未来部長。
- **○子ども未来部長(藤田恵子)** 平成31年度までで、 公設で見込んでいるところが1,346人ということ で見込み数は出しております。
- 〇議長(中村芳隆議員) 20番、山本はるひ議員。
- **〇20番(山本はるひ議員)** 支援員の確保の問題 が出ておりましたが、支援員が確保することが難 しいのはなぜだというふうに考えておりますか。
- ○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。
 子ども未来部長。
- ○子ども未来部長(藤田恵子) 放課後児童クラブの開設の時間というのが子どもたちが学校が終わった後のいわゆる放課後の時間帯ですので、勤務をしていただく時間帯も短くなっております。それから、長期休業中、夏休み、秋休み、冬休みは、7時ごろから開設していただいて受け入れを行っておりますので、勤務の状況が平日ですと短い時間帯、長期休業中ですと長い時間帯ということもありますので、その辺もあって単価的になかなかあるますので、その辺もあって単価的になかなか

生活をしていくだけの待遇というか、給与が設定 されていないということも大きな原因だというこ とでは聞いております。

- ○議長(中村芳隆議員) 20番、山本はるひ議員。
- ○20番(山本はるひ議員) 放課後児童クラブというのはとても子育て支援の大きな今かなめだと思っておりますが、現在は市が権限移譲を受けまして指導監督の責任を持っていると思うんですね。そういたしますと、今おっしゃられた支援員確保ができない原因につきましては、それこそ確保できるような条件整備を市が率先して行うべきではないかと思うんですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。
- ○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。
 子ども未来部長。
- ○子ども未来部長(藤田恵子) 市のほうとも今現 在運営している団体と協議をしながら、支援員の 確保に向けてどのような方向性がいいのかという のは随時お話はしているところです。実際には募 集に関しても市の広報紙で募集させていただいた りもしておりまして、何とか支援員をきちんと確 保できる方向でお互いに協力していきたい、連携 していきたいというところでは進んでおります。

補助金につきましても、一応保育士の単価でこちらから時間数で1人当たり幾らという形で補助 委託料で払っておりまして、それを受けて各運営をしている事業者の中で給料の配分等々をやっていていただいてるということになっております。

- ○議長(中村芳隆議員) 20番、山本はるひ議員。
- ○20番(山本はるひ議員) 私がいろいろなところで聞いている限り、指導員の方は確かに時間が短いとか、夏休みが長いということはあるんですけれども、そういう仕事はほかにもございます、世間の中には。夜仕事をするということもございます。一番の問題はやはり仕事に見合った賃金の

問題ではないかというふうに考えるんですが、その辺のところは市が今補助金はとおっしゃっていましたが、大変安いのではないかと思うんですが、そこのところはどのように把握をしていらっしゃいますか。

- ○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。
 子ども未来部長。
- **〇子ども未来部長(藤田恵子)** 来年度から、議員 ご承知のとおり法人に、公設民営については一本 で委託をするという方向で今進んでおります。

当然のことながら、その中で支援員の給与の体系につきましても、今それぞれのクラブによって 給料が違っているという現状がありました。その 辺を年数によって傾斜させるとか、いろんな方向 で考えられると思いますので、市としては一括で 新しい委託先で給料表等を考えてほしいというこ とでは思っております。

ただそれで、当然のことながら、その中で市が 全然かかわらなくて事業者に自分たちが考えて給 料表をつくりなさいということではないと思って いますので、この後委託先がきちんと決まりまし たら、支援員の待遇等々につきましても随時詰め ていって、今熱心に支援員の方々が子どもたちと 児童クラブでかかわっていただいているのは承知 していますので、支援員の方々の思いも受けなが らやっていきたいとは考えております。

- 〇議長(中村芳隆議員) 20番、山本はるひ議員。
- ○20番(山本はるひ議員) 公設民営のクラブについては一本化したということで、さまざまなことがよい方向に向かっていくんだというふうに思います。ご自分たちで保育の指針なり運営の指針なりを今つくりつつありまして、多分一本化したことがプラスに結びつくと思いますので、ぜひ市のほうはそれを支援してほしいと思うんですが、民設民営のクラブにつきましては、それぞれ大変

待遇、支援員のことだけではなくて、子どもたちを取り巻く環境が大変違うというふうに聞いております。市は公設民営だけではなくて、民設民営についてもやはり指導監督の責任があります。その辺のところ、民設民営についてはどのようにかかわっていくのか、お聞かせください。

- ○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。 子ども未来部長。
- ○子ども未来部長(藤田恵子) 民設民営につきましても、現在、市のほうで指導監査は行っておりまして、改善点等があれば指摘をして順次改善を促しているところです。当然のことながら、公設民営であろうが、民設民営であろうが、市のほうのスタンスとしては変わらないという形で行っておりまして、問題があれば事業主と話をしたり、随時連携といいますか、それを図っております。

それぞれの特徴があって民設民営の方々、やっていらっしゃるところもありますけれども、市のほうでも必要があれば施設のほうを見せていただたりもしておりますし、私も伺わせていただいて子どもたちの様子を見てきたりもするんですけれども、民設民営だろうが、公設民営だろうが、同じ形で市のほうは連携していきたいとは考えております。

- 〇議長(中村芳隆議員) 20番、山本はるひ議員。
- ○20番(山本はるひ議員) 公設民営に入れない子どもが仕方なくというか民設民営に入っているという現実があります。それを考えますと、やはり民設民営の質は上げていただきたいと思うんですが、現在、何か問題になっていることというのはありますか。
- ○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。
 子ども未来部長。
- **〇子ども未来部長(藤田恵子)** 民設民営の方々、 それぞれの方針でやっていていただいております。

あとは問題といいますか、やはりそれは公設でも 民設でも子どもたちの支援員いろいろ協力してい ただいていますので、いろいろな視点で考えます と問題はないとは限りません。ただ保護者の思い が、例えば民設の事業主、運営者と思いが合わな い場合には市のほうにご相談いただいたりしてお りますので、保護者の方々も例えば運営者側に直 接言いづらいときには市のほうでちょっと相談し たいわということでご連絡いただいたりもしてい ますし、子どもたちとのかかわり方についても、 例えば研修を開いたときには、民設民営の方々に も当然お声をかけて研修等も受けていただいてお りますので、何か問題が起きればすぐ市のほうで も相談に乗ったり対応はさせていただいていると ころです。

- ○議長(中村芳隆議員) 20番、山本はるひ議員。
- O20番(山本はるひ議員) 児童クラブについて は、民設民営のクラブに対しても少なくないお金 が補助金として出ています。そこで、保護者負担 の保育料の額について市の考え方を伺います。
- ○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。
 子ども未来部長。
- **〇子ども未来部長(藤田恵子)** 民設民営の保育料 につきましては、最低ですと月に5,000円、一番 高いところで月に1万2,000円という差があると 聞いております。

当然のことながら、開設する時間とか、あとは 民設民営を選ぶ保護者の方々に聞いたところ、民 設民営ならではのサービスというのがあるという ことです。例えば塾の送迎をしてもらえるとか、 それであえて民設民営を選ぶという方もいらっし ゃいます。

公設のほうに入れないから民設民営に行くとは 限りませんので、あと、それぞれの特徴のある保 育のほうをしていただいている中で、そういう保 育料を設定していただいているというのが現状で すので、ある程度の差はやむを得ないかなとは考 えております。

- ○議長(中村芳隆議員) 20番、山本はるひ議員。
- ○20番(山本はるひ議員) 今後も同様に支援を していくというふうに先ほどおっしゃったと思う んですけれども、民設民営の場合に保護者の負担 が5,000円から1万2,000円と、条件も違うんです けれども、ざっくり2倍以上違いがありますね。 そこに対して、市の補助金の出し方はどういうふ うにしているんでしょうか。
- ○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。
 子ども未来部長。
- ○子ども未来部長(藤田恵子) 市の補助金の出し 方というところですが、まずは国の基準にのっと った補助金を出しておりますので、保育料に直接 補助金を出すということではなく、クラブが運営 していく中での補助金として出しております。

当然のことながら、国の基準にプラスアルファをして市で単独で、例えば送迎のための燃料代とか、支援員の健康診断料とかそういうものを上乗せして、民設民営、公設民営にもそうですけれども、その辺は健康診断料とかいろいろな試算の部分も見て、補助金としては出させていただいております。保護者負担のほうに直接補助金を出すという形とはまた違ったものになっております。

- ○議長(中村芳隆議員) 20番、山本はるひ議員。
- O20番(山本はるひ議員) 民設民営のクラブも 多くなっているんですけれども、そちらのほうか ら市に対して、補助に対しての意見というのはあ るんでしょうか。
- ○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。
 子ども未来部長。
- **〇子ども未来部長(藤田恵子)** 補助に対する意見 をいただいた中で内容の見直し等を行って、先ほ

ど申しましたように送迎用の燃料費を市として見るとか、その辺、改善をしながら、今年度までいるいろな話し合いをしながら改善をした上での現状としての補助金ということになっております。

- 〇議長(中村芳隆議員) 20番、山本はるひ議員。
- ○20番(山本はるひ議員) すみません、少し戻るんですけれども、市がつくっている整備計画なり、あとクラブの運営指針も出していますよね。 国が指針を多分、27年3月に出していると思うんです。それにのっとって市のほうは補助金を出すなりいろいろなことを見ているんだと思うんですが、この辺のことについては、やはり民設民営についても市がきちんと把握をして、会計状況なども毎年把握をしているんでしょうか。ちょっと改めてお尋ねします。
- ○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。子ども未来部長。
- **〇子ども未来部長(藤田恵子)** 民設民営に関しましても、監査指導の中で会計上の監査の部分もございますし、補助金を出す際にきちんと内容の確認をして補助金の精査をしておりますので、指導はできているものと考えております。
- ○議長(中村芳隆議員) 20番、山本はるひ議員。
- ○20番(山本はるひ議員) 保育ということで考えたときに、保育園と学童クラブというのは、子どもにとっては、年は変わってもやはり保育に欠けているという子どもたちの状況は変わらないというふうに思うんですけれども、余りにもやはり学童クラブ、児童クラブのほうの状況は、保育園に比べてやはりちょっと劣っている部分があると思うんですけれども、子どもたちの数に関しても40人に2人というようなところで、1部屋で1つずつ椅子とか机もそれぞれの状況が違いますし、仕切りも違いますし、そういうところを今後、市として国の基準以上のものを今されていると思う

んですが、もっとそこに手厚い運営あるいは施設 に対しても補助をするつもりはあるんでしょうか。

〇議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長(藤田恵子) 保育園と放課後児童クラブ、子どもたちがそれぞれ成長していく中で非常に大きな部分を占めるところだと思います。特に放課後児童クラブは、ただいまと言ってクラブに帰る、家庭と同じ生活の場というところですので、机や椅子があるのが、全て一人一人の学校のように机と椅子があるものではなくてもいいのかなと考えております。

当然のことながら、市としてよりよくしていく つもりはあるのかというお尋ねかと思うんですけ れども、当然のことながら子どもたちの成長して いく上で重要な場所、先ほど申し上げたようにと ても大切な場所だ、重要な場所だと市のほうでも 認識しておりますので、今後も民設民営、公設民 営に限らず連携をしながら、ご意見を伺いながら 支援といいますか、かかわっていきたいとは考え ております。

以上です。

- 〇議長(中村芳隆議員) 20番、山本はるひ議員。
- ○20番(山本はるひ議員) 放課後児童クラブに つきましては、公設民営が一本化して法人になる ということで、そこに委託するという、そういう 転換期でありましたので質問をいたしました。

今後、やはり児童クラブは支援員の確保というのは大きな問題だと思います。そこのところは保育園と違って保育士の資格を持っていなくても、学校とは違い、教員の資格を持っていなくてもそこの支援員はできるわけですし、それなりの研修を行っていくことで若い方でも、あるいは子育て終わった方でもできる、そういう人たちだと思うんですね。

ぜひそこのところが、時間は非常に一定しなくてもある程度の条件が、あるいはお給料がいいとかそういうことがあれば、またやりたいという方も出てくると思うんです。きっと学童保育を利用される方は小6までとなったときには、しばらくは減らないというふうに私は見込んでおりますので、ぜひ公設民営の部分、これからもまたふやしていく計画があるようですけれども、そこのところをしっかりと見据えてこの事業を進めていってほしいというふうに思っています。

やっぱり公設民営の区別なく、子どもたちは安心して安全に過ごせる場所が必要なんです。そこのところ、やはり保護者が不在の時間帯の子どもたちの育ちの場としてしっかり捉えていただいて、捉えていると思うんですが、これからも予算をしっかりつけていただいて、充実を図ってほしいことを願ってこの質問を終わりにいたします。

それでは、3の市単独補助金のあり方について 質問をいたします。

市単独補助金については、平成21年度から3年間、200事業、11億円を対象にその必要性や目的、団体の使途を検証するために第三者機関としての審査会を設置し、平成23年12月に結果報告がされています。

そのときの課題は、全ての補助金に交付期限、 見直し時期を設置、継続交付の場合は繰越金や余 剰金の確認、類似団体への補助金の整理統合、補 助目的の明確化、同一目的団体への補助の指針や 基準の整備、ボランティアやNPOへの補助制度 の検討、他費目への組み替え、根拠法令の整備と 再確認、補助の効果や成果報告の検討の9項目で した。

見直しから5年たつことから、改めて市単独補助金について以下のことを伺います。

(1)市単独補助金の総額はどれほどか。

(2)補助金を交付する目的とその基準は何か。

(3)交付を決定する基準と仕組みはどのようになっているか。

(4)27、28年度の交付について、前年度から継続になった補助金団体はどれほどあるか。新たに申請された団体はあったか。また、その中で新規に交付を決定した団体はあるか。廃止になった補助金はあるか。

(5)補助金の中で金額の大きなものはどのような団体で、何件あるか。

(6)審査会から指摘された課題についてはどうなっているか。

(7)今後、見直しをする予定はあるか。 以上です。

○議長(中村芳隆議員) 20番、山本はるひ議員の 質問に対し答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長(和久 強) 3の市単独補助金のあり 方について順次お答えをいたします。

初めに、(1)の市単独補助金の総額についてでございますが、平成27年度の交付額は約13億5,400万円、平成28年度の交付予定額につきましては、約13億4,600万円でございます。

次に、(2)の補助金を交付する目的とその基準についてでございますけれども、補助は、団体の運営や事業実施等に関与することで住民福祉の向上を図るための施策展開を効果的かつ効率的に達成するため実施しているものでございます。

また、地方自治法によりますと、補助は公益上 必要がある場合に行うことができるとされている ことから、市単独補助金については、補助を行う 団体や個人の活動が住民福祉の向上に役立つもの かどうかを基準に判断しているところでございま す。

次に、(3)の交付決定の基準と仕組みについてで

ございますけれども、交付申請から交付決定、事業執行と実績報告といった補助金交付の手続につきましては、市の補助金交付規則にその基本的事項として一連の手続を定めております。

補助事業それぞれにつきましては、原則として 補助金交付要綱を定めておりまして、その中で補 助を行う目的のほか、交付対象となる事業や経費 といった具体的な基準や内容を明らかにし、要綱 に合致するものについて補助を行っているところ でございます。

次に、(4)の27、28年度の交付において、前年度から継続交付になった団体の数、新たに申請された団体と交付を決定した団体、廃止とした補助金についてでございますが、前年度から継続で補助金を交付しましたのは、平成27年度は延べ1,377団体、平成28年度におきましては、延べ1,471団体となる見込みでございます。

また、新たに交付決定した団体の数につきましては、平成27年度は延べで200団体、平成28年度につきましては、延べ85団体となる見込みでございます。

なお、廃止しました補助金につきましては、平成27年度は1事業12団体、平成28年度は1事業1 団体となっております。

次に、(5)の補助金の中で大きなものはどのような団体で、何件あるかについてでございますけれども、補助金額の大きな団体ということで、交付額が1,000万円以上の団体というようなことで、平成27年度につきましては延べ27団体、平成28年度は延べ29団体でございます。

主なものとしましては、団体の運営補助については、「那須塩原市社会福祉協議会」「那須塩原市農業公社」「那須塩原市シルバー人材センター」「那須塩原市文化振興公社」が挙げられます。そのほか、事業等補助につきましては、「ゆ~バ

ス・予約ワゴンバスの運行補助」、「那須塩原市 観光局」、「市内共通商品券発行補助」、そして 「巻狩まつり・ふれあいまつり実行委員会補助」 が主なものとして挙げられます。

次に、(6)の審査会から指摘された課題について はどのようになっているかについてでございます けれども、前回の補助金見直しにおきまして、審 査会からは、議員のご質問のとおりさまざまな課 題が示されているところでございます。

審査会から示されました課題については、各所管において各補助団体と協議を踏まえながら、指摘事項に対するフォローアップシートを作成し、改善策を検討してきた状況にございます。

結果としまして、補助団体の繰越金、余剰金の 状況を確認し、必要額を精査するといった対応を 行っているほか、平成24年度におきまして市民協 働型の補助制度としまして、「市民提案型協働の まちづくり支援事業補助金」を創設いたしたとこ ろでございます。

一方で、交付年限、見直し時期の設定、類似団体に対する補助金等の整理統合、補助金から他費目への組み替えの検討などにつきましては、十分な対応ができていない状況であると考えております。今後、課題について継続的にフォローアップしていく仕組みの構築を検討していく必要があるものと考えております。

最後に、(7)の今後の見直しの予定についてでございますけれども、前回の補助金見直しから5年が経過したというようなことでございます。見直しの時期に来ているものと考えているところでございます。

まずは、平成29年度におきまして、補助金の実態について調査を行い、事前評価を行いたいと考えているところでございまして、平成30年度からは審査会を設置し、前回と同様に3年間で見直し

をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

- 〇議長(中村芳隆議員) 20番、山本はるひ議員。
- ○20番(山本はるひ議員) 市単独補助金の再質問をする前に、ちょっと確認をしたいと思います。 先ほど4番目の質問のところで、団体の数を全て延べというふうにお答えになっていたんですけれども、すみません、延べのその数え方、私としましては、団体は1年間に1つとか、事業が1つというふうに考えておりましたので、すみません、そこをわかりやすく説明をしていただいてから再質問に入ります。
- O議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。 総務部長。
- ○総務部長(和久強) 延べというふうに表現を させていただきましたのは、例えばでありますけ れども、行政区などでは敬老会の運営補助金ある いは生きがいサロン、全部ではありませんけれど も、あるいは資源回収であるとか、そういうふう な数種類の補助に該当といいますか、交付されて いる団体があるというふうなことで延べというふ うな表現としたところでございます。
- 〇議長(中村芳隆議員) 20番、山本はるひ議員。
- 〇20番(山本はるひ議員) そうしますと、予算書とか決算書に出てくる補助金とか交付金の額で、例えば事業でいく場合には、それが一緒になって入っているということなんですね。
- 〇議長(中村芳隆議員)答弁を求めます。総務部長。
- ○総務部長(和久 強) 予算決算におきましては、 それらの団体で延べというようなことであります ので、それの総計というようなことになってございます。
- 〇議長(中村芳隆議員) 20番、山本はるひ議員。

〇20番(山本はるひ議員) 私といたしましては、 21年、22年、23年度に200事業、11億円というふ うにここで精査をしているところの資料をもって 質問を組み立てましたので、そちらのほうでお聞 かせいただければと思います。

では、最初に質問の1の総額なんですが、5年前と比べるとふえているのかなと思うんですが、 その理由と補助金は多いほうが住民福祉に寄与するというふうに判断するのかどうかお聞かせください。

- 〇議長(中村芳隆議員)
 答弁を求めます。

 総務部長。
- ○総務部長(和久強) まず、この審査会が開催されましたのが今、議員からお話がありましたように平成21年度、22年度、23年度で大体11億円というふうなところ、それが現在でありますと、28年度ですと13億というふうなことなんで2億ほどふえているということになるわけでありますけれども、ふえている要因といたしましては、やはり先ほど1,000万円以上の大きな補助事業というようなことでお答えしました中にもありましたけれども、例えば市内共通商品券発行補助でありますとか、あるいは、これ27年度になりますが、地域住民生活緊急支援のための交付金であるとか、そういったものを行ってきたというような状況でございます。

また、この27年度あるいは28年度の補助事業の 中身を見てみますと、やはり政策的に定住促進あ るいは少子化対策、そういったものへの補助金も 多くなってきているというふうな状況でございま す。

- 〇議長(中村芳隆議員) 20番、山本はるひ議員。
- **○20番(山本はるひ議員)** そういたしますと、 単独の市の補助金というのは、先ほどお話があり ましたように団体に出しているものと個人に出し

ているものとあるということですので、そうやって個人に出しているものが、あるいは商工会が出したプレミアム商品券が個人と言えるのかわからいんですが、そういうものがふえているという理解でよろしいわけですね。

- ○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。
 総務部長。
- ○総務部長(和久強) 団体のものあるいは個人に補助するものというふうなところ、その区分はなかなか難しいとは思いますが、今申し上げたような中身でふえているというふうなことでございますし、そういった中でやはり公益性というふうなご質問、大変申しわけございませんでした。

そういったものは、やはり市の置かれている社会的な情勢、状況の中でどういった補助が必要なのか、そういったところにつきましては、いろんな財政的な事情とか、あるいは危機的な条件であるとかいろんな条件を考えながら、やはりその公益性があるかどうなのか、またはその審査会の中でも効率性であるとか公平性であるとか、目的、妥当性というふうなところで審査をしていただいたところでもございますので、そういった観点から公益性というようなところを捉えているというようなことでございます。

- 〇議長(中村芳隆議員) 20番、山本はるひ議員。
- **○20番(山本はるひ議員)** 多分、政策的なもの がふえているんだろうなというふうに、ここのと ころは理解をいたします。

補助金を交付する目的とその基準は何かという ことについては、了解をいたしました。

次に、基準と仕組みについてなんですけれども、 交付の規則とか、それから要綱の定めがあるとい うことなんですが、これだけたくさんの補助金を 出していて、その一つ一つの団体が単年度で出し ているという形になっていると思うんですが、そ れをその補助の対象になるかどうかを審査しているのはどんな形で審査して、具体的には誰が、いつ、どこで、どのような形でやっているのか、少しわかりやすく説明をお願いいたします。

- ○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。
 総務部長。
- ○総務部長(和久 強) 補助の決定のプロセスというふうなことかと思いますけれども、まず補助事業、これは以前からあるもの、それから補助事業が必要だろうということで新たに設置をするものと2つになるかと思います。

今まで継続的にあった補助というようなことになりますと、それにつきましては、所管課のほうで申請をいただいて、それを先ほど申し上げましたように要綱に設定をしております、例えばその目的であるとか、あるいは交付すべき対象者であるのかどうか、それからその対象となる事業であるのかどうか、経費が適当なものであるのかどうか、そういったところを担当課のほうで審査をした上で交付決定をするというふうなことになります。

それから、もう一つ、新たに政策的なところで 補助事業を設置するというふうな場合でございま すが、それにつきましても、やはり所管課のほう で市民の皆様方の要望等々を把握した上で、それ を庁内の決定機関であります庁議に付議し、そこ で承認されたものを補助事業としてスタートさせ ていくというふうな仕組みとなっております。

- ○議長(中村芳隆議員) 20番、山本はるひ議員。
- ○20番(山本はるひ議員) そういたしますと、 先ほど27年度、28年度で千三百幾つかの補助金が あるということなんですが、それが多分、所管課 でここは幾つ、幾つとあると思うんですが、そこ に聞きに行けば、全て納得できるような形でこの 補助金が出ているという理解でよろしいわけです

ね。

- 〇議長(中村芳隆議員)答弁を求めます。総務部長。
- ○総務部長(和久強) 基本的にはそうなるというふうに認識をしておりますけれども、その補助金につきましても、単年度で先ほどお話がありましたように予算要求がされてくるわけでありますので、やはり私ども総務部の中に財政課がございます。そのところで査定をしているわけでございますので、その段階でも、そういうふうな公益性がどうなのかというふうなチェックというものをしているというような状況でございます。
- 〇議長(中村芳隆議員) 20番、山本はるひ議員。
- O20番(山本はるひ議員) 先ほど継続になった ものを、それから廃止になったものというような ことを質問の4番目でお尋ねをしたんですけれど も、例えば新たに交付になったのが、27年度は 200で、28年度は85というふうにおっしゃいまし たが、これを事業でいったら幾つになるんでしょ うか。
- ○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。
 総務部長。
- ○総務部長(和久 強) 事業で申し上げますと、 27年度が20事業、それから28年度が13事業という ふうなことになります。
- 〇議長(中村芳隆議員) 20番、山本はるひ議員。
- ○20番(山本はるひ議員) 補助金、この審査を したときに9つぐらいのこう分けていたんですね。 事業とか政策とかね。そういうことからいいます と、この27年度20、28年度13というのはどのよう なものが新しく入ったのか。ここに、例えばNP Oとかまちづくりのための団体などの補助が入っ ているのかどうかをお聞かせください。
- ○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。
 総務部長。

- 〇総務部長(和久強) 27年度から申し上げます と、コミュニティ設立準備会の補助金であります とか、あるいは男女共同参画フォーラム実行委員 会の運営交付金でありますとか、あとは、やはり 先ほどお答えしましたように少子化対策というふ うなところでは、園児健康診断等事業費補助金で ありますとか、あとは雇用対策というふうなとこ ろで、空き店舗対策チャレンジショップの設置補 助金であるとか、あるいは駅前のイルミネーショ ンの補助でありますとか、あとは観光関係、観光 局を新たに設置しましたので、そういったところ の補助でありますとかでありますので、雇用対策 あるいは少子化対策というようなところがメーン というふうなことになっておりまして、まちづく り団体、NPO、イルミネーションなんかはまち づくり団体というふうなことになろうかというふ うに思われますし、以上が27年度ということにな りまして、28年度におきましては、やはり雇用対 策というふうなところもありまして、商工会の創 業支援補助金でありますとか、あるいは、これは 黒磯駅前の関係になりますが、法人の設立運営支 援補助金でありますとか、これもまちづくりとい えばまちづくりになるんではないかというふうに 思われますが、そういったところへの補助という ようなことになっております。
- 〇議長(中村芳隆議員) 20番、山本はるひ議員。
- ○20番(山本はるひ議員) ざっくりイメージとして聞いておりますと、市民が何か新たなまちづくりのために自分たちで汗をかいて何かやろうというところに出している補助金というよりも、市が直接やってもいいような事業を補助で賄っているとか、あるいは先ほど男女共同参画については、組み替えたとしか思えないような補助金でした。今までは違う形で出していたものを違う名前を変えたみたいなものだったんですが、そういった市

単独補助金の出し方というものを今後も続けてい くつもりなんでしょうか。

- O議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。 総務部長。
- ○総務部長(和久 強) 今後も続けていく考えなのかというご質問であります。その前に、若干、先ほどの答弁につけ加えさせていただきたいと思いますが、初めの答弁の中でも市民提案型協働まちづくり支援事業補助金を新たに創設したというふうなお話をしたかと思いますが、これは平成24年度に立ち上げたわけでございますが、これにつきましては、本当に市民の皆様方がこういうふうな事業をやりたい、ですから補助金をというふうなところで提案をしていただいて、審査をした上での話になりますが、補助金のほうを交付しているというふうな状況もありますので、その点についてはどうかご理解をいただきたいというふうに思います。

また、今後も同じような方法でというふうなところでございますが、現在のところにつきましては、そんな同じような形でというふうなことで考えておりますが、やはり来年度から見直しの着手に入るというふうなことでありますので、その中で必要なことにつきましては、検討はしていきたいというふうには考えております。

- 〇議長(中村芳隆議員) 20番、山本はるひ議員。
- ○20番(山本はるひ議員) 確認をするんですけれども、協働のまちづくりの補助金のことはよくわかっておりますし、公開しておりますので落ちる団体もあるんですけれども、ほかに同じようなことをされている団体がずっと今までもらっている団体につきましては、多分、関係、所管の課に紙1枚を出す、紙1枚を出すかどうかわからないんですが、そこと折衝することでほとんどのところは、また次もねというふうにやっているんだと

思うんですね。

この協働のまちづくりの部分だけ公開審査で点数をつけて、落ちたり入ったりということをやっているんですが、ほかの補助金についてはどのように、そういう形をするとか、逆に協働のまちづくりのための市民の団体についても関係課に行って書類審査なり、お互いに話し合いをしてもらえるというようなことはしないんでしょうか。なぜこれだけこういう形でしかとれないのかお聞かせください。

- ○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。
 総務部長。
- ○総務部長(和久 強) 私も、市民提案型協働まちづくりの補助金には直接は携わってはございませんけれども、この意図するところは、多分、市民の皆様方がいろんなことをこういうふうにしたらいいんじゃないかというふうなことで、地域あるいはいろんなグループ、そういったところでいろんなアイデアをお持ちのところが、こういうふうなことをやればまちづくりに寄与できるんじゃないかというふうなことで提案をしてくださっているんだろうというふうに思っております。

そうなりますと、この補助金というのを振り返ってみますと、やはり政策的なところが大きいというふうなことがあります。でありますので、金額の大きなところでお答えしましたように、大きい補助金といいますのは、本当に俗に言います外郭団体といいますか、そういったところが大きいところというふうになっております。

ただ、そういうふうなものだけではなくて、どんどん世の中は変わってきているわけでございますので、やはり新しいまちづくりに寄与している団体、そういったものを発掘するというふうなところもあるんではないかというふうに考えており

ます。

- ○議長(中村芳隆議員) 20番、山本はるひ議員。
- O20番(山本はるひ議員) それでは、廃止した 補助金があるということですね。2事業12団体、 1事業というようなことでしたが、この廃止した ものの理由とどんなものが廃止されたのか教えて ください。
- O議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。 総務部長。
- ○総務部長(和久強) 廃止した補助金でございますが、1つは車座談議交付金でございます。これについては、先ほどのまちづくり支援のほうの協働まちづくり支援というふうなことに移行していったというようなところでございます。

それから、もう一つが交通安全母の会というふうな団体でございまして、そこへの補助金でありましたけれども、そこでの消耗品的なところの補助だったというふうなところでございますので、それについては補助ではなくて市のほうで直接やった方が効率的であろうというようなことで、この補助事業を廃止したというふうなところでございます。

- 〇議長(中村芳隆議員) 20番、山本はるひ議員。
- **〇20番(山本はるひ議員)** そこのところはわかりました。事業そのものがなくなったので、なくなったというようなことで。

この審査会が報告書を出したときには、180の うち百幾つ、結構半分ぐらいのところに改善ある いは減額ということを出しておりまして、詳しく 見ますと、継続というところも点数でいうとぎり ぎりのところだったり、あるいは仕方がないかな みたいな形で継続を出しているところがございま す。

そういう中で5年たって、その5年の間に、じゃ、そういうところを廃止したり減額したり、あ

るいは改善したのかということを少し見てみたんですか、余りないような気がするんですけれども、 そこのところだけ、ここの部分で最後にお尋ねしたいと思います。

- ○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。
 総務部長。
- ○総務部長(和久 強) 確かに1回目の答弁にも お答えしましたように、期間でありますとか目的 が曖昧であるとかというような指摘を受けたとこ ろでございます。そういったものは、なかなか思 うように協議が進まなかったというふうな現状が ございます。

やはり市のほうは補助する側というようなことでありますが、団体、補助を受ける側がありまして、やはりその中で協議を通してというふうなことをしてきたわけでございますので、それについてはかなり難しいところもあったというふうなところでございます。

○議長(中村芳隆議員) 質問の途中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。

午後1時、会議を再開いたします。

休憩 午後 零時05分

再開 午後 1時00分

○議長(中村芳隆議員) 休憩前に引き続き、会議 を開きます。

20番、山本はるひ議員。

○20番(山本はるひ議員) 1つ確認をしたいと思います。先ほど、新たな補助金の中でNPO法人の設立ということが出てきたんですけれども、NPO法人というのは、まさに市民の任意の団体だと思うんですけれども、そういうものに市単独補助金を出すということはあるんでしょうか。

- ○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。
 総務部長。
- ○総務部長(和久 強) 先ほどの答弁の中でNP ○というふうなことではなくて、ある意味、まち づくりを目指す団体というような意味合いで申し 上げたというふうに思っているところでございま して、例えば最後にお答えしました黒磯駅前関係 でありますと、現在進めております黒磯駅周辺地 区中心市街地活性化推進事業というのがありまし て、それに関連する法人設立運営支援補助金とい うものがございます。

この中身につきましては、(仮称)まちなか交流センターの管理運営に係る団体の法人化を目的とするというふうなところでございますので、それもある意味、まちづくりの範疇かなというようなことでお答えしたところでございます。

- ○議長(中村芳隆議員) 20番、山本はるひ議員。
- ○20番(山本はるひ議員) そうしますと、その 法人はNPO法人ではないんですね。すみません、 私が間違えていたんですが、そうしますと、今後 もそういった市が行っている事業に関する法人で あれば出るということもあるということなんです ね。
- O議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。 総務部長。
- ○総務部長(和久強) 全てそういうふうな市との関係で補助金を交付するかどうかといいますのは、やはりケース・バイ・ケースによっておのずと事由が違ってくるかと思いますので、必ずというふうなことはないというふうに考えております。
- ○議長(中村芳隆議員) 20番、山本はるひ議員。
- ○20番(山本はるひ議員) それでは、新たに市 民団体などが補助金の申請をしたい場合、どのよ うな方法があるのか教えてください。
- 〇議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長(和久 強) これにつきましても、私 の認識の違いだと申しわけないんですが、既にあ る補助金、それにつきまして交付を申請したいん だというふうなところか、あるいは全く新しい補 助を受けたいというふうなことでのお話なのかに よって違ってくるのかなと思うんですけれども、 仮に現在もある補助金、継続してある補助金とい うようなことになりますと、先ほど来、申し上げ ておりますように、補助金の交付規定あるいは交付の要綱、そういったものに基づいて申請をして いただくというふうなことになります。それの窓口は、おのずと所管課というふうなことになります。

全く新しい補助金というふうなことになりますと、これにつきましても、基本的には所管課が窓口になって、そこで公益性というふうなところの観点から本当に補助対象とすべきかどうかというようなところで、まずは審議をするといいますか、検討するというふうなことになるかと思います。

- 〇議長(中村芳隆議員) 20番、山本はるひ議員。
- ○20番(山本はるひ議員) ここにいらっしゃる 方は、市の所管課というようなことはわかってい らっしゃると思うんですけれども、普通の那須塩 原市に住んでいらっしゃる方が何か新しいことを しようと、これは市のまちづくりに関係すること だとか、あるいは福祉の向上に役立つものだということをやはり最初の2年か3年は運営補助とし てやっていただきたいというようなことを思った ときに、普通はどこへ行っていいかということが 最初からわかりません、と思います。

小さなほんの2万、3万の補助金であっても、 今までずっともらい続けているという言い方は変 なんですが、ところはもうわかっているので、そ このところと書類の行き来をすれば、そこででき ていただけるんですけれども、ゼロから始めるということはとても難しいので、ぜひこれはお願いなんですけれども、市の単独補助金は、やっぱり市民生活に密着していて福祉向上のためだったら出しているわけです。本当に小さい団体でも出しています。

ということは、それを広報で特集をして出していただくとか、お得意のホームページ、今度、リニューアルするそうですので、そこのところでわかりやすく出していただくとか、補助金をいただきたいという方は結構いるんです。でも、やり方がわからないというところに、親切にやはり広報だけはしていただきたいと思います。

- ○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。
 総務部長。
- ○総務部長(和久 強) 補助金、申請あるいはどんな補助金があるのか、そういったことの周知というふうなことかと思います。これにつきましては、何年前かは忘れてしまいましたが、一度、こういうふうな補助金をこんなふうに使っていただいていますよというふうなことで資料を作成した経緯がございます。でありますので、やはり今後につきましても、そういうふうな補助事業、そういったものを周知する、あるいはPRすることについては検討していきたいというように思います。
- 〇議長(中村芳隆議員) 20番、山本はるひ議員。
- O20番(山本はるひ議員) それでは、5番目の 大きな金額のところなんですが、多額の金額の補 助金を出しているところというのは、ずっとこれ を出さないと、出し続けないと運営ができないと いうことなんでしょうか。
- ○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。
 総務部長。
- ○総務部長(和久 強) 先ほどお答えしましたように、1,000万円以上の団体というふうなところ

でありますと、社会福祉協議会であるとか、農業 公社あるいはシルバー人材センター、文化振興公 社というものが、これは団体運営等補助というよ うなことになりますけれども、補助がないと運営 できないのかというふうなところかと思います。

やはりこういった団体につきましては、今申し上げましたのは、公益法人化をしております。ということは、なかなか営利を目的に事業展開をすることが難しいというふうなことになりますし、そういったところでは、やはり継続的な行政側の支援というのが必要だろうというふうには考えております。

- 〇議長(中村芳隆議員) 20番、山本はるひ議員。
- **○20番(山本はるひ議員)** それでは、事業補助 につきましても、これはずっと出さないと事業が できていかないということなんでしょうか。
- ○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。
 総務部長。
- ○総務部長(和久 強) 先ほど申し上げた中では、 ゆ~バス予約ワゴンバスの運行補助あるいは観光 局、そして商品券の発行あるいはお祭りというふ うなところでございますけれども、やりようによ ってというふうなところはあるかと思いますけれ ども、やはりバス関係におきましても、どこに補 助しているかというと、なかなか民間の経営では 成り立っていかない、しかしながら、住民生活に は必要不可欠だというふうなところでの補助とい うふうなことになっているわけでありますし、ま た、お祭り関係につきましても、理想的には、や はり主催団体が何らかの収益をもって運営できる というのが望ましいかと思いますが、なかなかや はりお祭りだけで収益を上げるというのは非常に 難しいというふうなことがありますので、これが どうしてその事業展開をしているのかというふう な趣旨を考えますと、なかなか自主的な財源でこ

の事業を運営していくというのは難しいんだろう というふうに思います。

- 〇議長(中村芳隆議員) 20番、山本はるひ議員。
- **○20番(山本はるひ議員)** では、お尋ねするんですが、補助金を出している、事務局が市役所にあるという団体はあるんでしょうか。
- O議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。 総務部長。
- ○総務部長(和久 強) 補助金を交付している団体であって、その団体の事務局を市が行っているというふうな団体はございます。
- 〇議長(中村芳隆議員) 20番、山本はるひ議員。
- ○20番(山本はるひ議員) 1,000万円以上の補助金をもらっているところばかりではないんですけれども、事務局を市役所で持っているところというのは、多分、私の知る限りでも幾つかあると思うんです。それで、この審査会でも出ておりましたけれども、そういうところについては、事業補助を行うのではなくて市の事業として行うことはできないんでしょうか。
- ○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。
 総務部長。
- ○総務部長(和久強) 理論的には、そういうふうな団体ではなくて、市が直営で行うということは可能だというふうには思います。ただ、そういうふうな団体にやっていただくこと、それから、市が直接やってというようなところを比較した場合、効率性等々を勘案して、どちらが適当な主催団体になるのかというふうなところで、現在の経過など見ますと、やはり市が直接やるのではなくて、そういうふうな団体にお願いしたほうが効果的、効率的であろうというふうな観点から、そういうふうな団体に補助金をお出ししまして活動していただいているというふうなことかと思います。
- 〇議長(中村芳隆議員) 20番、山本はるひ議員。

- ○20番(山本はるひ議員) であるならば、事務 局を市役所に置かなくても、その団体の方にお任 せするというほうがやりやすいのではないかと思 うんですが、なぜ事務局を市役所で持って、事業 はその団体に任せているのか、そこのところの根 拠を教えてください。
- ○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。
 総務部長。
- ○総務部長(和久強) これも理想的には、その団体自身が事務局を持って全てのことを行うというふうなことが理想かと思います。ただ、なかなかそこまでの成長といいますか、団体自体の成熟度が上がっていないというふうな団体もございます。

そういったものにつきましては、補助金という ふうな支援以外にも、やはり事務局、人的なとこ ろというふうなことになりますけれども、そうい った支援も必要だろうというふうなことで、そん な形になっているというようなことでございます。

- 〇議長(中村芳隆議員) 20番、山本はるひ議員。
- ○20番(山本はるひ議員) いろいろ考えはあると思うんですが、補助金を出して事務局を市役所に置いているから力がつかないということもあると思います。実際、そういう経験もしています。ぜひその辺のところは、個々の団体と事務局を持っているところ、そして補助金のありようは考えていただきたいと思います。

6に移りますが、まず、補助団体の繰越金とかの残りがあるものは確認をしているということなんですが、本当に剰余金があって補助金を出しているところは一つもないのでしょうか。

- ○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。
 総務部長。
- ○総務部長(和久 強) 23年度におきまして、審 査会のほうから答申といいますか提言をいただき

まして、それに沿っていろんな指摘事項について 交付団体のほうと協議をしまして、そういった繰 越金等があるところについては、その分について は補助金ではしないというふうなことで進めてき たところでございますが、大変申しわけありませ んが、全てを見ているわけではございませんので、 はっきりとここで全てがそうなっているというふ うには申し上げられません。

- 〇議長(中村芳隆議員) 20番、山本はるひ議員。
- **〇20番(山本はるひ議員)** もう5年もたっているわけですし、そこのところはしっかりと見ていただきたいと思います。

次に、先ほど、できなかったものの中に補助金 から他費目への組み替えの検討とおっしゃいまし たが、具体的にどんなことなんでしょうか。

- 〇議長(中村芳隆議員)答弁を求めます。総務部長。
- ○総務部長(和久強) これも廃止した団体というふうなことで、母の会というようなことで申し上げましたけれども、そのように例えば消耗品類等、そういうふうなものについての補助、それがそうではなくて違う形での費目、例えば委託料にするであるとか、そういった費目への変更というようなことというふうに考えております。
- 〇議長(中村芳隆議員) 20番、山本はるひ議員。
- **O20番(山本はるひ議員)** それがまだできていないということですよね。ここでそう言っているということは。
- 〇議長(中村芳隆議員)答弁を求めます。総務部長。
- ○総務部長(和久 強) 全てはできていないというふうなところでございます。
- ○議長(中村芳隆議員) 20番、山本はるひ議員。
- O20番(山本はるひ議員) それでは、もう1項 目、類似団体に対する補助金の整理統合ができな

い、その理由を教えてください。

- O議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。 総務部長。
- ○総務部長(和久 強) 類似団体というふうなと ころにつきましては、やはり3市町の合併という ふうなところがありまして、それぞれ旧3市町の 中でそれぞれの団体を持っていたというふうな経 緯があったかと思います。やはりその補助金を統 合するに当たりましては、統合整理といいますか、 そういうふうにするのには、やはりその団体自体 が一本化、統合、そういったところに落ちつかな いとなかなか難しいというふうなところがあって の話だというふうに認識をしております。
- ○議長(中村芳隆議員) 20番、山本はるひ議員。
- ○20番(山本はるひ議員) 合併して12年たっています。今の項目を十分対応できていない状況だと先ほど答弁をいただいたので、私はわざわざ聞いたんですけれども、問題だと思っていらっしゃるんですよね、結局は、一緒にしたいと。でも、できないと。どうするんですか、これから。
- ○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。
 総務部長。
- ○総務部長(和久強) これからも、まだ統合されていない団体が幾つかあるかと思います。そういったところにつきましては、統合について促進をしていくというふうなことになるかと思います。 例えば消防団でいきますと、今も3つの消防団があるわけでありますけれども、来年の4月を目指して今統合というような動きが出ております。 そんな形になりますと、補助金のほうもそれぞれの団体ではなくて一本というふうな形になるんだろうというふうには考えております。
- 〇議長(中村芳隆議員) 20番、山本はるひ議員。
- ○20番(山本はるひ議員) それでは、審査会が 一番大きな問題だと言っていた交付期限見直し時

期の設定について、これが進んでいない理由と今 後、これをきちんとやっていきたいのかどうかお 尋ねします。

- O議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。 総務部長。
- ○総務部長(和久 強) まず、期間の設定がなぜできなかったか、これにつきましては、大変反省しているところでございまして、審査会のほうを3年間かけて各種補助金のほうを審査をしていただいた結果としての提言をいただいたところであります。その後のやはり体制的なフォローアップが十分ではなかったというふうに考えております。ただ、やはり期限のない補助金というのはまずいんだろうというふうに思います。ただ、そんな中で、ある程度の年限を決めて見直しというのが必要であるというように考えておりますので、それにつきましては来年度からの調査、検証、そんな中で検討していきたいというふうには考えております。
- 〇議長(中村芳隆議員) 20番、山本はるひ議員。
- **〇20番(山本はるひ議員)** 7に入ります。

今まで聞いていた限りでは、5年前にせっかく 市民の方が何十回と会合を開いて、一生懸命報告 をして9つのものにまとめ、あと、シートをつく って一つ一つのものについて意見を出しています。 でも、ほとんど何か進んでいないように受けとめ たのに、また審査会を立ち上げてやるというのは なぜですか。できていないのに、また同じことを するんでしょうか。

- O議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。 総務部長。
- ○総務部長(和久強) 21年から23年までの3年間で本当にたくさんの審査、審議をしていただいたところでありますけれども、その中でやはり継続あるいは検討であるとか廃止であるとかという

ふうな振り分けをしていただいて、なおかつ細かなところまで附帯意見というようなことでいただいております。それは、やはりいただいた中で変化している部分もあるだろうと思いますし、もう一度、やはり市民の代表者の方の客観的な目で見ていただくことが必要だろうというふうには考えております。

ただ、やり方として、21年度から3年かけたやり方と全く同じというふうには考えてございません。その前段として、やはり市としてどういうふうな方向性なのか、そういうところをきちんと詰めた上で審査会のほうにお願いをしたいというふうには考えております。

- ○議長(中村芳隆議員) 20番、山本はるひ議員。
- ○20番(山本はるひ議員) 改めてお聞きします。 この21年度から3年間やった結果の報告、もちろ んご存じですよね。その200事業の中で、今もそ のまま続いている事業は幾つありますか。金額は、 一律1割下げちゃったときがあるので、それはち ょっと外すとして、続いている事業を教えてくだ さい。
- ○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。
 総務部長。
- ○総務部長(和久 強) 大変申しわけございません。正確には把握はしてはございませんが、先ほど来、申し上げているような運営費補助金、そういったものについては、繰越金がたくさんあるというふうなことについては、それを見直した中で継続というふうになっているかと思いますので、全く手をつけずというふうなところがどうなのかというのは、大変申しわけございませんが把握はしてございません。
- ○議長(中村芳隆議員) 20番、山本はるひ議員。
- **〇20番(山本はるひ議員)** 先ほど補助金の申請 を受理しているということは、関係課がオーケー

を出しているから受理をしていると思うんですけれども、事前評価を改めて行うということは、毎年の実態調査をしていないということなんでしょうか。その反省からこれをすると言ったんでしょうか。

- ○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。
 総務部長。
- ○総務部長(和久強) 補助金の申請が上がって きて、その審査をする、それを1年ごとに取りま とめて中身をチェックしているかどうかというよ うなところでよろしいんでしょうか。

[「はい」と言う人あり]

- ○総務部長(和久強) それにつきましては、毎年、毎年、全体的なところをまとめてのチェックというものはしておりませんで、担当課、所管課のほうでのチェックというようなことでございます。
- 〇議長(中村芳隆議員) 20番、山本はるひ議員。
- ○20番(山本はるひ議員) 単独補助金は、基本的に多分、担当課のところで全てを完了するとは言わないんですけれども、受け取って許可を出して、最終的に財政に上がってくるのかもしれないんですが、そこのところできちっとチェックができていなければ、実態調査をしていなければ、それを出していいのかどうか、去年出していたけれども、ことし、また出していいのかという判断ができないと思うんですが、それをやっているのであれば、今、事前評価を改めて行うという意味がちょっとよくわからないんですが、何が足りなくて何をこれからしたいというふうに思ってらっしゃるんですか。
- ○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。 市長。
- ○市長(君島 寛) 市の単独補助金についてご質問等々いただいておりますけれども、私も以前に

合併前でございましたが、市単独補助金の見直しということで取り組ませていただきました。あの当時は130項目程度の補助金だったかと思いますが、結果、十数項目について廃止をし、最終的に削減をしましたのが800万円弱だったかと思います。幾つかの関係で交付をしておった団体から補助金をカットしたというような経過がございました。

平成21年から3年間をかけて補助金の見直しを 行ったと。その結果、再度、29年度から取り組み をさせていただくというようなことでお答えをし たところでございますが、やはり補助金の必要性、 これは市民のそういった活動に対して、私どもの ほうが補助をしていくというふうな制度があるわ けでございますし、やはり市民生活の向上にとっ て必要なもの、そういったものに対して、市のほ うから補助をしていくというような性質のものが 大多数であろうというように思っているところで あります。

本当に補助金が必要なのか否か、そういったものを再度、私どものほうでもやはり確認をさせていただいて、不必要なものについては、これはカットしていただくということもあると思いますけれども、そんな中で本当に補助金として実効性のある使途、使い方をしていただくためのやはり今回の取り組みというようなことで、私どもはこれからも考えていきたいというふうに思っております。

また、新たな補助金、新規に補助金が欲しいという方のためのやはり窓口、そういったものもきちっと整備をしていきたいと考えておりますし、平成29年度にそういったものが出てくるかどうかちょっとわかりませんけれども、そういった市民からの要望に対する窓口、こういったものもやはり徹底をさせていきたいなと思っております。

それから、先ほど議員のほうからもお話がありました中で、申請に当たってペーパー1枚ということではございませんので、その辺のところはご理解をいただきたいと思いますし、市民生活にとってやはり必要な補助金については、これからも継続をしていきたいというふうに思っておりますし、行政としてなかなか手が行き届かない部分、それは各種団体、そういったものがあるわけですから、そこについては、やはりきちっとした形で私どものほうで判断して補助金として支出をしていきたいというふうに考えているところであります。

いずれにせよ税金でございますので、これの使 途に当たっては、我々としてもやはり安易に考え ずに、きちっとした形のやはり皆様方に説明責任 ができるような、そういった制度の中で補助金を これからも支出をしていくという考えで臨んでい きたいというように思っております。

○議長(中村芳隆議員) 20番、山本はるひ議員。

○20番(山本はるひ議員) 私がこの質問を今回の議会で取り上げた直接の理由は、9月の議会の建設経済常任委員会の中で、とある補助金につきまして、私が根拠や中身がわからなくて、そのことをお聞きしたというところから始まっています。私にとっては、納得のいく答弁がありませんでした。そのときに、もしかしたら5年前に出た審査会の指摘が全く生かされていないのではないかなというふうに思った、それが理由です。

過去の質問の中で、補助金見直しは削減ありきではないというふうにお答えになっています。固定化、既得権益化してしまった補助金について、新たな基準を設けて妥当性や公平性を審査していくものだとお答えをいただいて、私も納得をいたしました。ですから、この質問は、補助金をなくせと言っているのではなくて、やはり適切に出す

べきものだということで質問をいたしました。

市長のおっしゃる市民が主役とか市民との協働 のまちづくりというそういうものの実現、持続可 能な行政経営をしていくには、やっぱり市単独補 助金のより一層の透明性が求められていくものだ というふうに思います。

私は、ここで5年前の報告の最後の部分を皆様 にお伝えをして終わりにしたいと思います。

審査会から出ている意見です。どんな事情で始 まったか経緯のわからないものもあった。何十年 も同じ額が続くのはあり得ないことではないだろ うか。全ての補助金は、原則、期限があるべきと 考える。二、三年、長くても5年程度で内容や額 を再検討すべきではないか。市民と行政の協働が 奨励される昨今、単年度の助成もあってしかるべ きだし、そうした予算措置も望まれる。補助金交 付に係る業務の簡素化も図るべきである。補助を 受けている団体みずからが毎年、補助の成果や効 果、自立の可能性、減額、増額とその理由を提出 し、担当部署で評価すべきである。限られた財源 のより有効な活用の観点から、縦割りではなく総 合的な評価判断が必要と思われる。今回の見直し が市補助金制度の総合的な見直しの機会となり、 公平性と透明性を持った基準とその運用のもと効 果的、効率的な行政運営の推進の一助として生か され、補助金が真に市民の福祉の向上、市民との 協働のまちづくりの一層の発展に寄与されること を切に希望する。市はこの結果を踏まえ、可能な ものから早急に見直しの検討をされたいと、これ は5年前の5人の審査会の人たちのまとめとして の結びです。

この報告の言葉を、私はここで再び執行部に申 し上げたいと思います。これをぜひ実行していた だきたいというふうに思います。

新たな審査会を立ち上げて補助金の見直しをす

るのは、このことを実行してからでも遅くないと 思っています。5年前に審査報告を受け取って、 まだ今後検討するなどということを聞いたら、こ のときに審査をした5人の方はびっくりするので はないでしょうか。

どうかもう一度、5年前の報告書にしっかりと 目を通していただきたいです。ホームページを引 くと、全て出ております。そして、見直しをして 効果的、効率的な行財政運営を進めていただくこ とを望みまして、私の全ての質問を終わります。

O議長(中村芳隆議員) 以上で、20番、山本はる ひ議員の市政一般質問は終了いたしました。

◇ 藤 村 由美子 議員

- O議長(中村芳隆議員) 次に、1番、藤村由美子 議員。
- 〇1番(藤村由美子議員) 1番、藤村由美子です。一般質問を行います。
 - 1、第3次那須塩原市男女共同参画行動計画について。

国では昨年8月に女性の活躍推進法が成立し、 働く場面で活躍したいと希望を持つ全ての女性が その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現す るために、事業者に対して、女性の活躍推進に向 けた数値目標が盛り込まれた行動計画の策定、公 表が義務づけられました。

那須塩原市では、平成19年に男女共同参画推進 条例が制定されて以降、約10年かけて行動計画に 基づいて施策実施をしてきた結果、どのような成 果が上がったでしょうか。

このたび、今後5年間取り組むべき第3次那須 塩原市男女共同参画行動計画の素案ができたこと から、去る10月20日から11月18日まで、パブリッ クコメントが実施されました。これまでの施策実施を振り返るとともに、次期行動計画について以下の事柄についてお伺いします。

(1)計画の概要と重点課題について。

(2)第2次行動計画の現状と課題をどう判断し反映させたか。

(3)パブリックコメントの実施結果について。

(4)第2次那須塩原市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画との連携について。

お願いします。

○議長(中村芳隆議員) 1番、藤村由美子議員の 質問に対し答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長(藤田輝夫) それでは、1の第3次那 須塩原市男女共同参画行動計画について順次お答 えいたします。

初めに、(1)の計画の概要と重点課題についてですが、次期計画では、「男女共同参画の意識づくりと環境整備」、「男女の人権尊重と暴力の根絶」、「あらゆる分野への男女共同参画の推進」を基本目標に掲げ、9つの施策の方向と85の事業により男女共同参画の取り組みを推進してまいります。

また、3つの基本目標からそれぞれ「ワーク・ライフ・バランスの推進」、「男女間のあらゆる暴力の根絶」、「就労の場における女性の活躍推進」を重点課題に位置づけていきたいと考えております。

次に、(2)第2次行動計画の現状と課題をどう判断し反映させたかについてですが、基本目標及び施策の方向ごとに現状と課題の整理を行い、目標値の達成状況の検証や「男女共同参画社会に関する意識調査」の結果を踏まえ、継続すべき取り組みと新たな課題に対応するための取り組みについ

て、次期計画に反映させております。

次に、(3)パブリックコメントの実施についてですが、10月20日から11月18日までの間、パブリックコメントを実施したところ、全部で3名の方から10件のご意見をいただいております。

最後に、(4)の「第2次那須塩原市配偶者からの 暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計 画」との連携についてですが、次期計画では、男 女間のあらゆる暴力の根絶を目指し、「第2次那 須塩原市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保 護等に関する基本計画」の4つの基本目標を施策 として位置づけることにより、相互の事業連携を 図ることとしております。

- 〇議長(中村芳隆議員) 1番、藤村由美子議員。
- ○1番(藤村由美子議員) それでは、関連しておりますので、(1)、(2)、(3)について一括して再質問いたします。

計画の基本目標とするところは、男女共同参画の意識づくりと環境整備、男女の人権尊重と暴力の根絶、あらゆる分野への男女共同参画の推進の3つであり、そのためにワーク・ライフ・バランスの推進、男女間のあらゆる暴力の根絶、就労の場における女性の活躍推進を重点課題として取り組んでいくとご説明をいただきました。

この男女共同参画行動計画は、ほかの計画と同様、社会福祉、学校教育、子育で支援などさまざまな分野にまたがって具体的な施策が展開されるものです。計画は、どのような手順を踏んででき上がるのか教えてください。

- 〇議長(中村芳隆議員)答弁を求めます。企画部長。
- ○企画部長(藤田輝夫) 計画策定の手順ということでございますが、まず計画の策定に当たりましては、庁内に策定体制ということで3層からなる組織を設置しているということでございます。

まずは、男女共同参画推進本部というものがございます。こちらは、市長をトップとした部長クラスの組織。そして、幹事会というのがございまして、こちらにつきましては、幹事課長をメンバーとする組織。そして、部会というものがございます。こちらについては、関係する所管課の係長クラスで構成する組織ということでございますが、こちらがそれぞれの役割分担を持ちまして、それぞれの段階で計画の内容を連携、検証しながら計画を策定していっているというようなところが庁内の策定の手順というようなことになります。

それ以外に、最も大切ところということで、市 民の皆さんの意見をどうやって反映するかという ところがございますので、そこにつきましては、 男女共同参画の審議会というものを設置いたしま して、市長の諮問に基づいて答申をいただくとい ったようなところの組織あるいは市民の意見を広 く聞くというところからすれば、先ほどのパブコ メあるいは市民意識調査、そんなものでいただい たご意見あるいは意向といったものを反映しなが ら、さっき言いました策定組織の中でしっかりと 段階、段階でもって内容について連携、検討しな がら策定しているというような状況でございます。

- **〇議長(中村芳隆議員)** 1番、藤村由美子議員。
- ○1番(藤村由美子議員) 庁内で3層に分かれているということ、そして、審議会やパブリックコメントで市民の意見を集約されているというお話でした。

この庁内の3層で分かれているものですが、それぞれの部署に男女共同参画の視点で施策、計画を立てるように委ねているのか、それとも、その3層のどこか1つの部会の中で実際に決められているのか、そこをちょっと教えていただけますか。

〇議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長(藤田輝夫) 先ほど3層の組織という ことでお話し申しましたが、その段階、段階でそれぞれの役割を持っているということでございます。要は、計画のたたきとなる案をつくるのは部会でございます。そのたたきとなる案をしっかりと、要は横の連携を持って、市としてこれでいいかというようなところで精査するのが幹事会というところでございます。

幹事会は、最終的に部会に上げるものを磨き上 げるという役割を持っていますので、最終的に幹 事会で磨き上げたものを本部というところで庁内 的には決定しているというようなところになりま す。

- **〇議長(中村芳隆議員)** 1番、藤村由美子議員。
- ○1番(藤村由美子議員) じゃ、部会でたたき案をつくり、幹事会で精査し、推進本部のほうに上げるということですが、計画の現状と課題をチェックして次の計画につなぐ、いわゆるPDCAのサイクルを回すに当たり、男女共同参画の行動計画を所管している市民協働推進課そのものとしては、どのようにかかわっておられるのか教えていただけますか。
- O議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。 企画部長。
- ○企画部長(藤田輝夫) 市民協働推進課としましては、今の3層の組織全てにおいて事務局という位置づけを持っておりますので、計画を策定する、たたきをつくるところでも事務局として、各部局間の連携が足らなければ各部局間の連携を促すような仕掛けをいたしますし、その次の要は案というものを精査するような幹事会の中でも、要は足りないところとかというところがあればそれは補足していくと、補完していくということになります。

そんなような潤滑油的な役割を事務局として担

っているというようなところが市民協働推進課だというふうにご理解いただければと思います。

- **〇議長(中村芳隆議員)** 1番、藤村由美子議員。
- ○1番(藤村由美子議員) 基本的には事務局的な 立場でいらっしゃるのかなというふうに受けとめ たんですが、実際にこの男女共同参画の担当が企 画部にある理由についてご説明いただけますでし ょうか。
- ○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。
 企画部長。
- ○企画部長(藤田輝夫) 何でこの男女共同参画施策といったものを企画部で担務しているかということでございますが、やはり市役所というところで全庁を挙げて男女共同施策といったものを総合的かつ効果的、もっと言えば、加えて円滑的に推進していくためには、企画部において、要は事業を実施している部と部局間といったものを相互に連絡調整を図りながらやっていくことが施策の実現に向けて得策だといったような判断から、企画部が担務しているんだと思います。

もう少し言わせていただきますと、複数の部に またがる計画だとか事業調整をするのは企画部の 所管ということになっておりますし、また、事業 実施課が自分で事業を実施しながら、要は市役所 全体を総合的に調整していくということになりま すと、かなり物理的に難しさがあるのかなという ようなところがあるんだと思います。

以上です。

- 〇議長(中村芳隆議員) 1番、藤村由美子議員。
- ○1番(藤村由美子議員) 企画部にある意味はご 説明いただきました。

では、その市民協働推進課として、男女共同参 画という一つの物差しでしっかり上がってきた計 画をチェックし、時には、ああ、ここの部分が足 りないよ、ここの部分は評価が間違っているよと いうふうに指摘されたことはあるのでしょうか。

- O議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。 企画部長。
- ○企画部長(藤田輝夫) 先ほどもお話ししましたが、この施策は、市民協働推進課だけでやっているということじゃございませんので、全庁を挙げてやっているということからしますと、まずは各それぞれの実施担当課の中で毎年、毎年検証していただいて、事業効果があったかないかということをしっかりと諮ってもらうというようなところが原則になります。

そういうことで、議員もご承知かと思いますが、 毎年、毎年、実績書をつくって議会にもご報告申 し上げていますし、市民の皆さんにも公表をさせ ていただいているといったのがこの施策でござい ます。

そういうところで市民協働推進課のほうから何か指摘事項があるかということでございますが、 基本的には、その各担当課の要は自己評価というのに委ねているということでございます。そんな中で、著しく事務ミス的なところの簡単な計算ミスとかそんなところでの指示はございますが、基本的には今言ったように担当課での自己判断というものを尊重させてもらっているというようなところでございます。

- **〇議長(中村芳隆議員)** 1番、藤村由美子議員。
- ○1番(藤村由美子議員) では、今、その審議会 に諮られた後、パブリックコメントが実施された のですが、先ほど3名、10件というふうにおっし ゃいましたが、できれば何か具体的にどのような 意見があったか教えていただけますか。
- 〇議長(中村芳隆議員)答弁を求めます。企画部長。
- **〇企画部長(藤田輝夫)** パブコメに関しては、先ほどお答えしたとおり3名の方から10件のご意見

をいただいたということでございまして、主なものといたしましては、市の施策の認知度というようなところの中では、みいなの認知度というものが30%にとどまっているというようなことでございまして、これに対して、みいなというのはご承知のとおり年4回発行しておりますが、その4回みいなを発行するうち、4回全部あるいは2回くらいは広報と抱き合わせて発行することはできないかなんていうようなご提案の意見をいただいております。

また、男性の家事、育児への参画についてというような視点からは、男性に特化した事業というものを計画に盛り込むべきではないかとか、さらには、審議会への男女共同参画の推進ということで女性委員さんの割合について、目標値として第3次の中で50%を掲げたらいいんじゃないかとか、さらには、DVに関する早期発見及び相談体制の充実等々についてのご意見をいただいているというところでございます。

- **〇議長(中村芳隆議員)** 1番、藤村由美子議員。
- ○1番(藤村由美子議員) ありがとうございます。 これら市民の方がたくさん出していただいた貴重 なご意見だと思います。これらは市としてどのように受けとめられましたか。
- ○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。
 企画部長。
- ○企画部長(藤田輝夫) 今、いただいた意見については、やはりどの方も男女共同参画といった男女共同参画社会の実現といったところに対して前向きなご意見をいただいているというふうに我々判断しておりますので、いただいた意見については十分尊重しながら、できる範囲内でという言葉はつきますが、計画のほうに反映させていきたいというふうに考えております。

また、パブコメをいただいた方々に関しては、

市の意見というものを付して、それぞれいただい た方にお返ししていくというようなことになって おります。

- **〇議長(中村芳隆議員)** 1番、藤村由美子議員。
- ○1番(藤村由美子議員) では、これらの意見を 集約して再検討した上で、最終的に議会に上程されることになると思いますが、これまでの各段階において、男女共同参画についてどの程度、理解のある方がかかわってこの計画を立ててきたのか、ちょっと教えていただけますか。
- 〇議長(中村芳隆議員)答弁を求めます。企画部長。
- ○企画部長(藤田輝夫) 計画づくりに対してどういう方がかかわってきたかということでございますが、先ほどお話しさせていただきました審議会の皆様に関しては学識経験者もいらっしゃいますし、女性団体の代表の方もいらっしゃいますということで、各種団体から選出された方、そこに市民の公募からというようなところで委員さんを選定する中で議論していただいているということでございますので、我々としては、多種多様にわたる分野から専門性のある人も含めて、ある意味では専門性がない方も含めて、バラエティーに富んだ皆さんによってこの計画を議論していただいているというふうに認識しております。
- 〇議長(中村芳隆議員) 1番、藤村由美子議員。
- ○1番(藤村由美子議員) このような理念にかかわる計画策定というような、判断が非常に難しいものもあります。ずれが生じると、施策を実施する意味が薄れてしまいます。専門的に審議する時間をしっかり確保するためにも、慎重な人選と役所でかかわる方、皆さんには必要な場合は、しっかり事前に研修を実施していただくようお願いいたします。

次に、先ほどおっしゃったみいなの認知度につ

いてですが、次の計画の中で設定した目標値について、数字の意味をご説明お願いします。

- ○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。
 企画部長。
- ○企画部長(藤田輝夫) みいなの目標値の設定についてでございますが、こちらについては、28年度時点での認知度といったものが31%というのが最新の数値でございます。第2次の計画値そのものが30.5ということでございますので、目標値は辛うじてクリアしているというような状況にはございますが、これでやれやれというわけにはいきませんので、第3次の中での目標値といったものは33.5まで上げていきたいと。これは何ですか、根拠はと言われれば、今までのトレンドの中で持ってきた数字だということでご理解いただければと思います。
- 〇議長(中村芳隆議員) 1番、藤村由美子議員。
- ○1番(藤村由美子議員) 31%から33.5にアップ する計画だというご説明でしたね。ということは、 2.5%ぐらいを見込まれているのかなと思います。 先ほどパブリックコメントで意見も出ておりましたが、確かに広報のほうが認知度が高いものですから、たくさんの方が見てくださいますので、その中で一つのコラムとしてシリーズ化するということも確かに一つの方法だと思います。それはご検討いただきたいと思います。

一方、指標として、夫婦間における平手で打つ を暴力として認識する人の割合、こちらの目標値 についてご説明お願いします。

- ○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。
 企画部長。
- ○企画部長(藤田輝夫) こちらの目標値ということで、第3次計画の目標値ということでございますが、80にするとか内部的にいろいろと議論があったところでございますが、これを100にしない

こと自体がおかしいんじゃないかというようなご 意見もいただきまして、我々としても、もっとも だなということで、この数値については100とい うようなところを目標値とさせていただいたとい うところでございます。

- **〇議長(中村芳隆議員)** 1番、藤村由美子議員。
- ○1番(藤村由美子議員) 現時点で68.8%、70を 切っているわけですよね。それを100%目標にす る。先ほどの広報紙は2.5%アップで、どのよう にこれ20%以上上げるのか、方法を教えてください。
- ○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。
 企画部長。
- ○企画部長(藤田輝夫) やはり現実論の中でトレンド値でいかなくちゃなんないものと、あとは、精神的に高目を目指してやっていくべき目標というところで使い分けていかなくちゃならないんだと思います。

今言った平手の話なんていうのは、誰が考えても100%暴力として認知しないこと自体がおかしいと思っていますので、そういうことをちゃんと認識されるような啓発というものを私どももそうですが、議員さんも地区推進委員さんの立場でいるいろやられていますので、今後とも一緒に協働でやっていければというふうに思っております。

- 〇議長(中村芳隆議員) 1番、藤村由美子議員。
- ○1番(藤村由美子議員) この啓発に関する2つの目標値の設定の仕方を見てみますと、計画が目指す目標値について、果たして一定の基準や根拠があるのかどうか、ちょっと疑問に感じました。ほかにも疑問点があります。市女性職員の方針決定過程への参画について、どのような検証をした上で次の計画につなげたのか教えてください。
- ○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。
 企画部長。

○企画部長(藤田輝夫) こちらについては、毎年、 毎年、やはり市役所としての実績というものを整理しているというところでございます。数値的なところは、やはりその年度、年度によって若干のばらつきがあるということでございます。目指すべき目標というのはしっかりと押さえていかなくちゃならないというのは当然のことだと思うんですが、あとは、その数字の実績がぶれちゃうというのは、その年代、年代で職員の男女の構成バランスなんかが違うようなところもあるというようなところはちょっとお含みおきいただきたいというところがございます。

あとは、私のほうが答弁することになるかどうかちょっと疑問なところもありますが、クオーターみたいのようなところの中で必ずしも、要は女性の登用に関して縛りをかけていくということが正しいのかどうかといったところに関しては、やはり庁内でもいろんな議論があるというところでございます。やはり実力本位というのも一つの大きな物差しなのかなというふうに、これはちょっと私の個人的な思いがあるかもしれませんが、そういうように思うところでございます。

- **〇議長(中村芳隆議員)** 1番、藤村由美子議員。
- ○1番(藤村由美子議員) では、女性管理職登用 の数値目標は設定されないということですか。
- ○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。
 総務部長。
- ○総務部長(和久 強) 女性管理職の登用の目標 というようなことでございますが、これは前にも 答弁を差し上げたのではないかなというふうに思 いますけれども、やはり登用につきましては、そ の職員の持つ能力、これを第一に考えて登用した いというふうに考えておりますので、女性だから、 男性だからというふうなところでの区分けはしな いで、能力本位で登用していきたいというふうに

考えております。

- 〇議長(中村芳隆議員) 1番、藤村由美子議員。
- ○1番(藤村由美子議員) 第2次行動計画の現状と課題等の整理表というのがございます。平成24年から28年まで連続してB評価となっています。現状として、女性職員の課長級以上への登用により市の方針決定過程への参画推進がおおむね達成されていると書かれています。平成28年度4月1日現在の当市の女性管理職の比率は8.2で、昨年の10.9から落ちている、これは先ほどばらつきがあるとおっしゃったことだと思いますが、これでおおむね達成されていると判断されたのですか、お伺いします。
- 〇議長(中村芳隆議員)
 答弁を求めます。

 総務部長。
- ○総務部長(和久強) これは、たしか県平均が 女性の管理職というようなことで7人強だったか と思います。そんなところからすると、ある程度 の達成はしているんだろうというふうな認識でお ります。
- **〇議長(中村芳隆議員)** 1番、藤村由美子議員。
- ○1番(藤村由美子議員) 県の男女共同参画プランには、管理職への女性登用の推進という項目はしっかり記載されています。しかし、那須塩原市の次の計画には具体的に書かれていません。研修に派遣するということしか書いていません。那須塩原市の女性管理職の到達点が8.2%ということでよろしいんでしょうか。
- 〇議長(中村芳隆議員)答弁を求めます。総務部長。
- ○総務部長(和久 強) 平成28年度で申し上げますと、女性管理職の割合が課長級以上で7.6%というふうなことになっておりますので、先ほど申し上げましたように、大体県平均が7.7%だったかと思いますので、おおむねそういうふうな状況

には達しているんだろうというふうに認識をしております。

- **〇議長(中村芳隆議員)** 1番、藤村由美子議員。
- ○1番(藤村由美子議員) 女性活躍推進法では、 事業主は、女性の活躍に関する状況の把握、分析 とそれを踏まえた定量的目標や取り組み等を内容 とする事業主行動計画の策定、公表が義務づけら れています。市には法的義務があるのです。その ような背景の中で、この次の計画の中で女性の管 理職登用の目標値を定めない理由は何でしょうか。
- 〇議長(中村芳隆議員)答弁を求めます。総務部長。
- ○総務部長(和久強) ただいま議員のほうから お話がありました特定事業主行動計画につきましては、もちろん本市におきましても策定をしているところでございます。

その中におきましては、管理職につきまして、 女性職員の管理職の割合というものにつきまして は、先ほど来、お話を差し上げているとおり、本 市においては全国平均、失礼しました、県平均で はございませんでした。全国平均7.7%というよ うなところ、そして現状としては7.6%というよ うなところがありますので、目標値を設定しない、 それから先ほど来、申し上げていますように、や はり能力本位での登用というようなところがござ います。

そんなところもありますけれども、女性の管理 職の育成というふうなことは非常に重要だという ふうな認識を持っているところでございまして、 その人材育成を目的としました主査以上の女性職 員について、自治大学校等に研修というようなこ とで派遣をしているというような状況にございま す。

〇議長(中村芳隆議員) 1番、藤村由美子議員。

〇1番(藤村由美子議員) 確かに、那須塩原市に

も特定事業主行動計画は13ページあります。優し げな言葉がたくさん並んでいますが、確固たる目 標値は設定されていません。

そこへいくと、小山市はたった4ページですが、管理職に占める女性の割合を30%以上にすると明確な目標値が示されています。現時点で既に27.4%です。当市は、現時点で先ほどおっしゃった7.6%、そして目標値なしです。本気で取り組むつもりがあるかどうか、比べてみれば一目瞭然です。

10月に全国シティプロモーションサミットに参加してまいりましたが、そのとき、全国の先駆的な取り組みは多くの女性職員の活躍が目立ちました。ある日、突然、市長から直接任務を与えられたというある女性係長は、ゼロ予算にでもめげず、施策を考え抜き、実際に実績を生み出しました。その底力には、参加者全員が目からうろこでした。また、徹底したかわいいコンセプトを追求するなど、女性だからこそ実現できたとしか思えない事例もほかにありました。

女性の活躍推進法ができても、実際に女性に活躍の場が与えられなければ何も変わりません。女性の活躍推進を実現するためにはどうすべきなのか、目標を設定して、今の通過点からさらに上を目指すために歩みを進めることの大切さをぜひお考えいただきたいと思います。

次に、今回、市職員の男性、女性、それぞれの 育児休業の目標値は設定されていますか、お伺い します。

- 〇議長(中村芳隆議員)答弁を求めます。総務部長。
- ○総務部長(和久強) この先ほど申し上げました特定事業主行動計画の中では、現在の状況のみ記載をしてございまして、目標設定としましては、育児休業ではなくて配偶者の出産休暇、それから

育児参加のための休暇の取得割合、それを90%以上にするというふうなところにとどまっております。

- **〇議長(中村芳隆議員)** 1番、藤村由美子議員。
- ○1番(藤村由美子議員) 私が今お聞きしたのは、 第3次男女共同参画行動計画の中での目標値をお 伺いしました。
- ○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。
 企画部長。
- ○企画部長(藤田輝夫) 男女共同参画行動計画の中においては36の目標値を設定しておりますが、今の目標については目標値としては扱ってございません。
- **〇議長(中村芳隆議員)** 1番、藤村由美子議員。
- ○1番(藤村由美子議員) これまで那須塩原市では、子どもの父親である男性職員の育児休業の目標設定がなされてきませんでした。女性の活躍を促し、各家庭でのワーク・ライフ・バランスを目指す上で、これから高めていかなければならない数値だと思います。

パブリックコメントに出された素案では、基本 目標として掲げている施策の中に、男は仕事、女 は家庭といった性別による役割を固定する考えを 持つ人の割合を3.5%以下にしたいと書かれてい ます。つまり96.5%、ほとんどの方に性別による 役割分担意識をなくしてもらいたいということを 想定しています。しかも、家庭生活におけるワー ク・ライフ・バランスを進めたいと設定している この行動計画の中で、なぜ父親の育児休業の取得 目標を設定しないのか、理由をお聞かせください。

- 〇議長(中村芳隆議員)
 答弁を求めます。

 企画部長。
- ○企画部長(藤田輝夫) 目標値の設定については、 やはり1次計画、2次計画、そして今回の3次計 画といった中で移りを見てきているというような

経過もございます。そういう中である程度、目標 値項目が確定していっているというところもある んだということをお含みおきいただきたいという ふうに思います。

そんな中で、今回の中でも新たに目標値として 設定してきているものも若干ございますので、そ こは先ほど言った3つの重点課題の中からやっぱ り大切だと思うものを目標値として設定したとい うことでございます。

今言われました男性の育児休暇の件については、 今回の中では、そのようなところのほかの目標値 との比較考慮の中で目標値には設定していなかっ たというようなことでございます。

- **〇議長(中村芳隆議員)** 1番、藤村由美子議員。
- ○1番(藤村由美子議員) いろいろ細かく見てみますと、計画の目標として項目は掲げているけれども、実はそれほど実現を望んでいないのではとさえ思えてきます。

ワーク・ライフ・バランスは、単に仕事の時間 を短くして家に帰りなさいということではありません。家庭生活におけるよりよいパートナーシップに支えられてこそ実現するものです。家庭の中で分かち合う責任は何なのか、それぞれの家庭でしっかりと話し合いが持たれなくてはならないのです。

私は、3年前にも一般質問でこの父親の育児休業問題を取り上げ、今回とほぼ同様の回答をいただいているわけです。男性にとっても非常に貴重な体験なんです。次期計画では、ぜひとも男性職員の育児休業について目標を設定すべきであると3年前にお伝えしたのですが、それは今回の計画の現状を検証し、次期目標を策定する中で、全くこの観点について市民協働推進課としても問題ないと判断されているということでよろしいですか。

〇議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長(藤田輝夫) 全く要は大切じゃないという判断はしていないということでございます。まず、そんな中で繰り返しになりますが、前回の計画からの移りを見てこなくちゃなんないというようなところの部分なんかもございますので、そういうところで目標値の項目がある程度制約されたといったようなところは先ほどお話ししたとおりでございます。

あとは、新しくつくった項目に関しては、その項目間の重要性というようなところを一通り比較、検証させていただいた中で、たまたま育児休暇は抜けてしまったというか、要は今回の目標にならなかったということでございます。

ただし、それに関しては、市役所の中で別の計画でしっかりと目標値を設定しておりますので、 全然、要はそのことについて重要な施策じゃない といったような認識を持っているということでは ございませんので。

- 〇議長(中村芳隆議員) 総務部長。
- ○総務部長(和久強) ただいま企画部長のほう からもお話がありましたように、男性の育児休暇 が重要ではないという認識は全く持ってございません。また、実際、我が市の職員でも、期間的には1カ月であるとか2カ月であるとか短期間でありますけれども、実際にとっている職員はございます。また、そういうふうな育児休暇の対象となる職員については、個別な説明をするなり、そういうふうな取り組みはしているところでございます。
- 〇議長(中村芳隆議員) 1番、藤村由美子議員。
- ○1番(藤村由美子議員) 取り組みはぜひ進めていただきたいと思います。

この行動計画の中で目標としているワーク・ライフ・バランスについてさらに伺いします。

ワーク・ライフ・バランスというものを考える とき、これは女性の働き方の問題だけではなく、 男性の働き方が大きくかかわってきます。 市職員 のみならず、那須塩原市民全体を対象とする大切 なこの施策は、この計画の中のどこに盛り込まれ ていますか、お伺いします。

- 〇議長(中村芳隆議員)答弁を求めます。企画部長。
- ○企画部長(藤田輝夫) こちらにつきましては、 初めの答弁でお答えしたとおり、基本目標1といったところの男女共同参画の意識づくりと環境整備といったところの施策の1の2といったところにワーク・ライフ・バランスの推進といったことで位置づけているということでございます。また、一番最初にお答えしたとおり、重点課題として扱わせていただいているということでございます。
- 〇議長(中村芳隆議員) 1番、藤村由美子議員。
- ○1番(藤村由美子議員) 確かに施策の方向2で 入っているんですけれども、具体的な施策に進ん でみますと、家庭生活におけるよりよいパートナ ーシップの推進、子育てサービス支援の充実、介 護サービス支援の充実となっておりまして、企業 に対しての働きかけの施策がここには書かれてい ないのですが、その点をお聞きしたいんですが。
- O議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。 企画部長。
- ○企画部長(藤田輝夫) 企業、市民の皆さん、そして関係者の皆さん方に対する啓発というのは、その施策、施策ごとにその項目を入れていかなくちゃならないということじゃなくて、私どもがつくった条例、そこには市民の役割、事業者の役割、市の役割といったところがきちっと書いてあります。

そういうところにのっとった中で、その役割分 担の中でお互いに果たすべき役割をやっていくと いうのとあわせて、市は、男女共同参画社会を実現するための啓発を率先してやっていかなくちゃならないということを書いておりますので、そういうところで基本的なところは読んでいただければというふうに思います。

〇議長(中村芳隆議員) 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時16分

○議長(中村芳隆議員) 休憩前に引き続き、会議 を開きます。

1番、藤村由美子議員。

○1番(藤村由美子議員) 子育てや介護の支援サービスの充実というのはうたわれているんですけれども、労働環境で問題解決のためには、先ほどおっしゃったように伝えていくこと、啓発が大切だということをおっしゃっていましたが、これ、とても本当に大切なことだと思うんです。認知度の低いみいなだけを読んでほしいと言っても、みいながなかなか読まれていないので、じゃ、どうやって伝えましょう、労働環境に、やはりこれは経営者の方に直接伝えていくことが大事だと思っています。

今、市長が企業訪問なさっていると思うんですけれども、その意見交換の中で、市では男女共同参画の推進事業者表彰を行っているということを紹介して、市民のさらなる幸せな生活実現のためにワーク・ライフ・バランスを進めていただくよう、直接トップセールスをしていただくということはいかがでしょうか。

○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。 市長。 ○市長(君島 寛) 現在、市内に立地をしていただいている企業の訪問をさせていただいておりますが、どの職場に参りましても、女性が職場に入っていらっしゃる企業はたくさん多いです。以前ですと、やはり現場、相当重労働の企業、そういった職場には、以前は多分女性はいなかったんだろうと思いますが、相当やはり若い女性の方が今現場で働いていらっしゃる。それをやはり目の当たりにさせていただいています。

事業主さんにあっては、やはり努力をしなければならない、計画をつくっていただくということですので、今後もそういった機会を捉えて、私どものほうからもやはり要請をしていきたいというふうに考えております。

〇議長(中村芳隆議員) 1番、藤村由美子議員。

○1番(藤村由美子議員) 女性の活躍推進だけでなく、男性の労働時間、長時間労働などについてもしっかり説明をしていただいて、生きがいを感じながら、さらに事業の効率が上がるようにセールスしていただきたいと思います。

上司や職場の理解を得て育児や介護の休暇がとりやすくなれば、家族の安心、家庭の平和にもつながります。長時間労働が抑えられ、職場環境が改善することで市民の誰もが生き生きと仕事に取り組めるようになり、市全体で活性化します。このような社会全体で得られる効果が非常に大きい計画であるのだということを再認識していただきたいと思います。

次に、(4)の再質問に移ります。

この第3次那須塩原市男女共同参画行動計画と 第2次那須塩原市配偶者からの暴力の防止及び被 害者の保護等に関する基本計画との連携について お答えいただきました。この配偶者から受ける暴 力、すなわちDVに関して、企画部で管轄する男 女共同参画の行動計画と子ども未来部で管轄する DV防止に関する基本計画、2つが存在するため、 DV被害者の救済には連携が何より大切であると 思うことから、今回、この質問の項目を取り上げ ました。

例えば、男女共同参画行動計画を所管する市民協働推進課のほうでは、DV被害を未然防止するための啓発活動を行っていますが、DVの相談現場は、子ども未来部西那須野庁舎の子ども・子育て総合センターにあります。本庁の市民推進協働推進課は、DV被害の現状をつかんでいるのでしょうか、お伺いします。

- ○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。
 企画部長。
- ○企画部長(藤田輝夫) 現状をつかんでいるのかというお尋ねでございますが、こちらにつきましては、今回計画をつくるに当たってもその実態がどうなのかといったところをしっかりと現状分析しておりますし、そこは子ども未来部のほうとしっかりと連携しながら、そちらから上げていただいたデータでもってしっかり現状を認識して、課題が何であるかというところも含めて協議をしているというふうに感じております。
- **〇議長(中村芳隆議員)** 1番、藤村由美子議員。
- ○1番(藤村由美子議員) この件に関してリーダーシップというのが、もし存在するのかどうかわからないんですけれども、どちらが率先して進められていますか。
- ○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。
 企画部長。
- ○企画部長(藤田輝夫) どちらがリーダーシップ というようなお尋ねでございますが、こちらについては連携しながらということでございまして、 我々としましては市役所あるいは市全体への普及 啓発というものをやっていますし、実際子ども未来部さんのほうでは、実際それなりの事象ができ

たときにそれに対する対策というようなところで の対応をしているというようなところだというふ うに思います。

- **〇議長(中村芳隆議員)** 1番、藤村由美子議員。
- ○1番(藤村由美子議員) この同じタイミングで、 今回2つの計画を策定するに当たり、問題点の精 査とすり合わせが非常に大事だと思いました。そ れをした上で、今回素案が上がってきているとい うことで理解します。

DV被害者を受け入れる保護施設は、県北地域にはありません。県の施設が宇都宮にあり、民間を利用する場合は、これまで県南、県央の施設にお世話になってきました。このことについてどちらかの計画で検討されたでしょうか、お伺いします。

- ○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。
 子ども未来部長。
- ○子ども未来部長(藤田恵子) 保護施設ということになりますので、DV防止、省略させていただいてDV防止計画と言わせていただきますが、そちらの中で具体的に保護施設を、例えば県北に誘致するとか、そういうところを書き込んではおりません。ただし、県内にあるところを、全国どこでもDVの被害に遭った方々については相互に支援しながら進めておりますので、そういう形で特に記載という形にはなってはおりません。
- **〇議長(中村芳隆議員)** 1番、藤村由美子議員。
- ○1番(藤村由美子議員) 課題として上がっていないということだと受けとめますが、DVに苦しんでいる被害者の相談を受け、無事に一時保護までつなげることは簡単ではありません。県北には配偶者暴力支援センターがありません。現在、県内にあるのは宇都宮市、日光市、小山市、そして県の男女共同参画センターがやはり宇都宮です。DVを受け、貧困の状態にある女性が県南、県央

まで相談に行くのは大変でしょう。保護命令から 自立支援までの一連の流れとして支援できる配偶 者暴力支援センターを県北地域で設立することを 目指すべきではないかと私は考えますが、これも どちらの計画策定段階で一切出なかったというこ とでよろしいですか。

- ○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。
 子ども未来部長。
- ○子ども未来部長(藤田恵子) 具体的に明記はということなんですけれども、具体的な明記はさせてはいただいてないんですが、当然のことながら、配暴センターというものも必要だよねという議論はございました。ただ、現段階で具体的にどうするというところまでは、まだ正直なところ至っておりません。当然のことながら研究しなければならない課題の1つであると捉えております。

それから、先ほどの相談をするのに県南、県央 まで相談者が出向かなければならないのかという ところですけれども、現実的には私どものところ に相談に見えた方、例えば那須塩原市に住んでい ない、住所がなくても相談に見えた方については 受け入れをして、お話を伺って、じゃ、この後ど ういう支援ができるかというところをそれぞれの 関係機関と連携をとりながら現在でもやっており ます。

先ほどの男女共同参画のほうもありましたけれども、あちらの計画にもありますように、庁内の各課との連携も当然ありますし、警察署等々との連携もありますので、そういった中で現実的にはそういったDVの被害を受けられた方の支援というものは行えていると考えております。

以上です。

- **〇議長(中村芳隆議員)** 1番、藤村由美子議員。
- ○1番(藤村由美子議員) 那須塩原市のDV相談 窓口である子ども・子育て総合センターでは、セ

ンターの所長さん以下婦人相談員、母子父子自立 支援員の皆さんが丁寧に対応してくださっていま す。ただ、昨今のDV被害の広がりと、男女共同 参画の観点から考えたとき、あらゆる年代や性別 のDV被害者に対して開かれた相談窓口の必要性 に気づきます。

那須塩原市民のDV被害の救済は、これまで長く県南、県央の施設にお世話になってきました。 県北地域でも受け入れなくてはならないケースがあるはずです。また、被害者の自立支援には一人一人寄り添うカウンセリングが必要であり、決してマニュアル通りにはいかない根気のいる支援であることは、担当部署の方が一番よくご存じだと思います。

市単独は無理でも、広域として設置は可能ではないでしょうか。議論はあるとおっしゃっておられましたので、今後、男女共同参画か、もしくはこのDV防止法の計画のどちらか、できれば両方に盛り込むことはできないでしょうか。

- ○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。 子ども未来部長。
- ○子ども未来部長(藤田恵子) 計画に直接盛り込むことができないかというお話かと思うんですけれども、県南、県央にあります婦人の保護施設というものは県の施設でございまして、県南、県央の市町村だけで利用するものではないものでございますので、計画にも盛り込むというよりも、今回このDV防止の計画を策定するに当たりましても、策定委員の方々、いろんな県の職員の方にも委員として、策定して、参加していただいておりますので、計画に具体的に一時保護所を設置しますという記載は今現在のところしてはおりませんし、現段階でそれをこの計画に盛り込むかということになりますと、正直パブコメも終わっておりますし、なかなか難しいなと感じているところで

すが、細かな、一つ一つの事業の中では当然そういう動きもこの後考えていかなければならないと思っておりますので、その辺は申しわけございませんが、今後の事業を進めていく中で考えるべき課題の1つという捉え方でいければなと感じております。

- O議長(中村芳隆議員) 1番、藤村由美子議員。
- ○1番(藤村由美子議員) DV相談の件数は年々 増加し、内容が複雑になっています。命にかかわ る重篤なケースもニュース等で頻繁に耳にします。 ちょっとした行き違いで、警察に相談していたの に被害に遭ってしまったということもあります。

親のDV、貧困は、子どもたちの一生に重くのしかかります。早期に解決に導くことで、大切な子どもたちを1人でも多く窮地から救うことにつながります。町の片隅でまだ声も出せずに悩んでいる女性や子どもたちがいるかもしれません。どうか2つの計画をしっかり連携させて、支援の裾野を広げていただきますようお願いして、1の質問を終わりにいたします。

2、まちづくりから考える地域公共交通網について。

合併して面積が広大になった那須塩原市では、コンパクトシティを目指すべく立地適正化計画の策定を進めるとともに、地域公共交通網形成計画策定を目指して、広域公共交通実態調査を行っています。那須地域定住自立圏構想を形成する広域的なエリアでの計画策定に取り組むとこれまでの議会で説明がなされてきました。JR那須塩原駅前に建設予定の新庁舎建設計画が延期され、高齢者外出支援タクシー券が復活し、ゆ~バスとともに予約ワゴンバスが継続して走っている現状において、いつをめどに、どのようなまちづくりを目指して地域公共交通網を整備する予定なのか、現在行われている調査と計画策定に向けての進捗状

況を伺います。

- (1)調査の中間報告について。
- (2)調査の最終集計予定と計画への盛り込まれ方は。
- (3)広域での地域公共交通会議の設置について。 (4)地域公共交通網形成計画策定に向けた今後の タイムスケジュールについて。

(5)高齢者外出支援タクシー券や予約ワゴンバス など現在実施されている事業については、地域公 共交通網形成計画の中で見直しを行う予定なのか、 いつまで現在の事業形態を継続していく予定なの か。

(6)立地適正化計画や那須塩原駅前広場整備基本計画等との連携は。

以上、お願いします。

○議長(中村芳隆議員) 1番、藤村由美子議員の 質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長(君島 寛) 藤村由美子議員の(1)から(6)までのご質問にお答えを申し上げたいと思います。

初めに、(1)の調査の中間報告についてでありますが、広域公共交通実態調査は平成28年2月から実施をしておりまして、これまで各市町における既存の調査データを整理しながら、タクシーや観光施設などの管理者及び利用者のヒアリング、調査員がバスに乗り込んでの利用者数の調査や利用者へのアンケートなどを行ってまいりました。今後、結果の集計及び分析の取りまとめへと進んでいく状況にございます。

次に、(2)の調査の最終集計予定と計画への盛り 込み方についてお答えをいたします。

最終的な集計、分析は今年度末までとしております。そこで得られました課題から、圏域市町が 基幹と位置づける路線はどの路線なのか、あるい は各市町間で接続を図るべき路線はどれかなど、 将来の広域的公共交通の骨格を導き出し、計画へ と盛り込んでまいりたいと考えております。

次に、(3)の広域での地域公共交通会議の設置に ついてお答えをいたします。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律では、地域公共交通網形成計画を策定する際には、必要な協議を行う協議会を設置できること、また、協議が整った事項について協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならないと、そういったことが規定されております。この法定協議会を組織することで、策定された網形成計画が実行性を持つものとなることから、那須地域定住自立圏における広域計画についても設置に向けて調整を進めているところであります。

次に、(4)の地域公共交通網形成計画策定に向けた今後のタイムスケジュールについてお答えをいたします。

広域の交通網形成計画につきましては、調査結果をもとに平成29年度中の策定を目指して作業を進めております。また、あわせて那須塩原市としての交通網形成計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

次に、(5)の高齢者外出支援タクシー券や予約ワゴンバスなどについて、計画の中で見直しを行う予定なのか、またいつまで現在の事業形態を継続していく予定なのかとのご質問にお答えをいたしたいと思います。

予約ワゴンバスにつきましては、運行事業者との現在の協定が終了いたします平成30年9月を一つの目途に見直しを行ってまいりたいと考えております。

また、高齢者外出支援タクシー券につきまして も、現在実施している調査から得られる課題を踏 まえまして、福祉や都市計画、観光振興など多様 な分野で連携しながら十分な議論を行い、全体の 考え方をまとめていく中で、今後の方向性を見出 していきたいと考えております。

最後に、(6)の立地適正化計画や那須塩原駅前広 場整備基本計画等との連携についてお答えをいた します。

立地適正化計画におきましては、多極ネットワーク型コンパクトシティの推進を図ることとしております。公共交通は、この方向性を踏まえまして、JR各駅を中心とした市街地でのバスの周回やそれら拠点への移動手段を効率的に配置するなど、立地適正化に向けた誘導を促していく大きな役割を果たしていくものと考えているところでございます。

また、那須塩原駅前広場整備基本計画について でありますが、那須塩原駅は県北の公共交通の拠 点ということで位置づけられておりまして、隣接 市町や観光など多様な視点での連携が必要だと考 えているところであります。

以上でございます。

- **〇議長(中村芳隆議員)** 1番、藤村由美子議員。
- ○1番(藤村由美子議員) ご説明いただきました ので、一括して再質問させていただきます。

法定の地域公共交通会議、調査の報告が上がってきたということで、この調査の結果からどのような形で計画につなげるのでしょうか。ちょっとその具体的なことをお伺いします。

- ○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。 生活環境部長。
- ○生活環境部長(山田 隆) 今回の実態調査、今行っているところでありますが、この調査によりまして、市民がどういう目的で、どういう手段で、あるいはどんな経路で公共交通を利用しているのか、それから、今の現在の公共交通に対してどんな不満を持っているのか、そういう形のものが集約してわかる形になると思います。それらをもと

に、この計画の中に本市の移動の特性という形で 盛り込んでいきたいなというふうに考えておりま す。

- **〇議長(中村芳隆議員)** 1番、藤村由美子議員。
- ○1番(藤村由美子議員) その市民のいろんな意見も集約された上で次の網計画につながるわけですが、法定の地域公共交通会議は広域と市と2つつくるということでよろしいですか。
- ○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。
 生活環境部長。
- ○生活環境部長(山田 隆) まず、法定協議会の 考え方なんでございますけれども、法律に基づく 市が主体となる地域公共交通に関する協議組織と いうのは大きく2つございます。

まず、道路運送法に基づく公共交通会議という ものがあります。これは2市2町、本市も含めて 現在設置をしているところでありまして、各市町 の公共交通の経路であるとか停留所、それから運 賃なんかを決めている組織であります。

それから、もう一つは先ほど市長が答弁しましたように、活性化再生法に基づく協議会、これがいわゆる法定協議会と呼ばれているものでありまして、この協議会に基づいて網計画をつくる、あるいは計画に掲げられた事業を実施するという形になります。今後広域の網計画は、この活性化再生法に基づく法定協議会を設置してつくっていくことになります。

市の独自の網計画については、現在既存の公共 交通会議があれば法定協議会と兼ねられるという 法の規定がありますので、市独自の計画はこの公 共交通会議の中で策定していきたいというふうに 考えております。

- **〇議長(中村芳隆議員)** 1番、藤村由美子議員。
- ○1番(藤村由美子議員) 市のほうは現存の会議 で兼ねるということでしたので、今実際市の公共

交通会議はちょっと動いているかどうかわからないんですけれども、そちらのほうを使うということですか。

- 〇議長(中村芳隆議員)答弁を求めます。生活環境部長。
- ○生活環境部長(山田 隆) 現在、稼働というか動いております。現在、年間2回から3回ほど開催をしておりまして、16名の方の委員で組織をしております。その中で、先ほど申し上げた事項について決定をしていくという組織になっております。
- 〇議長(中村芳隆議員) 1番、藤村由美子議員。
- ○1番(藤村由美子議員) 広域で市や町で一つの 完成予想図をつくるというのは非常に作業が大変 であろうと考えますが、目指している地域公共交 通網形成計画とは、ざっくりとどのようなものな のか、市民が想像できるようなまちづくりの観点 からご説明いただいてもよろしいでしょうか。
- ○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。
 生活環境部長。
- ○生活環境部長(山田 隆) 来年から策定予定の 広域の網計画、いわゆる那須地域の定住自立圏の 中で策定しているということで、本市を含めて那 須町、大田原、那珂川町、この2市2町の区域の 中でまずは拠点となる部分はどこか、生活の拠点 あるいは観光の拠点を定めまして、先ほど市長が 申し上げましたように、この地域の中で背骨とな る部分、基幹の路線をどこにするかという形で決 めていきます。

それから、隣接する市町村の接続をどうするかということで、例えば大田原と那須塩原の間でちょん切れているところがあるとすれば、それをどういう形で接続していくか、そんなことをこの広域の網計画の中で決めていきたいというふうに考えております。

- 〇議長(中村芳隆議員) 1番、藤村由美子議員。
- ○1番(藤村由美子議員) では、その那須塩原市内において、その背骨となるところの基幹が広域で整備されるとすれば、そこへたどり着くまでのものは市の公共交通網形成計画の中で考えるということでよろしいですか。
- 〇議長(中村芳隆議員)答弁を求めます。生活環境部長。
- ○生活環境部長(山田 隆) 議員おっしゃるとおり、まず基幹となる部分から接続、フィーダー路線といいますけれども、その支線を市内の、例えば予約ワゴンバスの見直しとか、そういう細かな市内の部分は、その市の網計画の中で見直していくという形になろうかと思います。
- **〇議長(中村芳隆議員)** 1番、藤村由美子議員。
- ○1番(藤村由美子議員) 市民にとってはやっぱりその部分が一番気になるところだと思うんですね。これは、先ほど、結局来年9月までにある程度の姿が見えるということなんですか、それはあくまで広域が来年9月までということですか、市のほうはいつごろまで。
- ○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。
 生活環境部長。
- ○生活環境部長(山田 隆) 一応、網計画については29年度中というところで目途にというところで でありますので、市のほうも並行してできればやっていきたいなというように考えております。
- 〇議長(中村芳隆議員) 1番、藤村由美子議員。
- ○1番(藤村由美子議員) この那須塩原市単独の 地域公共交通網形成計画というのは、やっぱり、 すなわちまちづくりの計画になってくるのだと思 います。市民も多数巻き込んでの作業が必要にな ってくると思います。新しいまちづくりとして、 そのコンセンサスをとるというのは非常に難しい 作業だと思うんですね。これはどのように進めて

いく予定なのかちょっとお聞かせください。

- 〇議長(中村芳隆議員)答弁を求めます。生活環境部長。
- **〇生活環境部長(山田 隆)** 市民のニーズという ところにおきましては、今やっているその公共交 通の利用者の実態調査によって、大体のニーズは 細かいところまで多分つかめると思います。

それから、25年に市の公共交通網の再整備、予約ワゴンバスが実施したときですが、そのときに再整備をやっているんですね。そのときに、その半年後にやはり市単独の公共交通の利用者の実態調査をやっております。それらを踏まえて、計画の中に反映していきたいというふうに思っております。

- 〇議長(中村芳隆議員) 1番、藤村由美子議員。
- ○1番(藤村由美子議員) 現在ある高齢者外出支援タクシー券や予約ワゴンバスは、利用者が重複している可能性もあります。地域の新たな取り組みで今後カバーできる可能性もあります。今後は事業をしっかり精査して、財政支出ができるだけかぶらないよう、教育分野も含めて市の地域公共交通会議でしっかり検討していかなくてはなりません。そのためには、これからの公共交通とは何なのか、事業者の方も考え直さなくてはならないでしょうし、市民全体でも考えることが必要です。これは未知の領域だと思います。

これから市民を巻き込み、事業者も行政も一体 となって、まちづくりとして取り組んでいかなく てはならないのです。この作業はいつごろ行われ、 全体のまちづくりがいつごろ見えてくるようにな るのですか、お伺いします。

- 〇議長(中村芳隆議員)答弁を求めます。生活環境部長。
- **〇生活環境部長(山田 隆)** 議員おっしゃるよう に、公共交通網のネットワークの構築につきまし

ては、市民と行政と、それから事業者、三位一体 で進める、非常に大切なことだと思います。その 中で、いろんな形で市民の意見を取り入れるとい うところが、来年早々策定作業に入りますので、 その中で考えていきたいというふうに思っていま す。

ただ、この中で大事なことは、地域の各それぞれの地域で抱える問題をどう取り上げるかという、そこが非常に重要になってきますので、その辺を地域から吸い上げる仕組みというのは、今後考えていかなければならないと思っています。

もう一つは、その地域が、地域の意見を吸い上 げるというところでいえば、例えば昨年11月、そ れから5月に議会のほうで議会活動報告意見交換 会というのを開催されたかと思います。その中で、 6地区の公民館を回って、各地区の地域ごとの個別の意見、要望とか、それが吸い上げられたと聞いております。これをまとめて市のほうに提言をしていただくというふうに伺っておりますので、 それらを非常に重要な情報だと思いますので、それらを参考に計画の中に、計画策定のところに反映させていきたいというふうに思っておるところです。

- **〇議長(中村芳隆議員)** 1番、藤村由美子議員。
- ○1番(藤村由美子議員) その地域の問題を吸い 上げる仕組みというのは、私はまだ、今までやっ た、例えば議会報告会での意見交換会で出された もので、まだまだ全然足りないと思っています。

これから気が遠くなるような作業が必要であろうと思うのですが、その作業の第一歩となるべく、 先日三位一体でくらしの足を育てるススメという初の公共交通に関するフォーラムが開催されました。これは、那須地域定住自立圏事業でした。三位一体というからには、後半のパネルディスカッションにおいて、行政、交通事業者、市民、その 全てのセクターのお話が聞けるものと思っており ましたが、パネラーが交通事業者の方だけだった 理由をお聞かせください。

- ○議長(中村芳隆議員) 藤村議員に申し上げます。 質問をちょっと変えて、質問してください。
- ○1番(藤村由美子議員) あのときに、パネルディスカッションで交通事業者の方だけが出ていたというのは、非常に会場にいた市民から不満の声が漏れていました。三位一体と言いながら、市としては講師の先生をお招きして、あとは先生と事業者に任せればよいと考えているようにしか見えなかったのです。とても残念でした。市民を集められないどころか、行政がパネラーの一人としても参加しなかったのは、そもそも市は三位一体の当事者意識が欠如していたのではないかと思いました。

交通基本法では、地方公共団体、すなわち市に は施策実施の責務があると明記されています。お 金を出すだけでなく、まちづくり事業としてしっ かり市民と事業者をつないでリードする責務があ ると思います。これで本当に広域の会議でリーダ ーシップをとりながら計画を進められますか、お 伺いします。

- O議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。 生活環境部長。
- O生活環境部長(山田 隆) おっしゃるとおり、 この間の講演会は三位一体という形ではちょっと ほど遠い形だったと思いますが、ただ、あれで終 わりではないと思っておりますので、今後三位一 体の形で進めていきたいというふうに思っており ます。
- **〇議長(中村芳隆議員)** 1番、藤村由美子議員。
- 〇1番(藤村由美子議員) コーディーネートして くださった吉田先生も、地域差が存在する中で人 の対流、交流を生み出す熱源がまちづくりであり、

その人々を生み出す力が公共交通であるとおっし やっていました。地域によっては、まちづくりに 合わせて個別の方法を模索していかなくてはなら ないところもあるかもしれません。次の手段が確 立するまで市民が混乱することのないよう、それ ぞれの課でそれぞれの計画と進みぐあい、歩調を 合わせて準備を進めていくことが必要です。どこ で誰が責任を持って、たくさんの施策や計画が複 雑に絡んでいるのをほどいて、スムーズに一つの 地域公共交通網形成計画として完成させるのでし ょうか、お伺いします。

- ○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。 市長。
- ○市長(君島 寛) どこに責任があるのかという お話でございましたので、最終的には私にあると いうことでご理解をいただきたいと思います。 市民の皆さん方のご意見等々を踏まえながら、 この公共交通の充実に向けた取り組みは行ってい
- **〇議長(中村芳隆議員)** 1番、藤村由美子議員。

きたいと思います。

○1番(藤村由美子議員) では、市長が責任をとってくださるということで、例えば新たな公共交通網が形成されるに当たり、市内に3つのJRの駅前がありますが、バスの停留所をどの程度確保すればよいのか、まだちょっとよく見えない状況だと思います。

現在、その那須塩原駅前広場整備基本計画が並行して進んでいます。駅前のバスターミナルはどのような設計になるのでしょうか。県北の玄関口として、那須地域定住自立圏の公共交通網の起点として、整備しなくてはならない重要な駅前です。今策定を準備している駅前広場整備基本計画に基づいて設計が進んで問題ないのか、確認をお願いします。

〇議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長(君島 勝) 那須塩原駅前広場整備基本計画の関係でございますが、こちらにつきましては、現在、整備も約30年が経過しておりまして、社会状況や交通事情の変化から、朝夕の通勤時間帯や休日等に車両が大変混雑しております。市利用者のニーズにも、現在の利用者ニーズにも合わなくなってきているのかなというところがございます。

また、将来的には駅周辺に市庁舎の建設も予定されておりまして、周辺地区の状況が大きく変化することが予想されております。こうした状況の変化に対応するため、県北地域の玄関口ということでありますので、それらにふさわしい駅前広場として、西口、東口両方あわせまして駅前広場の再整備をするために、ハードの整備をするための計画を立てるということでありまして、これは、ことしは現状を調べたりしておりまして、来年に向けての準備ということでありまして、来年にらを踏まえた基本計画をつくるという段取りを考えております。

以上であります。

- 〇議長(中村芳隆議員) 1番、藤村由美子議員。
- ○1番(藤村由美子議員) 立地適正化計画のほうは、今年度末の平成29年3月に策定の予定です。 新たなまちづくりの基礎となる居住誘導区域はいつごろ設定されるのでしょうか、お伺いします。
- 〇議長(中村芳隆議員)答弁を求めます。建設部長。
- ○建設部長(君島 勝) 立地適正化計画のお尋ねでございますが、立地適正化計画は、これは、以前からお話をしておりますように、まず、最近におけます少子高齢化、こういったものを受けまして、人口減少を迎えるという中で、こういった分散をしております地区、市街化しているところ、

そちらをコンパクトにまとめて多極ネットワーク 型コンパクトシティをつくるというような考えが ございまして、それらに向けての計画ということ でありまして、この中でのスケジュールというと ころでありますが、この計画につきましては、現 在実施中であります黒磯駅周辺地区の都市再生整 備計画事業の関係から、当初は来年度末に全てま とめて、計画を一発で策定するという予定であり ましたが、こちらの関係から都市機能誘導区域に 限りまして、ことしのうちに、今年度中のうちに これらを策定しまして、公表しなければならない ということになりましたので、こちらを今年度に やるということで、段階的な計画策定ということ が必要になっております。

お尋ねの居住誘導区域につきましては、来年度、 今年度に設定をします都市機能誘導区域から発展 させまして、居住誘導区域を、一応考え方としま しては今現在あります用途地域の中にその区域を 設定するということを、来年度1年間で進めてい きたいというふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(中村芳隆議員) 1番、藤村由美子議員。
- ○1番(藤村由美子議員) ちょうどその地域公共 交通網形成計画が29年度策定の予定で、ちょうど 居住誘導区域とつながりますので、その地区をつ なぐ公共交通網ということで、しっかりと連携を とっていただきたいと思います。

前段の男女共同参画行動計画とも共通しますが、 複数の部署に施策が分かれていて本来しっかり連 携をとらなくてはならないのに、複雑なために連 携がとりにくい状況にあるのではないか、とても 心配しています。日常業務をこなしながら、別の 横断的な会議にたびたび出席するということは、 職員の方にとっても余分に神経や時間を使う作業 だと思います。これらがスムーズにできるような

仕組みをつくっておかないと、担当者に負担がい くばかりで作業の効率は上がりません。その影響 は結果的にまちづくりに直結します。このような 大きくて複雑な計画策定には、作業工程を庁内で きちんと見える化する必要があると考えますが、 それはできているのでしょうか。

- 〇議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。 生活環境部長。
- 〇生活環境部長(山田 隆) 適正化計画、それか ら私どもでこれからつくろうとしている網計画も そうですけれども、庁内で計画ものをつくるとい うときには、先ほど企画部長も申し上げておりま したとおり、各担当レベルから部長、三役まで、 それぞれが会議をして議論をし合うというところ は既にシステムとしてでき上がっております。立 地適正化計画の策定の中でも、私は公共交通部門 として意見を言わせていただきました。議論をし ております。当然、公共交通網計画の中でもそう いう作業をして、各担当のほうからの議論、と議 論をして、連携といってもいいかもしれませんが、 議論をして、計画をつくっていくという、そうい う形をとっておりますので、少なくともそういう システムはでき上がっているというふうに思って おります。
- 〇議長(中村芳隆議員) 1番、藤村由美子議員。
- ○1番(藤村由美子議員) システムとしてはでき 上がっているのですが、実際にその計画のロード マップが目に見えるような形にはなっていません。 今回、お願いして特別につくっていただいたもの が、私手元にございますが、このようなものが、 今お見せすることはいたしませんが、このような ものがやはり職員の方どなたでも見えるようにし ておくことがいいのではないかなと私は思います。 大きなまちづくりが変わろうとしているときは、

早い決断と実行が伴わなくてはなりません。職員

の方一人一人が、自分がかかわっている施策や事業がほかの計画とどのように関係するかを考えながらアイデアを出すことで、新たな展開があるかもしれません。行政も市民も計画や事業のつながりと、それによって実現する町をイメージとして思い描きながら、それぞれ自分にできることを考え、かかわっていく、それがまちづくりだと私は思います。

まちづくりから考える地域公共交通網形成は大 仕事です。計画の見える化を徹底していただいて、 役所の皆さんにはぜひ本気の底力を出していただ いて、山を動かすぐらいの決意を持って取り組ん でいただきたいとお願いして、今回の私の一般質 問を終わります。

○議長(中村芳隆議員) 以上で、1番、藤村由美 子議員の市政一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時08分

○議長(中村芳隆議員) 休憩前に引き続き会議を 開きます。

◇ 相 馬 剛 議員

- ○議長(中村芳隆議員) 次に、3番、相馬剛議員。
- ○3番(相馬 剛議員) 議席番号3番、TEAM
 那須塩原、相馬剛です。

通告に従い、市政一般質問を行います。

事前に、どうしてもお話では説明しにくい部分 が多々ありますので、こうした写真の資料、それ から裏面に使用料の推移についての資料を配付さ せていただきました。まずごらんいただければと いうふうに思います。

それでは、始めたいと思います。

1、豪雨災害に備えた水防対策について。

水防とは、洪水の発生を未然に防ぎ、また、発生した場合に被害を最小限にするために、市町村が主体となって消防機関や水防団にその業務に当たらせる水防法が根拠となっている活動で、市町村の水防計画に基づき具体的な活動を行うものです。

昨年の関東・東北豪雨や、ことしの北海道・東北豪雨、また局地的に大量の雨が降るゲリラ豪雨が発生し、全国各地で甚大な被害が出ています。本市でも自然災害のほとんどが水害であり、地域防災計画平成27年度改定版でも第一章に風水害対策として詳細な計画が図られているところです。また、水防訓練や防災訓練も毎年行われております。そこで、本市の水防対策は、十分に図られているか、以下の質問をいたします。

- (1)水防倉庫について。
- ①管理者及び管理内容を伺います。
- ②水防倉庫の必要性を伺います。
- ③必要な場合、現倉庫は適正か伺います。
- ④水防倉庫の配置は適正か伺います。
- ⑤今後の整備予定はあるか伺います。
- (2)水防団について。
- ①本市の水防団の現状について伺います。
- ②改正水防法による水防協力団体の設置について伺います。
 - (3)水防計画について。
- ①過去10年間で50mm/h以上の降雨の推移と、 10年間の平均は年何回か伺います。
- ②市内の降雨量と冠水地の予想図はあるか伺い ます。
- ③「平成27年度版地域防災計画の第一章」で水

防計画は対応できるのか伺います。

以上を1回目の質問といたします。

○議長(中村芳隆議員) 3番、相馬剛議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長(君島 寛) 相馬剛議員の豪雨災害に備えた水防対策について、順次お答えを申し上げます。初めに、(1)の水防倉庫についてお答えをいたします。

①の管理者及び管理内容についてですが、水防 倉庫は市が管理者でありまして、市内6カ所に設 置している水防倉庫及び水防センターについて、 消防署や地元消防団の協力を得まして、定期的な 倉庫の管理や倉庫内の資機材の点検等に努めてい るところでございます。

次に、②の水防倉庫の必要性についてから⑤の 今後の整備予定についてまでのご質問につきまし ては関連がありますので、一括してお答えをいた します。

水防倉庫につきましては、市地域防災計画及び 市水防計画において位置づけをしておりまして、 水防活動に使用する資機材置場として必要な施設 と認識しているところでございます。現在、市内 には6カ所の水防倉庫等がありますが、一部には 施設の老朽化も見受けられますことから、今後の 整備につきましては集約も視野に入れまして、消 防署や地元消防団等との協議を進めてまいりたい と考えております。

次に、(2)の水防団についてお答えをいたします。 ①の本市の水防団の現状についてでございますが、本市では専任の水防団を置かず、消防団が水 防に当たることとしております。水防団には河川 等の監視、警戒や浸水被害の拡大防止のほか、警 戒区域の設定、避難勧告等の住民周知など、水防 に関する重要な業務を担っていただいております。 また、②の改正水防法による水防協力団体の設置についてでございますが、水防協力団体とは水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められた法人等で、水防管理者が指定した団体でございます。現在のところ、本市において水防法に基づき指定している水防協力団体はございませんが、市や消防機関、水防団が行う水防活動等への協力が期待できるため、指定を進めてまいりたいと考えております。

最後に、(3)の水防計画について順次お答えをい たします。

まず、①の過去10年間で1時間50mm以上の降雨の推移と10年間の平均は年何回かについてでございますが、気象庁及び栃木県の観測データによれば、過去10年間で1時間50mmを超える雨量が記録されたのは11回ございました。年当たりにしますと1.1回という状況でございます。

次に、②の市内の降雨量と冠水地の予想図はあるかについてでございますが、ご質問の予想図はございませんが、河川の洪水に関して、浸水区域を想定したものはございます。これは、市内の県指定河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を県が指定しているもので、市ではこの浸水想定区域と水深を表示した防災ハザードマップを作成し、全戸に配布をしております。

次に、③の平成27年度版地域防災計画の第一章で水防計画は対応できるかについてでございますが、地域防災計画の風水害等対策編では、台風や豪雨による水害に対して、市や関係機関がとるべき予防や応急対応の基本的事項を定め、また、当該計画以外にも市職員の災害対応のマニュアルを策定しているところでございます。これらの計画やマニュアルによりまして、本市における水防を含めた防災の予防、応急対応については対応できるものと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(中村芳隆議員) 3番、相馬剛議員。
- O3番(相馬 剛議員) それでは、順次再質問を させていただきたいと思います。

まず、水防倉庫でございますが、水防倉庫の管理者は市だということでございます。その水防倉庫の点検でございますが、消防署消防団の協力を得てということでございましたが、先日、先週でしたか、塩原支所へ伺ったところ、支所の職員の方が年1回棚卸しをして点検しているということでございました。具体的にどこを誰が管理、点検をしているのか、もう一度ご説明いただきたいと思います。

- ○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。
 総務部長。
- ○総務部長(和久 強) 水防倉庫につきまして、 どこを誰が管理しているのかというふうなご質問 でございますけれども、まず、水防倉庫、議員の ほうからいただきました写真つきの資料でごらん いただいておわかりのとおり、こういった水防倉 庫、黒磯地区とそれから塩原地区にございます。 黒磯地区が4カ所、それから塩原地区が2カ所と いうふうなことになっております。

塩原地区につきましては、ただいま議員から説明が、お話があったとおり、市の職員のほうが管理に当たっているというふうなとおりでございまして、そのほか、黒磯の4カ所の水防倉庫につきましては、市の職員、それから消防署、大体は消防署の職員というようなこと、なっておりますけれども、ただ、ここ数年十分な管理が行われているというふうな状況にはございませんで、今後改めて市と消防のほうと、あるいは消防団、そんなところで役割を確認しながら管理のほうを行っていきたいというふうには考えております。

O議長(中村芳隆議員) 3番、相馬剛議員。

- ○3番(相馬 剛議員) そうしますと、その箇所によって実際には統一された基準はないということでございますが、これまでもそういうふうなことで統一された形で進めてはこなかったということでよろしいでしょうか。
- 〇議長(中村芳隆議員)答弁を求めます。総務部長。
- ○総務部長(和久 強) すみません、ちょっと説明が不足しておりまして申しわけございませんでした。

この管理の形態が違うといいますのは、やはり、 合併がございまして、その管理体制を合併前の体 制を引き継いでいるというようなところから違い が出てきているというようなところでございます。

- 〇議長(中村芳隆議員) 3番、相馬剛議員。
- ○3番(相馬 剛議員) わかりました。 それと、もう一点、定期的に点検というふうな ことでございましたが、その定期的というのは何 か基準がありますか。
- 〇議長(中村芳隆議員)答弁を求めます。総務部長。
- ○総務部長(和久強) まず、塩原地区についてでございますけれども、毎年4月に塩原支所で資機材のほうを点検しているというふうな状況でございます。黒磯地区につきましては、先ほどこれも申し上げましたとおり、ここ数年、十分な管理というものはされていなかったというような状況でございますので、今後につきましては毎年出水期といいますのがございますので、その前というようなことになりますと、5月、それまでには市と消防の合同により点検のほうをしていきたいと考えております。
- 〇議長(中村芳隆議員) 3番、相馬剛議員。
- ○3番(相馬 剛議員) 了解いたしました。
 それともう一点、資機材の点検というのは何を

点検するのでしょうか。

- 〇議長(中村芳隆議員)答弁を求めます。総務部長。
- ○総務部長(和久 強) まずは、じゃ、その資機 材というものがどういったものがあるかというよ うなことになるかと思います。

この倉庫の中に保管されているものでございますけれども、水防器具といたしまして、鎌、のこぎり、なた、スコップ、つるはし、唐ぐわ、掛矢、ペンチ、カッター、ハンマー、それから一輪車、水防資材としましては、土のう、その袋、縄、あるいはロープ、あるいはくいであるとか鉄線、シートというふうなことになりますので、水防器具については必要十分な数があるかどうか、それから水防資材であります、特に土のう袋につきましては経年劣化というようなところもありますので、使用に耐える状況かどうかというようなところを点検するというようなところになります。

- O議長(中村芳隆議員) 3番、相馬剛議員。
- ○3番(相馬 剛議員) ありがとうございます。

今、実は資機材の基準も一応ここに載せてありまして、これをどういうふうに点検しているかというふうに聞きたかったんですが、数とか、その劣化度合いとかということでございますので、了解をいたしました。

それでは、②の必要性ということについて伺っていきたいと思います。今回のメーンテーマでございますので、よろしくお願いいたします。

まず、防災計画にうたってあるので必要だとい うことでございますが、それでは、水防倉庫備蓄 基準に従って伺ってまいります。

掛矢は、くい打ち等に必要だと思います。スコップは土のうをつくったり、土砂を取り除いたりということに必要なんだろうと思いますが、のこぎり、つるはし、なた、ペンチ、鎌は何のために

必要なんでしょうか。

- 〇議長(中村芳隆議員)答弁を求めます。総務部長。
- ○総務部長(和久強) それでは、漏れたら大変 申しわけございませんけれども、まず、鎌、のこ ぎり、それからなたにつきましては、水防工法に 使用します木材、これは水防でできるだけ現地で 調達というふうなところがございます。そんなと ころでありますので、そういうふうな木材の調達、 あるいは水防倉庫の中には、そういった角材等も 置いてあります。それを切断する、あるいはいろ んな加工をするというふうなときに使用をすると いうふうなことでございます。

それから、ペンチとかカッターというふうなお話もあったかとございますけれども、これにつきましても、いろんな木材であるとか、あるいは竹であるとか、そういったものを組み合わせて川倉、川倉といいますのは、その流れを緩衝する木材のやぐらでありますけれども、そういったものを製作するときに使うものであったりとか、そのほかにもいろいろ加工するために使うというふうなものでございます。

- 〇議長(中村芳隆議員) 3番、相馬剛議員。
- ○3番(相馬 剛議員) 続きまして、シート、鉄線、ロープ、竹は何のために必要でしょうか。
- O議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。 総務部長。
- ○総務部長(和久強) 縄、ロープ、鉄線、シートだったかと思いますけれども、これらの資材につきましては、主に土のうを一番使うのはやはり川があふれそうなとき、土のうを積むわけでございますけれども、それに土のうを積むだけではすぐに崩れるというふうなことがありますので、このほかにくぎや木ぐいや鉄くい、そういったものと合わせて、それをしっかりと固定する。あるい

はシートについては川の内側ですね、侵食されないようなために内張りをするとか、そういった工 法で使うと、そんなことでございます。

- 〇議長(中村芳隆議員) 3番、相馬剛議員。
- ○3番(相馬 剛議員) そうしますと、そういう ふうな防災時の何というんでしょうかね、氾濫を 防ぐためのいろんな工法に使う機材を用意するた めのものということでございますが、先ほど言わ れました川倉ですとか、木流しですとかという、 そういう工法なんですが、現在、そういう工法と いうのはどの程度の割合で使われるものなんでしょうか、お伺いします。
- ○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。
 総務部長。
- ○総務部長(和久 強) 実際、使用されるかどうかというふうなところでございますが、水防訓練で、議員もご存じのとおり、木流しにつきましては、訓練の中で作成方法等もやっているわけでございます。ただ、実際にもう本当に川があふれそうだというふうなときに、そういったものを使用するわけでございますので、危険が非常に伴うというふうなことになります。ということになりますと、人的というのではなくて、やはり重機を持ってきてというふうなことが現実的な対応なのかなというふうには考えております。
- 〇議長(中村芳隆議員) 3番、相馬剛議員。
- ○3番(相馬 剛議員) 続きまして、土のう袋は 土のうをつくるために必要なんだろうというふう に思いますが、実際に砂があるのは6カ所の水防 倉庫の中で箒根水防倉庫だけで、ほかには砂は置 いてございません。これで現実の災害の際に、こ の水防倉庫はそういうことで機能するのでしょう か、お伺いします。
- ○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。
 総務部長。

○総務部長(和久 強) 議員ご指摘のとおり、砂 も用意してあるといいますのは、関谷地区の水防 倉庫のみというふうなことになっております。

ただ、大雨あるいは台風というふうなことになりますと、ある程度事前に予測がつくというふうな状況でございますので、それに合わせて砂のほうも用意するというふうな考えでおります。

- 〇議長(中村芳隆議員) 3番、相馬剛議員。
- ○3番(相馬 剛議員) 大体、時間的にどのぐらいで用意できるものでしょうか。
- 〇議長(中村芳隆議員)答弁を求めます。総務部長。
- ○総務部長(和久強) 水防倉庫だけではなくて、砂のストックにつきましては、本庁関係で申し上げますと、旧黒磯の清掃センター、埼玉にございます清掃センターの跡地、それから西那須野と塩原の支所、あるいは黒磯消防署に、常時、ある程度の砂はストックしてあるというふうなことでございますので、緊急の場合はそちらからというふうなことになりますし、また、砂につきましては、業者のほうの手配というようなことで常備もあるというようなことを考えますと、何とか間に合うような対応はできるというふうに考えております。
- 〇議長(中村芳隆議員) 3番、相馬剛議員。
- ○3番(相馬 剛議員) それでは、その防災計画 のマニュアルに、そういったタイムスケジュール 等はきちんとでき上がっているということでよろ しいでしょうか。
- 〇議長(中村芳隆議員)答弁を求めます。総務部長。
- ○総務部長(和久強) 地域防災計画の中では、 そこまでの細かいタイムスケジュールまでは載っ てはございません。ただ、両支所、西那須野支所 あるいは塩原支所、あるいは本庁の中でそういう ふうな対応というのは、職員間では認識を統一し

ているというようなところでございます。

- 〇議長(中村芳隆議員) 3番、相馬剛議員。
- ○3番(相馬 剛議員) そうしますと、水防倉庫でございますが、現実の災害のことを十分に想定して設置されているというようにはちょっと受け取れませんで、そういう防災計画の中にうたってあるので必要だというふうに聞こえるんですが、再度、ここの6カ所の水防倉庫について、その必要性というものをご説明いただきたいと思いますが。
- ○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。
 総務部長。
- ○総務部長(和久 強) 必要性というふうなことでございますけれども、その必要性につきましては、時代の変化とともに目的、活用が違ってきているんだろうというふうに思われます。なぜかと申し上げますと、河川につきましても、それなりの改修等が進んでいる状況にもありますし、災害があれば、その復旧というようなことでよりよい防護擁壁といいますか、改修がされているわけでございます。

そんなところからしますと、果たして現在何が 一番必要なのか、そんなことをこれから考えてい かなくてはならないだろうと思いますし、また、 現在の状況で一番必要とされますのは、最近頻発 しておりますゲリラ豪雨対策というようなところ も視点に入れながら、今後考えていかなければな らないだろうというふうには考えております。

- 〇議長(中村芳隆議員) 3番、相馬剛議員。
- ○3番(相馬 剛議員) 必要性については、今後 検討するというようなことだろうと思います。

現在、那須塩原市の水防倉庫についてですが、 那須町の水防倉庫、先ほど資料に下のほうに那須 町の水防倉庫の写真も参考資料として載せてあり ますが、明らかに資機材の種類、そして量がデー タ的に那須塩原市のものは少ないというふうなデータになっております。この備蓄基準は、実際に 今まで十分に検討した上で、こういうふうな配備 をしていたんでしょうか。

- O議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。 総務部長。
- ○総務部長(和久強) 備蓄基準につきましては、 県のほうで定めた基準がございまして、それを参 考に市のほうとしても基準を設けているところで ございます。ただ、先ほど申し上げましたように、 時代の変化とともに、そこら辺については今まで 見直しをしてこなかったというふうな現状がござ います。

今後につきましては、真に必要な機材等につい て備蓄のほうを検討していきたいと考えておりま す。

- 〇議長(中村芳隆議員) 3番、相馬剛議員。
- ○3番(相馬 剛議員) 県の基準に従ってという ところは防災計画の、この後、3番のところで計 画のところでもう一度伺いたいと思います。

そして、実際に豪雨の際、先ほど言いましたように、すぐに必要なのは土のうだというようなお話だったんだろうと思いますが、土のう袋じゃなくて、土のうの完成品ですね。実際に砂が入ったものを、どこにどのぐらい備蓄していて、その備蓄の基準があるかどうか、まず伺いたいと思います。

先日、塩原支所で伺ったところは塩原支所には 1,500袋備蓄してあるというようなお話を伺って おりますが、本庁、支所、それから消防署、それ から分署、それから、そのほかにも、どういった ところにどのぐらいあって、しかもそれが基準が きちんとあって、その基準どおりにいっているの かどうか、お伺いします。

〇議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長(和久強) 土のうの備蓄の基準は、 まずあるのか、どうなのかというふうなことでご ざいますが、これにつきましては、基準につきま しては、はっきりしたものはございません。持っ てございません。

ただ、現状常備数というふうな形ではございませんけれども、現状として申し上げますと、先ほども申し上げましたように、本庁関係でありますと、埼玉の旧黒磯センターのところに土のうの成果品として1,000袋ですね。それから西那須野支所には500袋、それと塩原支所につきましては、今、1,500というふうな、議員おっしゃったかと思いますが、私のほうの調べでありますと4,600袋というふうなところになっております。それから、関谷の土のう倉庫には約1,600袋というふうな、それから申しわけございません。黒磯消防署にも300袋が備蓄をされているというふうな状況でございます。

- O議長(中村芳隆議員) 3番、相馬剛議員。
- ○3番(相馬 剛議員) 先日、塩原で行われた防災訓練の際に土のうつくりを訓練としてやったわけでございますが、土のうは100個で約3m分というふうに教わりました、この間、土のうつくりのときにですね。ということは、例えば1,000個あって約30m分ということになろうかと思いますので、その何というんでしょうかね、冠水する場所とか、それがきちんと決まって、そのメーター数が決まっていれば、おのずとその基準というものは出てくるんだろうというふうに想定ができるんだろうというふうに思いますが、ぜひ、今後、そういった基準も考えていただければというふうに思います。
- ○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。
 総務部長。

○総務部長(和久強) そういったものは必要か というふうに考えておりますし、土のうにつきま しては、市のほうで、もちろんこういうふうな現 状というような形で数は確保してございますが、 足らない場合につきましては、業者に委託しまし て、至急製作をしていただくというふうな手はず になっております。

また、確かに水防訓練などでは堤防からのあふれるというふうなところを想定してのメーター数というふうなことになっているかとは思いますけれども、一番やはり現実的なのは、住居に浸入しないというふうな防御策としての土のうというようなことになりますので、もう少し幅広く使えるのかなというふうには考えております。

- 〇議長(中村芳隆議員) 3番、相馬剛議員。
- ○3番(相馬 剛議員) 防災に強いまちというものを目指しているところだと思いますが、非常に水防の基準ですとか、そういったものについては若干甘いのかなという気はしてまいりました。

そこで、まず建物でございますが、一番古いもので60年前のものがあるというようなことでございますが、那須塩原市内の6つの建物、もちろん東那須野水防倉庫と鍋掛の水防倉庫、それから箒根水防倉庫については、平成になってからの建物というふうに聞いておりますが、その前の建物はいつ建てられたか、よくはっきりはわからないんですが、これで倉庫としての機能は果たしているというふうに考えていらっしゃいますか。

- 〇議長(中村芳隆議員)答弁を求めます。総務部長。
- ○総務部長(和久強) 6つあります水防倉庫の うち、古いものといいますと、写真でごらんになっておわかりのとおり、黒磯、それから高林の水 防倉庫が昭和30年ごろに建設をされたというふう なことで、60年がもう経過しようとしているとこ

ろでございますので、かなり老朽化が進んでいるというのが現状ではございます。ただ、それでは保管場所として、その機能を果たしているのかどうかというようなことになりますと、雨風は何とかしのいでいるというふうな状況ではございます。

- 〇議長(中村芳隆議員) 3番、相馬剛議員。
- ○3番(相馬 剛議員) 倉庫としての機能は果たしているということだろうというふうに、古いだけだということなんだろうと思います。

しかしながら、実際、高林の水防倉庫を見ていただきますと、入り口のところ、いろんな木の根っこですとか木材がありまして、実は入れないと。 私、見に行ったときには中には実際入ってはいないんですが、ちょっと入りづらかったという状況でございまして、こういうことが何年も続いているということでございます。

そうした内容を含めて、消防団、それから地元の方、それから消防署等々とご相談をしていただいてということになるんだろう思いますが、先ほど、今後はご相談によってということでしてお話でしたが、いつごろ相談されるのか、お伺いします。

- ○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。
 総務部長。
- ○総務部長(和久強) この倉庫、本当に機能は 果たしておりますけれども、かなり古いというふ うなことがございます。でありますので、やはり 備蓄内容はどういったものが適正なのか、それか ら管理体制がどういったものが一番効率的なのか、 そういったことも含めまして、すぐにでも消防署、 あるいは消防団のほうと相談をしていきたいとい うふうには考えております。
- 〇議長(中村芳隆議員) 3番、相馬剛議員。
- ○3番(相馬 剛議員) 来年の2月末までに、できれば一定のご回答を総務企画常任委員会のほう

にいただきたいというふうに考えております。その基準がもしでき上がっていましたら、常任委員会でその基準となったものをもう一度検証したいというふうに考えますので、よろしくお願いします。

続いては、(2)水防団についてでございます。 本市の水防団は消防団が兼務するというような ことでございました。

それから、②の水防協力団体についてでございますが、地域防災計画第1章第8節の水防体制の整備で、国土交通省令で定める水防協力団の指定を行い、その旨を公表するというふうに本市の計画にはなっているかと思いますが、先ほど、まだ指定はないというようなことでございましたが、これ、恐らく申請を受けてから指定するということになるんだろうと思いますが、例えば、その申請をするのに、それを促すような行動とかというのは、そういう活動とかというのはあるものなんでしょうか。

- O議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。 総務部長。
- ○総務部長(和久強) 水防協力団体というふうなことでございまして、まず、平成25年に水防法の一部改正がありまして、協力団体につきましても、従前でありますと一般社団、あるいは財団法人、そういった団体でないと協力団体になれなかったわけなんですが、一部改正におきまして民間企業、建設業者さんでありますとか、あるいは法人格を持たない自治会とかボランティア団体、そういったものもなれるというふうなことになったわけでございますけれども、現状で申し上げますと、ほかのところで見ますと、やはり一番多いのが建設業協会などが指定団体としてなっているというふうなことがございますので、この改正を受けまして、今後どういうふうな方法で申請をして

いただくかについては検討をしたいというふうには考えておりますけれども、やはりその前に、しっかりとどういうふうなことをやっていただくべきものなのか、そこら辺は十分検討した上で、そういうふうな周知もしていきたいというふうには考えております。

- 〇議長(中村芳隆議員) 3番、相馬剛議員。
- ○3番(相馬 剛議員) 今後検討してということ だろうと思いますが、現在、今まで想定できる何 というんでしょうかね、水防協力団体に指定できる団体というのは、大体どういった団体が想定されるか。例えば、市内で1年に1回ですとか、そういう防災訓練、それから水防訓練等を行っている民間企業であったりとか、実は各地の豪雨災害等でボランティアとして活動されているグループがあるんですが、そういうところがもし、何というんでしょうかね、申請があった場合に、そういったところまで指定できるのかどうか、伺います。
- ○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。
 総務部長。
- ○総務部長(和久強) 一番は、やはり現在も防災協定を締結させていただいております、先ほども出ましたが、建設業協会さん、あるいは管工事業組合さん、あるいは電設業協会さんとかが一番有力なのかなというふうには考えますけれども、そのほかにも、今後進めていかなければならないと考えております、例えば販売店といいますかね、固有名詞を出して大変あれなんですが、カインズホームでありますとかコメリでありますとか、そういうふうなところとも今後は協定を結んでいかなければならないだろうというふうに考えておりますので、そういうふうな民間企業、そういうふうなところが挙げられると思いますし、また、防災訓練には、ご存じのとおり、自主防災組織にも協力をいただいているというようなところござい

ますので、そういったところが想定できるのかな というふうには考えますが、先ほど申し上げまし たように、その団体に何を求めるのか、そこをき っちりと検討した上でというふうに考えておりま す。

- 〇議長(中村芳隆議員) 3番、相馬剛議員。
- **○3番(相馬 剛議員)** これについても早急に詰めていただきたいと思います。

続きまして、(3)番、水防計画についてでございますが、先ほど、50mm以上が約1年間に1.1日と、年に1回程度50mm以上雨が降るというようなことなんだろうと思いますが、30mmを超えるとたしかゲリラ豪雨になるんだろうと思いますので、毎年来るというふうな認識でよろしいんだろうと思います。

そこで、降水量と冠水予想図ということで、防災ハザードマップというのがあって、それが全戸に配布されているということでございますが、この防災ハザードマップなんですが、まず、降水量の前提となるのが100年に1回の豪雨というのがここに前提となっているというふうになっておりますが、果たして、そういうマップで大丈夫なんでしょうか。ごめんなさい、浸水予想区域についてということで、浸水予想の基準が、余笹川で2日間で564mm、それから那珂川で2日間で320mm、蛇尾川で24時間で374mmということで、これ大体100年に一度来ると予想される降雨量だと。それによって、浸水する地域がこういうふうですよというようなマップになっているんですが、これでいいということなんでしょうか。

- 〇議長(中村芳隆議員)答弁を求めます。総務部長。
- ○総務部長(和久強) 今、議員のほうからお話があったとおり、ハザードマップのほうには出ているわけでございますが、これも先ほど答弁差し

上げたとおり、県のほうで決めているものを活用させていただいているというふうなところがございますので、それによりますと、県のほうでは水防法により想定し得る最大規模の降雨による浸水区域を指定しているというふうなことになっております。そんなところでございますので、どのくらい雨が降れば洪水するかという視点ではなくて、最大規模の雨で洪水した水が、どれくらいの範囲まで達するのかを想定した区域というふうにご理解をいただければというふうに思います。

- O議長(中村芳隆議員) 3番、相馬剛議員。
- ○3番(相馬 剛議員) 先日、総務企画常任委員会で京都大学防災研究所の視察に行ってまいりました。11月1日だったと思うんですが、そのときに川池准教授のお話に、災害対策で重要なのは、防災教育とインフラ整備、そしてハザードマップの普及ですというふうにおっしゃっておりました。そして、ハザードマップは住民生活の拠点である小学校区単位が望ましいというようなお話でございました。以前に、平山啓子議員のほうで学校に防災部の設置をというようなご提案もあったと思うんですが、ここで例えば、総務部で小学校を対象に防災マップのコンテストなどを行ってみるというような考えはないでしょうか。お伺いします。
- ○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。
 総務部長。
- ○総務部長(和久 強) 小学校エリアごとにハザードマップはどうなのかというふうなお話かと思います。

確かに、現在作成しておりますハザードマップにつきましては、市内を7つの地区に区分してつくっているわけでございますので、それなりに広い範囲を対象としているというふうなことでございます。それがやはり小学校エリアというふうなことになりますと、それなりの生活圏の中での範

囲というふうなことになりますので、やはりそれだけきめ細かなハザードマップができるんだろうというふうには考えているわけでございまして、また、教育上もそういったことでかなり効果が、防災教育上も効果があるんだろうというふうには私も同感するところでございますが、現在のところは市のほうでの研究会を立ち上げたり、あるいはコンテストをやったりというふうな考えはございません。

しかしながら、ハザードマップ、これをもっと 普及、浸透させるための手法というふうなことに なり得るというようなこととなるというふうに考 えますので、これから研究をさせていただきたい と考えます。

- 〇議長(中村芳隆議員) 3番、相馬剛議員。
- ○3番(相馬 剛議員) 続きまして、地域防災計画で対応できるかと、地域防災計画の第1章第8 節で水防対策は対応できるのかというところで、 先ほど対応できるというようなお話でございました。

というところで、まず、地域防災計画第1章第8節に水防体制の整備としての計画があり、市は水防法に基づき、水防計画を策定するとありますが、現実に防災計画の水防体制の整備のほかに水防計画というものはでき上がっているのでしょうか。

- O議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。 総務部長。
- ○総務部長(和久 強) 水防計画、本市におきましても策定をしておりまして、ただ、策定が19年というふうなことになっております。 でありますので、期間が経過しておりますので、来年度には見直しを行いたいというふうに考えております。
- 〇議長(中村芳降議員) 3番、相馬剛議員。
- ○3番(相馬 剛議員) それから、資機材の整備

についてですが、河川の状況や過去の災害状況を 勘案して、地域の実情に即応した整備をするとい うふうにこの計画には第8節でなっておりますが、 実際には、先ほど言いましたように、県の基準を、 この計画に載っているだけでございますので、そ の場所とか地域の実情に合った整備というふうな ことにはなっていないように伺われるんですが、 いかがでしょうか。

- ○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。
 総務部長。
- ○総務部長(和久 強) 地域設置場所といいます か、実情に合ったような整備というようなことか と思いますけれども、やはり河川の付近の状況と いいますのは違ってきているというふうに思われ ます。

そんなところから、全て一律同じというふうな ものではなくて、ある程度、例えば備蓄するもの、 資機材につきましても、中身が違ってしかるべき なのかなというふうには考えております。

- 〇議長(中村芳隆議員) 3番、相馬剛議員。
- ○3番(相馬 剛議員) 那須町の水防計画には、 きちんとその箇所ごとの数が、基準が出ております。本市でも一応こういうふうに倉庫の資機材一 覧というのが出ておりますが、これが果たして基準になっているのかどうかがよくわからないところがあるんですが、恐らく、先ほど基準はないということだったので、あるものを記載してあるだけというふうに受け取っております。

続きまして、やはり第1章第8節のところで、 観測伝達システムの強化という項目がございまして、市は独自に整備している雨量観測システムにより情報を集約しとありますが、市の独自に整備している雨量観測システムというものをご説明いただければと思います。

〇議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長(和久 強) 雨量観測システムでございますけれども、市のほうで整備する以前につきましては、国・県の観測地点というのがあったわけで、大体ほとんどが山岳地帯だったわけなんですね。山のほうにしかなかったわけなんですね。平場にあったのは農業試験場ぐらいというようなことになりますので、それでありますと、どうしても近年頻繁に起こっておりますゲリラ豪雨には対応できない。つまり、すぐ近くでは降っているんだけれども、ここでは降っていないとかというふうな状況があるわけでありますので、そこら辺のゲリラ豪雨の情報を素早くキャッチするというふうな目的によりまして、平成22年度から25年度にかけて市内に8カ所観測システムを設置したというふうなことになっております。

場所につきましては、旧金沢小学校、それから 南公民館、西那須野消防署、それから塩原分署、 それから横林小学校、鍋掛公民館、青木小学校、 東那須野中学校というふうなことで、大体守備範 囲が半径3キロ程度というふうなことになります ので、平場、何とかこれでカバーをできるという ようなことになっております。

- 〇議長(中村芳隆議員) 3番、相馬剛議員。
- ○3番(相馬 剛議員) 今伺った観測場所でございますと、先ほど言った、何とか小学校区内の降雨量と、それからそのときの降ったときの実際の被害とか、そういうのを1年間、例えばそれが3年間ですとかと、ある程度のデータができれば、もう少し細かいハザードマップができるんではないかなというふうに、そういった観測システムがすみません、あるのを存じ上げませんでしたので、ありがとうございました。

最初に申し上げましたとおり、河川の氾濫だけでなく、想定される全ての水害に対応できるよう

な水防対策にぜひしていただけるようお願いを申 し上げまして、この項の質問を終わります。

続きまして、2、減少傾向にある使用料の要因 と対策について。

平成28年第4回定例会において、平成27年度の 決算認定がなされたところです。その中で、歳入、 使用料の決算額は4億3,606万5,165円です。使用 料は、合併後のピークが平成19年の5億6,154万 6,359円で、その差がおよそ1億2,500万円のマイ ナスです。使用料以外の収入、市税は横ばい、分 担金負担金は倍増、手数料は3倍、寄附金はおよ そ20倍、諸収入は微増となっておりますが、使用 料は平成20年度から毎年5%前後落ち、平成23年 度には15%も落ち込み、翌年度8%程度回復した ものの、以来横ばいの状態が続いています。市の 施設が減少しているのか、使用料の値下げがあっ たのか、使用者が減少をしているのか、その原因 と今後の対応について、以下の質問をいたします。

(1)歳入の使用料収入が減少から横ばいに転じていることに対する市の所見を伺います。

(2)民生使用料について、平成19年と27年で37% 減となっている要因について伺います。

(3)衛生使用料について、平成19年と27年で 99.7%減となっている要因を伺います。

(4)農水使用料について、平成19年と27年で20%減となっている要因を伺います。

(5)商工使用料について、平成19年と27年で44%減となっている要因を伺います。

(6)土木使用料について、平成19年と27年で17% 減となっている要因を伺います。

(7)教育使用料について、平成19年と27年で20% 増となっている要因を伺います。

(8)今後、歳入使用料の増加を図るために、どのようなことが課題と考えるか。また、課題克服のためにはどのような施策を講じるべきか伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長(中村芳隆議員) 3番、相馬剛議員の質問 に対し、答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長(和久 強) 2の減少傾向にある使用 料の要因と対策について、一括して私のほうから 順次お答えいたします。

初めに、(1)の歳入の使用料収入が減少から横ばいに転じていることに対する市の所見についてでございますが、減少傾向にあった使用料収入が横ばいに転じたことにつきましては、財政収支の改善につながるものだというふうに考えております。使用料につきましては、公の施設等を使用した際にお支払いいただく行政サービスの対価でございますけれども、施設の運営経費の全てを賄っているものではございません。施設の上には多くの税金が投入されているのが現状でございます。さまざまな施設におきまして利用がふえれば、施設の運営に投入される税金が少なくなり、結果、その税金をほかの行政サービスの財源として活用することができるため、財政運営上望ましい姿になるものと考えております。

次に、(2)の民生使用料が37%減となっている要因についてでございますけれども、主な要因としましては、児童クラブ利用料と健康長寿センター長寿の湯使用料で、児童クラブ使用料については公設の放課後児童クラブについて、平成21年度から運営を民営方式に統一したため、使用料についてはクラブを運営する団体の収入となり、平成19年度の使用料約1,300万円が減となったものでございます。

また、平成10年にオープンしました健康長寿センターの長寿の湯使用料につきましては、かねてより減少傾向にありまして、東日本大震災の影響により大幅な減となった平成23年度との比較では

増加したものの、平成19年度との比較では約170 万円の減となっております。

次に、(3)の衛生使用料が99.7%減となっている 要因についてでございますが、主な要因といたし ましては、保健センター施設使用料の減でござい まして、平成24年9月に塩原保健福祉センターを 廃止したことによりまして、平成19年度の使用料 約750万円が減となったものでございます。

次に、(4)の農水使用料が20%減となっている要因についてでございますけれども、主な要因としましてはグリーングリーン使用料と八郎ヶ原放牧場使用料でございます。

平成6年にオープンいたしました板室健康のゆグリーングリーンについては、使用者数自体は若干増加しておりますけれども、使用料が無料となります70歳以上の市民の割合が増加していることで、平成19年度との比較では約760万円の減となっております。

八郎ヶ原放牧場につきましては、草地除染の実施によりまして、平成24年度、25年度の2カ年間は入牧ができなかったということから、利用する酪農家が減少したことが影響しまして、平成19年度との比較では約200万円の減となっております。

続きまして、(5)の商工使用料が44%減となっている要因についてでございますけれども、主な要因といたしましては、もみじ谷大吊橋利用料、塩原温泉湯っ歩の里使用料及び家族旅行村使用料でございます。

平成11年にオープンしましたもみじ谷大吊橋につきましては、使用者数が近年回復傾向にあるものの、平成19年度には30万人を超えていた使用者が、平成27年度には約18万人にとどまっておりまして、平成19年度との比較では約3,850万円の減となっております。

平成18年にオープンしました塩原温泉湯っ歩の

里についても同様でございまして、平成19年度には12万人を超える使用者が、平成27年度には約5万6,000人にとどまっておりまして、平成19年度との比較では約1,170万円の減となっております。

昭和62年にオープンしました塩原温泉家族旅行村についても使用者が減少しているほか、平成21年4月から入村料を無料としたことや、平成23年にキャンプ場を廃止したことによりまして、平成19年度と比較しますと、約1,049万円の減となっております。

次に、(6)の土木使用料が17%減となっている要因についてでございますけれども、主な要因につきましては、公営住宅使用料と鳥野目河川公園使用料ということになっております。

公営住宅につきましては、市営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化が著しい建物については募集を停止し、順次廃止していることから、平成19年度の入居数759戸は、平成27年度には612戸に減少しており、平成19年度との比較では約2,630万円の減となっております。

平成7年にオープンしました鳥野目河川公園オートキャンプ場の使用料でございますが、東日本大震災の影響によりまして、平成23年度に大幅減となりましたが、近年は回復傾向にあり、平成19年度との比較では約520万円の減となっております。

次に、(7)の教育使用料が20%増となっている要因についてでございますが、主な要因といたしましては、青木サッカー場グラウンド使用料、ホースガーデンの使用料、そしてくろいそ運動場テニスコート使用料でございます。

平成23年にオープンいたしました青木サッカー 場グラウンドにつきましては、平成27年度の使用 者が6万人を超えておりまして、平成27年度使用 料は約340万円となっております。 平成27年にオープンいたしましたホースガーデンにつきましては、平成27年度の使用者が約3,800人、平成27年度の使用料は約120万円となっております。

くろいそ運動場テニスコートにつきましては、 平成25年度、26年度に合計12面の人工芝整備工事 を行ったことから使用者が増加いたしまして、平 成19年度の約2万2,000人から、平成27年度には 約4万5,000人と2倍以上に増加しております。 このことから、平成19年度と比較いたしますと、 約200万円増加をしているというふうな状況にご ざいます。

最後に、(8)の今後、歳入使用料の増加を図るためには、どのようなことが課題だと考えるか、また課題解決のためにはどのような施策を講じるべきかについてでございますけれども、収入の増加を図るためには、より多くの方にご利用いただくことが必要だというふうなことでございますので、使用者の満足度や施設稼働率の向上につながる工夫、あるいは取り組みをそれぞれの施設ごとに実施していく必要があるものと考えております。

一方で、市の施設は老朽化しているものや、あるいは時代のニーズに合っていないというところもあること、それから民間の施設と競合している施設があることなどが使用料が増加しない要因であると考えております。使用料を増加させる方法の一つには、より魅力的な施設に改修し、使用者をふやすことが考えられるところでございますけれども、それには多額の改修費が必要となります。使用料は改修にかかった経費に応じて、新たに設定することとなりますので、使用料、これが高額になるというふうなことも考えられます。このようなことから、施設そのもののあり方についても今後は検討していく必要があるものと考えております。

以上です。

〇議長(中村芳隆議員) 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 4時04分

再開 午後 4時13分

○議長(中村芳隆議員) 休憩前に引き続き、会議 を開きます。

3番、相馬剛議員。

- ○3番(相馬 剛議員) それでは、2番の使用料について再質問いたしますが、まず、11月5日発行の議会だより第65号、4ページの報告のとおり、普通会計上、自主財源は256億円前後で推移しております。その項目の中で、使用料が平成19年度から減少しております。その他の項目については、先ほど述べたとおり、上昇あるいは横ばいとなっておりますが、使用料は公の施設の使用対価であるとのことで、減少傾向にあるのは望ましくないというふうのご答弁だったと思います。この使用料ですが、今後、見通しとして上昇する見込みがあるというふうにお考えなのかどうか、お伺いします。
- ○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。
 総務部長。
- ○総務部長(和久強) 使用料、今後上昇することがあるのかというふうなご質問かと思いますけれども、先ほどお答えしましたとおり、これを増加させるためには施設の老朽化、そういったものについては魅力ある施設等への更新、あるいは施設の魅力度のアップというふうなところが必要かというふうに考えますので、なかなか難しいんだろうというふうなところがあります。また、社会的なニーズというものも年々変化をしてきている

というふうなことになりますと、上昇させるとい うのは非常に難しいであろうと。

ただ、一つ言えますのは、東北大震災における 原発事故の影響が完璧に戻ってきているのかどう かというようなところはあるかと思いますので、 そういったところでは若干また回復の余地がある のかなというふうには考えております。

- 〇議長(中村芳隆議員) 3番、相馬剛議員。
- **○3番(相馬 剛議員)** 難しいかなというような ご答弁でございます。

続きまして、(2)の再質問でございますが、民生 使用料の再質問でございますが、健康長寿センタ 一利用料は最高時におよそ60万円であったものが、 昨年度は33万円ということでした。その要因につ いて伺います。

- ○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。保健福祉部長。
- **〇保健福祉部長(菊地富士夫)** 健康長寿センター の利用料ということですけれども、33万円という ことですが、これでよろしいんでしょうか。
- ○議長(中村芳隆議員) 3番、相馬剛議員、質問 の確認をされておりますので、もう一度質問をし てください。
- ○3番(相馬 剛議員) 健康長寿センター使用料というのが……

[「違うよ」「数字が間違ってるよ」と言う人あり〕

- **○3番(相馬 剛議員)** 33万181円じゃないでしょうか。
- 〇議長(中村芳隆議員)答弁を求めます。保健福祉部長。
- ○保健福祉部長(菊地富士夫) 失礼いたしました。 健康長寿の湯の使用料ということと勘違いいたしまして、申しわけございませんでした。

こちらについては、部屋とか各会議室等の利用

料ということで、この金額で間違いございません。

- ○議長(中村芳隆議員) なぜ減ったかという答弁 漏れでございますので、保健福祉部長、よく聞い て答弁してください。
- ○保健福祉部長(菊地富士夫) 申しわけありません。

会議室等の利用回数の減によるものだと思って おります。

以上です。

- 〇議長(中村芳隆議員) 3番、相馬剛議員。
- ○3番(相馬 剛議員) 続きまして、長寿の湯使 用料は170万円減というふうに先ほどあったと思 いますが、これは回復の見込みはあるのでしょう か。
- ○議長(中村芳隆議員)
 答弁を求めます。

 保健福祉部長。
- ○保健福祉部長(菊地富士夫) これにつきましては、私のほうの手元には平成19年度から27年度までのデータがございまして、実際に平成23年度に大震災がありまして、このときに通常2,500万から2,600万ほどの使用料の収入があったんですけれども、ここで一気に1,880万ほどに落ち込みがありまして、その後、24年、5年、6年、そして7年度ということで、23年度の以前の数に戻りつつあるということで回復傾向にございます。以上です。

〇議長(中村芳隆議員) 3番、相馬剛議員。

- ○3番(相馬 剛議員) 続きまして、(4)農水使用料でございますが、グリーングリーンの使用料は、平成19年2,560万円から昨年度1,800万円に減少しています。無料の年齢層がふえているからというところでございますが、回復する対策というものはないのでしょうか、お伺いします。
- ○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。
 産業観光部長。

○産業観光部長(藤田一彦) グリーングリーンの 使用料について年齢層が上がっている。この施設、 70歳以上の市民が無料だという特徴のある施設で ございまして、その構成比が、平成19年では 28.8%、27年では41.29%まで上がってきている と。高齢化をしているということを考えればある のかなと。

対策としては、若い層を呼び込むのかという話になりますが、先ほど総務部長も答弁で申し上げましたように、新たな魅力をつくるにはそこに投資をしなきゃならいというところもありますので、その辺の兼ね合いかなというふうに考えております。

- 〇議長(中村芳隆議員) 3番、相馬剛議員。
- ○3番(相馬 剛議員) 無料になる年齢層というのは、市民だけなのでしょうか。それとも市外の方も無料ということなんでしょうか。
- 〇議長(中村芳隆議員)答弁を求めます。産業観光部長。
- **○産業観光部長(藤田一彦)** 無料になるのは市民 でございます。
- 〇議長(中村芳隆議員) 3番、相馬剛議員。
- ○3番(相馬 剛議員) 続きまして、八郎ヶ原放 牧場は実際には、平成21年が最高で578万円です。 それからの比較をしますと300万円減というふう になっておりますが、利用者の増加は見込めるの でしょうか、お伺いします。
- ○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。
 産業観光部長。
- ○産業観光部長(藤田一彦) 放牧の頭数で見てみますと、放牧できなかった24、25年度、それから今年度まだ最終ではございませんが、終牧しておりますので見ていきまして、26、27、28と増加しているという傾向にございます。来年度についても、さらに増加できればというふうに思っています。

す。

ちなみに、頭数で申し上げますと、26年度が38 頭という数字まで落ちましたが、本年度87頭まで 回復をしております。

- 〇議長(中村芳隆議員) 3番、相馬剛議員。
- 〇3番(相馬 剛議員) これ、平成21年の当時の 約578万円、そこまで戻せる考えはございますか。
- 〇議長(中村芳隆議員)答弁を求めます。産業観光部長。
- **○産業観光部長(藤田一彦)** それに向けて、今努力をしているところでございます。
- 〇議長(中村芳隆議員) 3番、相馬剛議員。
- ○3番(相馬 剛議員) 続きまして、(5)商工使用料でございますが、もみじ谷大吊橋につきましては、前回、星議員のほうで質問しておりますので飛ばしまして、湯っ歩の里の使用料でございますが、ここ5年間、平成19年から比べると半額以下に下がったままずっと回復しませんが、今後の見通しはいかがでしょうか。
- 〇議長(中村芳隆議員)答弁を求めます。塩原支所長。
- ○塩原支所長(印南良夫) 湯っ歩の里の今後の見込みということでございますけれども、議員ご承知のように、商工施設、塩原地区にある施設につきましては観光客が対象ということになってまいりますので、それの誘客に向けてどのような取り組みができるのか、それが利用増につながるのかということかとは思います。

その中で、特に観光施設につきましては、要因としては景気の動向というのがございます。特に落ち込んだのが、足銀の破綻であるとか、リーマンショックであるとか、そういったものが非常に数字にあらわれてまいりますので、ここ近年同じような、景気が上向いているということからすれば見込めるのかなというふうに感じるところでご

ざいます。

あと、山間部といいますか、DC関係が、来年からデスティネーションキャンペーンが始まりますので、そこら辺の期待もあるのかなというふうに感じているところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(中村芳隆議員) 3番、相馬剛議員。
- ○3番(相馬 剛議員) 今、ご答弁の内容の状況 の中、華の湯使用料、それから旅行村自転車広場 使用料というものが大分V字型に回復しておりま すが、その要因はわかりますか。
- ○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。 塩原支所長。
- ○塩原支所長(印南良夫) 華の湯につきましては、 ある程度固定客というんですかね、リピーターが 安定というんですかね、のあらわれかなというふ うに感じているところでございます。

あと、家族旅行村につきましては、特に家族の 使用が大部分でございますので、そういった中で は、一定の家族のご利用が多かったのかなという ふうに感じているところでございます。よろしい でしょうか。

- 〇議長(中村芳隆議員) 3番、相馬剛議員。
- ○3番(相馬 剛議員) わかりました。

続きまして、(6)土木使用料についてですが、まず、道路占用料が1,940万円から1,530万円と約410万円ほど下がっておりますが、その要因について伺います。

- ○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。建設部長。
- ○建設部長(君島 勝) こちらにつきましては、 主に電気、それから通信ですね。そのほかは水道 等の道路占用というのがございますが、その中で、 電気、それから通信、東京電力、NTT等になり ますが、そちらのほうについては有料で、それか

らあるいは電柱ですね、そういったものについて は有料で占用を認めておりますが、そういった占 用料が、これまで何回かに分けまして占用料金の 改定がございまして、それは国のほうからの基準 を受けまして、市の占用料を決めておりますが、 そういったものが順次改定で下がってきておりま して、それらが大きな減の要因ということであり ます。

以上です。

- 〇議長(中村芳隆議員) 3番、相馬剛議員。
- ○3番(相馬 剛議員) わかりました。電柱の本数が減ったんではなくて、単価が下がったということで理解しました。

それから、鳥野目オートキャンプ場が回復傾向 にあるとのことですが、今後の見通しを再度お伺 いします。

- ○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。
 建設部長。
- ○建設部長(君島 勝) 鳥野目オートキャンプ場の使用料でございますが、こちらにつきましては、平成19年にかなり使用料が多くありまして、これはそのあたりがオートキャンプのブーム、これまでブームがあったということで、自然にその後減りつつある中で、平成23年の東日本大震災で大きく落ち込みました。

その後、少しずつ回復傾向にありまして、一時 は平成19年から比べますと1,000万ぐらい落ち込 んでいたかと思いますが、それが今現在は500万 の落ち込みぐらいまで回復しているということで ありますので、この後、今現在、鳥野目オートキ ャンプ場につきましては、指定管理者の管理とい うことで、かなりリピーター等の取り込み、そう いったものにも力を入れて、いろんな自主イベン ト等もやっていただいておりますので、そういっ たところが今後さらに回復してくるのではないか というふうに見込んでいるところであります。
以上です。

- 〇議長(中村芳隆議員) 3番、相馬剛議員。
- ○3番(相馬 剛議員) 続きまして、(7)番、教育使用料についてですが、教育使用料が全体的に上昇しているというようなことでございます。

サッカー場、それからテニスコート、新しくできた施設がありますので上昇しているんだろうというふうなことと思いますが、その中で、まず、いきいきふれあいセンター使用料が最高時81万1,000円だったものが、昨年度4万1,000円になっている、その要因についてはわかりますか。

- ○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。
 教育部長。
- ○教育部長(伴内照和) いきいきふれあいセンターの使用料ということでございますが、施設を利用する団体というのは、ある程度固定化されているところでございますが、やはり参加人数の減であるとか、いろいろな条件の中で一部使用が控えられているとか、そういったところが要因かなというふうには思っております。
- 〇議長(中村芳隆議員) 3番、相馬剛議員。
- ○3番(相馬 剛議員) そうしますと、一部の参加で83万が4万1,000円、約5%近くになってしまうというようなことでいいんでしょうか。
- ○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。 教育部長。
- ○教育部長(伴内照和) いきいきふれあいセンターにつきましては、整備をするに合わせて、当初かなりの方が利用していただいていたということはあるんですが、最近、利用料についても何というんですかね、無償で対応するようなケースも出てきております。特に、市民の方の利用の場合には料金が下がるとか、そういったような全体の見直しをかけているところもありますので、そうい

った意味合いも含めて、全体的に下がってしまったというような状況かと思っております。

- 〇議長(中村芳隆議員) 3番、相馬剛議員。
- O3番(相馬 剛議員) 後で詳しくお伺いしたい と思います。

また、西那須野公民館使用料ですが、33万 8,000円から12万円、約3分の1近くになっておりますが、これの減少している要因は、お伺いします。

- O議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。 教育部長。
- ○教育部長(伴内照和) 西那須野公民館、比較的新しい施設ということで、やはり整備当時につきましては、地元の方も含めて多くの使用がありました。また、外部利用というのも相当あったわけなんですが、やはり年数がたつにつれて利用者が特定されてきたというようなことで、全体的には減になっているというような状況です。
- 〇議長(中村芳隆議員) 3番、相馬剛議員。
- ○3番(相馬 剛議員) それでは、体育施設で伺いますが、三島体育センターグラウンドが52万4,000円から17万8,000円に落ちておりますが、7割近く落ちているところでございますが、その要因について伺います。
- ○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。
 教育部長。
- ○教育部長(伴内照和) 三島体育センターにつきましては、特にグラウンドの使用料というのが大きく減になっております。こちらにつきましては、施設の改修であるとか、いろいろな施設整備、そういった要因も含まれておりますので、全体的に減ってきていると。

あわせて、一部ではございますが、くろいそ運動場の弓道場が廃止になったということで、弓道施設については逆に一部ふえているというような

ことで、トータル的には減ってきているというのが現状です。

- 〇議長(中村芳隆議員) 3番、相馬剛議員。
- ○3番(相馬 剛議員) すみません。三島体育センターのグラウンドだけの今お伺いをしたところだったんですが、何となくイメージつかめましたので、次にいきたいと思います。

次に、塩原B&G海洋センター体育館が46万から84万と約倍ぐらいに上がっていますが、その要因を伺います。

- ○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。 教育部長。
- ○教育部長(伴内照和) 塩原B&Gの海洋センターでございますが、利用人数については極端にふえているということはございませんが、近年の利用の状況が、いわゆる温泉地の立地ということを踏まえて、県外の高等学校であるとか、大学のゼミとか、そういった方々の利用がふえたことによりまして、1時間当たりの単価が違っているというのが主な要因です。
- 〇議長(中村芳隆議員) 3番、相馬剛議員。
- ○3番(相馬 剛議員) いいお話を伺いました。 減免措置のない方がたくさん使っていただいてい るというようなことなんだろうというふうに思い ます。

最後になりますが、学校開放夜間照明使用料が 平成19年38万2,000円から昨年度11万8,000円と3 分の1になっておりますが、その要因について伺 います。

- ○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。 教育部長。
- ○教育部長(伴内照和) こちらの減につきましては、やはり屋外スポーツ、特に夜間利用する方が全体的に減少しているということで、こういった数字になっているというふうに認識しております。

- 〇議長(中村芳隆議員) 3番、相馬剛議員。
- ○3番(相馬 剛議員) ということでございますが、実は実際にここで利用が減っているというところでございますが、学校開放夜間照明マニュアルというのがございまして、そこに1ページ目に赤い字で、これだけ使用料が減っているんですが、ことしも「1団体週1回使用に限る」というふうに、こういうふうに赤い字で入っておりまして、これが利用者のところに全部に届きます。

当然、2年前の福祉教育常任委員会で部長のほ うから、あいていれば使っていただけるというよ うなことは伺っておりますが、現実にこういうも のが配られますと、やっぱり使っている方はもう これ見た瞬間に、ああ、やっぱり週1回しか申し 込みできないんだなというふうになってしまいま すので、実際には申し込みしないと。何人か利用 者はおるんですが、ちょっとできないんですよね ということで、いや、正式に申し込みに行けばち ゃんと2回以上でもあいていれば使えるよという ふうに申し上げても、やっぱりこういうふうに赤 い字で書かれてしまいますと、どうしても市民は 申し込みに行かないというような状況だというふ うに思いますので、本当に市民の何というんでし ようかね、細部にわたってのきめ細やかな心配り からこういった使用マニュアル、それから利用さ れる方のマニュアルというものをきちんと決めて、 丁寧に市民に接していただきたいなというふうに 思うところでございます。多少利用がふえるんで はないかなというふうに思うところでございます。

今後の課題と対策ということでお伺いしましたが、使用料収入は歳入全体の2.6%ですが、自主財源項目としては、市税、繰越金、諸収入に次いで4番目に多い財源です。貸し出し施設の多く、その状況によって回復が難しいところ、それから施設の老朽化によって使用料が、利用者が減って

いるなど、いろいろな要因があるんだろうと思いますが、例えば、市の努力によって使用料収入というのはふやせるというふうに、多くの施設については指定管理者制度を採用していると思いますが、恐らく契約上、指定管理者にはそうした使用料の増減の責任はないんだろうというふうに思います。とすれば、やっぱり市の責任で使用料の増加を考えていくしかないのだろうというふうに思います。市の今後の努力を期待したいというふうに思います。各施設については機会がありましたら、再度一般質問に取り上げてみたいと思います。以上でこの項の質問は終わります。

3番、TI活動(トータルアイデンティティー活動)について。

トータルアイデンティティー活動は、団体の特性や独自性を統一したイメージやデザインでわかりやすいメッセージを発信し、存在価値を高めていく活動です。

本市は誕生11年目となり、市章や市を象徴する 木や花、市歌の制定などを行い、「チャレンジi ng那須塩原」のブランドメッセージを市内外に 発信しているところです。

しかしながら、市内において本市の特性や独自性、いわゆるアイデンティティーを感じられるところは非常に少ないというふうに思います。民間では、1970年代からQC活動(クオリティーコントロール)を行い、サービスと品質の向上を図り、1990年代にはTI活動(トータルアイデンティティー活動)の手法により、イメージの向上を図っています。地方自治体でも各地でシティプロモーションに取り組んでいますが、本市のイメージの確立と向上にTI活動を行う考えについて、以下の質問をいたします。

(1)本市のイメージ戦略をどのような基準で取り 組んでいるか伺います。 (2)行事や式典において、国旗掲揚と同時に市旗 の掲揚、さらには市歌の活用についてはどのよう に取り組んでいるか伺います。

(3)市の物品購入、建物・インフラ整備の際、色や形について統一された基準があるか伺います。

(4)現在策定中の第2次総合計画にトータルアイ デンティティー構築の考えはあるか伺います。 以上、1回目の質問といたします。

○議長(中村芳隆議員) 3番、相馬剛議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画部長。

〇企画部長(藤田輝夫) 3のTI活動(トータル アイデンティティー活動)について、順次お答え いたします。

まず、(1)の本市のイメージ戦略の基準についてですが、イメージ戦略といたしましては、本市の独自性や優位性を基準として、本市のイメージアップにつながるものを発信しております。 具体的には、本市のブランドメッセージである「チャレンジing那須塩原」につきましては、開拓で生まれた本市の歴史や風土、受け継いできた市民性などを他の地域と差別化し、本市の独自性を端的に表現するメッセージとして創作しております。

また、那須塩原市牛乳等による地域活性化推進 条例につきましては、本州一の生産を誇る生乳が 地域の知名度向上に貢献している優位性を地域活 性化に生かすために制定しております。

次に、(2)の行事や式典での市旗掲揚と市歌の活用についてですが、市旗掲揚につきましては、屋外で開催するお祭りやスポーツイベントなどの行事では、掲揚台の有無などにより全ての行事での掲揚は行いませんが、室内で行われる市の表彰式や成人式などの式典においては、原則掲揚をしております。

また、市歌の活用につきましては、市の表彰式

での斉唱、なしお博での会場内BGMのほか、小 学校での構内放送などに活用しております。

次に、(3)の市の物品購入、建物・インフラ整備の際の形や色の統一基準についてでございますが、物品購入や建物・インフラの整備は最少の経費で最大の効果を発揮させることを主目的としておりまして、現状では形や色の統一基準の設定までには至っておりません。

最後に、(4)の第2次総合計画でのトータルアイ デンティティー構築についてでございますが、本 市はこれまでもシティプロモーション事業など、 さまざまな取り組みを通してイメージの向上に努 めてきたところでございます。

今後につきましても、第2次総合計画において 地域ブランドの推進など、本市の独自性、優位性 を高める施策を引き続き実施する中で、トータル アイデンティティー活動についても、その内容等 も含めて調査・研究を進めてまいりたいと考えて おります。

- O議長(中村芳隆議員) 3番、相馬剛議員。
- ○3番(相馬 剛議員) アイデンティティーの構築は、時代や社会情勢に影響されない一定の統一されたイメージを独自に明確化して、人々の五感に訴えるために必要だというふうに考えております。調査・研究するということでございます。

(4)番の再質問でございますが、第2次総合計画にはこうした統一されたものの基準をつくってイメージ戦略をするということについて、取り上げられるかどうかということについて、再度確認したいと思います。

- ○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。
 企画部長。
- ○企画部長(藤田輝夫) 2次計画でアイデンティ ティー活動といったものをしっかりと位置づけて いくかということでございますが、こちらは先ほ

どもお答えしたとおり、現時点におきましては、 本市のイメージアップ、そして認知度の向上に向 けてシティプロモーションという手法でもってさ まざまな取り組みを進めているというところでご ざいます。

議員ご提案のトータルアイデンティティーについても、目指すところは本市のイメージアップにあるのかなというふうに思っているところでございます。人々の五感に訴える統一イメージを構築してはとの具体的なご提案をいただきましたので、今後の研究課題とさせていただいて、できることから実行に移す中で、本市の優位性、独自性というものをさらに強く出して、一層の本市のイメージアップといったものに努めてまいりたいというふうに考えております。

- 〇議長(中村芳隆議員) 3番、相馬剛議員。
- **○3番(相馬 剛議員)** それでは、1点だけお伺いします。

例えば、本市のイメージカラーはというふうに 聞かれた場合、どのようにお答えしますか。

- O議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。 企画部長。
- ○企画部長(藤田輝夫) 本市のイメージカラーということでございますが、市の色ということで特定したものを条例等で決めているということではございませんが、市章の色は、ご案内のとおり、緑、青、オレンジというところで構成しておりますので、実質的にはこの3色が本市のイメージカラーとなり得ているのかなというふうに思っております。

以上です。

- 〇議長(中村芳隆議員) 3番、相馬剛議員。
- ○3番(相馬 剛議員) それでは、来年改修予定 のくろいそ運動場の野球場のトータル的な設計上 のカラーリングはどのように設計されていますか。

- ○議長(中村芳隆議員) 相馬剛議員、質問項目か らちょっと外れておりますので、質問を変えて再 **〇議長(中村芳隆議員)** 以上で、3番、相馬剛議 質問してください。
- ○3番(相馬 剛議員) 市のイメージを、近年新 しく改修する建物でございますので市のイメージ に沿ったカラーが必要なんだろうというふうに思 いますので、再度、トータルアイデンティティー の構築に向けて、どういう基準でそのカラーにな るのかというところをお伺いしたいと思いますが、 まずいですか。
- 〇議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。 教育部長。
- 〇教育部長(伴内照和) 現在、工事完成に向けて 取り組んでいるところですが、まず1つにはグラ ウンド周りのフェンスといいますか、安全策も講 じたフェンスについては、基本的に緑系の色で考 えております。それとバックネット等について、 また、実際に後ろに座る座席があるわけなんです が、座席についてはオレンジ系、また、青系のも のを入れながら、市のカラーをある程度イメージ したものにしたいというふうには考えております。
- 〇議長(中村芳隆議員) 3番、相馬剛議員。
- ○3番(相馬 剛議員) ラバーフェンスは青、建 物はグリーン、それから観客席の椅子はオレンジ というふうなリクエストをしたところでございま すが、まだそこまでいっていないのかなというと ころでございます。

大変時間がなくなりましたので、市は市民ニー ズに応える政策が一番なんだろうというふうに思 いますが、市民生活をゆりかごから墓場までどの ようにプロデュースするか、そして市民生活が満 足いただける、那須塩原市民が自信と誇りを持つ ていただくために、そうした例えば色の統一、そ れからいろいろなイメージの統一等をお願いした いというふうに思います。

以上で質問を終わります。

員の市政一般質問は終了いたしました。

◎散会の宣告

〇議長(中村芳隆議員) 以上で本日の議事日程は 全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。 ご苦労さまでした。

散会 午後 4時48分